

武蔵村山市第二次教育振興基本計画 (素案)

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	4
第2章 計画の施策展開の方向	5
1 国及び東京都の教育振興基本計画	5
(1) 国	5
(2) 東京都	5
2 本市を取り巻く教育の現状と課題	6
(1) 確かな学力と社会の変化に対応できる力を育む教育について	6
(2) 心身の健康について	8
(3) 学校・家庭・地域との連携について	9
(4) 学校教育について	10
(5) 生涯学習について	11
(6) スポーツ・レクリエーション活動について	12
(7) 文化財の保護・保存、活用について	14
(8) 教育財産の有効活用の推進について	15
(9) 教育委員会と関係機関との連携について	15
3 計画の基本理念・基本方針	16
(1) 基本理念・基本方針	16
(2) 教育目標	17
4 施策体系	18
5 重点的に取り組む施策	22
第3章 今後5年間で取り組むべき基本施策	24
1 生きる力を育む教育の推進	24
(1) 豊かな心を育む教育の推進	24
① 人権教育の推進【重点】	24
② 道徳教育の充実	25
③ 体験活動の充実	25
(2) 学力向上策の推進	26
④ 確かな学力の定着【重点】	26
⑤ 読書活動の推進と言語能力の育成	27
(3) 健康な身体や体力を育む教育の推進	28

⑥	体力向上策の推進【重点】	2 8
⑦	食育の充実	2 8
⑧	心と身体の健康管理の充実	2 9
(4)	社会の変化に対応できる力を育む教育の推進	3 0
⑨	安全教育の充実	3 0
⑩	情報教育の充実	3 1
⑪	国際理解教育の充実	3 1
⑫	日本の伝統・文化教育の充実	3 2
⑬	キャリア教育の充実	3 2
(5)	個に応じた支援と指導の充実	3 3
⑭	特別支援教育の充実	3 3
⑮	不登校への対応・適応指導の充実	3 4
⑯	教育相談体制の整備	3 5
(6)	オリンピック・パラリンピック教育の推進	3 6
⑰	オリンピック・パラリンピック教育の具体的な取組	3 6
	平成33年度の数値目標【施策展開の方向1 生きる力を育む教育の推進】	3 7
2	学校・家庭・地域の連携強化	3 8
(1)	開かれた学校づくりの推進	3 8
⑱	コミュニティ・スクールの充実【重点】	3 8
⑲	一斉学校公開等の実施	3 9
⑳	広報の充実	3 9
(2)	学校・家庭・地域の協働体制の構築	4 0
㉑	放課後子ども総合プラン事業の推進	4 0
㉒	家庭教育の支援【重点】	4 0
㉓	児童・生徒の安全確保	4 1
	平成33年度の数値目標【施策展開の方向2 学校・家庭・地域の連携強化】	4 2
3	教育の質の向上と教育環境の整備	4 3
(1)	特色ある学校づくりの推進	4 3
㉔	小中一貫教育・小中連携教育の推進【重点】	4 3
㉕	一校一研究の推進【重点】	4 4
㉖	部活動等の充実	4 4
(2)	教職員の質の向上	4 5
㉗	教職員研修・研究の充実	4 5
㉘	授業改善の推進【重点】	4 5
(3)	学校経営力の充実	4 6
㉙	人材育成の推進	4 6

③⑩	学校評価の充実【重点】	4 6
(4)	学校教育環境の充実	4 7
③①	学校施設・設備の整備【重点】	4 7
③②	教育機器・教材の整備	4 8
③③	学校 I C T 環境の整備【重点】	4 8
③④	学校規模適正化の推進【重点】	4 8
③⑤	通学区域と 3 学期制・中学校学校選択制の推進	4 9
③⑥	学校給食の充実	4 9
③⑦	奨学金制度の実施	5 0
	平成 3 3 年度の数値目標【施策展開の方向 3 教育の質の向上と教育環境の整備】	5 1
4	自己実現を目指す生涯学習の推進	5 2
(1)	生きがい、ふれあいを育む生涯学習の推進	5 2
③⑧	生涯学習の推進	5 2
③⑨	生涯学習情報の提供と学習機会の充実【重点】	5 3
④⑩	生涯学習施設・設備の整備	5 3
④⑪	図書館運営の充実	5 4
(2)	スポーツ・レクリエーション活動の推進	5 5
④⑫	スポーツの推進【重点】	5 5
④⑬	スポーツ施設・設備の整備	5 6
(3)	郷土を愛し、理解を深める文化財の保護・活用	5 7
④⑭	文化財の調査、保護・活用	5 7
(4)	青少年の健全育成	5 8
④⑮	青少年活動の推進	5 8
④⑯	地域との連携強化	5 9
④⑰	指導・相談・支援体制の充実	5 9
	平成 3 3 年度の数値目標【施策展開の方向 4 自己実現を目指す生涯学習の推進】	6 0
5	教育財産の有効活用の推進	6 1
	教育財産の有効活用の推進	6 1
④⑱	放課後子ども総合プラン事業の推進	6 1
④⑲	校庭・屋内運動場開放の推進	6 1
⑤⑰	生涯学習施設・設備の整備	6 2
	平成 3 3 年度の数値目標【施策展開の方向 5 教育財産の有効活用の推進】	6 3
第 4 章	組織の総合力を生かした教育行政の推進	6 4
(1)	教育委員会と関係機関との連携強化	6 4
①	教育委員会と市長部局等との連携システムの構築	6 4
②	関係機関との連携	6 4

(2) 開かれた教育委員会.....	6 6
③ 教育委員会会議の透明化.....	6 6
関連資料.....	6 7
1 武蔵村山市第二次教育振興基本計画策定委員会設置要綱.....	6 7
2 武蔵村山市第二次教育振興基本計画策定委員会委員名簿.....	7 0
3 武蔵村山市第二次教育振興基本計画策定委員会学校教育部会部員名簿.....	7 1
4 武蔵村山市第二次教育振興基本計画策定委員会生涯学習部会部員名簿.....	7 2
5 武蔵村山市大綱・第二次教育振興基本計画策定懇談会設置要綱.....	7 3
6 武蔵村山市大綱・第二次教育振興基本計画策定懇談会委員名簿.....	7 5
7 策定経過.....	7 6
8 武蔵村山市大綱・第二次教育振興基本計画策定懇談会（報告）.....	7 7
9 関連リーフレット等.....	8 1
10 用語解説.....	9 5

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

近年、我が国では、少子高齢化の進行や社会経済のグローバル化、環境破壊、自然災害といった諸問題が顕在化しています。また、地域においては、規範意識の低下やコミュニティのつながりの希薄化など、家庭や地域の教育力の低下も問題視されています。

学校教育においては、子供たちの学ぶ意欲の低下や体力の二極化、いじめ、不登校への対応をはじめ、特別支援教育の推進、学校への信頼の確保、家庭と地域との連携強化など、多様な視点からの取組が求められています。

他方、平成23年3月に発生した東日本大震災を契機に、安全確保の取組が加速するとともに、人と人とのつながりの重要性が再認識されるなど、人々の意識にも大きな変化をもたらし、学校教育においても「生き抜く力」を鍛え伸ばす取組が注目されています。

また、生涯学習を通じて、人生をより豊かに生きるとともに、学びの成果を地域社会のために生かすことのできる生涯学習社会の実現に向けた取組も一層重要となっています。

国では、平成18年に改正された教育基本法を踏まえた新学習指導要領の実施、平成25年9月のいじめ防止対策推進法の施行など、時代に対応する様々な制度改正が行われるとともに、平成25年6月には第2期の教育振興基本計画が策定されています。

平成27年4月には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、新たに地方公共団体の長と教育委員会で構成される総合教育会議を設置すること及び地方公共団体の長が教育大綱を策定することなどが定められました。

東京都では、平成25年に「東京都教育ビジョン（第3次）」を策定し、今日的課題を踏まえつつ、中・長期的に取り組むべき基本的な方向性と主要施策を明らかにするとともに、平成28年に一部改定を実施しています。

本市では、平成24年3月に「武蔵村山市教育振興基本計画」（以下「現行計画」という。）を策定し、「人と人との絆で 未来を拓く 学び支え合うまち むさしむらやま」を基本理念に、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿を明らかにするとともに、今後5年間に取り組むべき施策に沿って、教育施策の推進を図ってきました。また、平成27年5月には総合教育会議において、現行計画の基本理念、教育目標及び基本方針を本市の教育大綱として位置付けることが決定されました。そして、平成28年度末をもって現行計画の期間が終了することから、教育基本法に基づき、国や東京都の動向を考慮するとともに、市の教育大綱及び関連計画との整合を図りながら、平成29年度を初年度とする「武蔵村山市第二次教育振興基本計画」（以下「本計画」という。）を新たに策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、国の「第2期教育振興基本計画」及び「東京都教育ビジョン（第3次）」を踏まえ、市の実情に応じた教育の振興のための施策に関して総合的かつ計画的な推進を図るために定める基本的な計画です。

また、本計画は、平成28年3月策定の「武蔵村山市第四次長期総合計画後期基本計画」に示す本市の将来都市像「人と緑が織りなす 夢ひろがる やさしいまち むさしむらやま」を実現するための学校教育分野及び生涯学習分野における計画であり、本市の教育の方向性を定める教育大綱の視点に基づき、教育分野の目標を具現化する最上位計画に位置付けられます。

本市及び教育委員会は、本計画に基づき、計画的に主要施策、主要事業の実現に取り組みます。

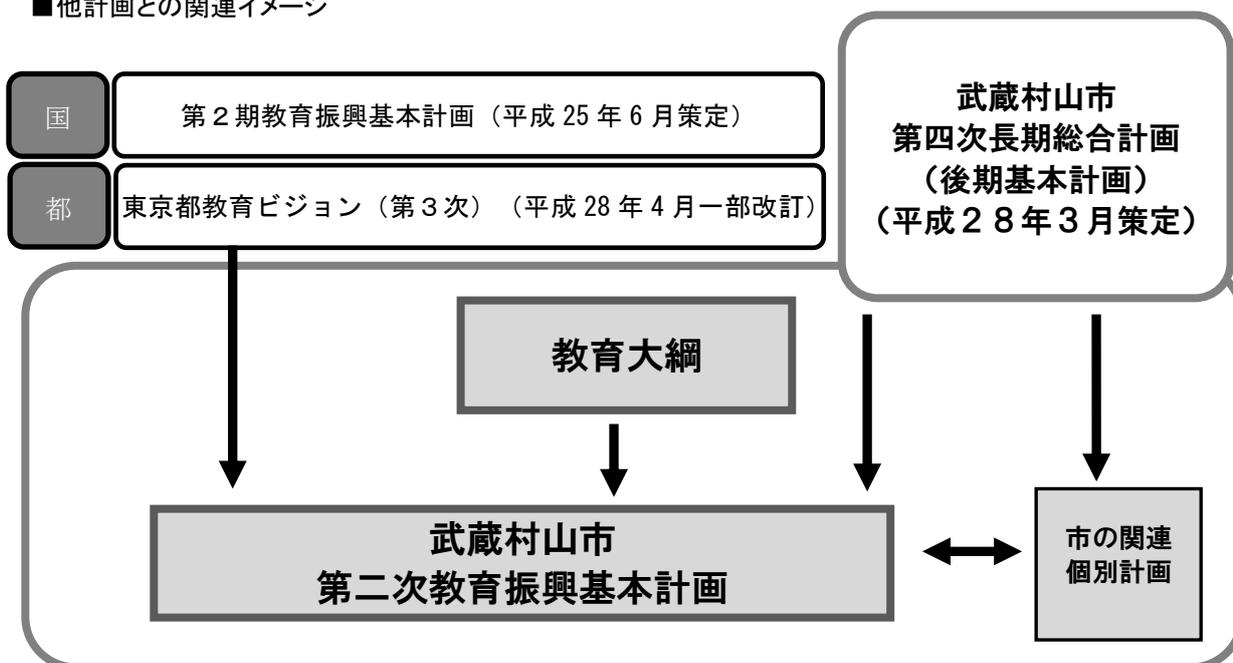
なお、本計画は、国や東京都における施策の見直し等があった場合は、必要に応じ見直しを行います。

■教育基本法 抜粋

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

■他計画との関連イメージ



3 計画の期間

本計画は、平成29年度から平成33年度までの5か年を計画期間とします。また、教育をめぐる社会情勢の変化などに応じ、適宜必要な見直しを行うこととします。

■本市の関連計画の期間

	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31	平成 32	平成 33
長期総合計画	第四次（前期）					第四次（後期）					
教育振興基本計画	第一次					第二次（本計画）					
生涯学習推進計画	第三次					第四次					
スポーツ推進計画	第一次										
子供読書活動推進計画	第二次					第三次					
特別支援教育推進計画	第三次				第四次						
子ども・子育て支援事業計画						第一次					
健康増進計画・食育推進計画	健康増進計画 第一次					第二次健康増進計画・食育推進計画					
	食育推進計画 第一次										

4 計画の策定体制

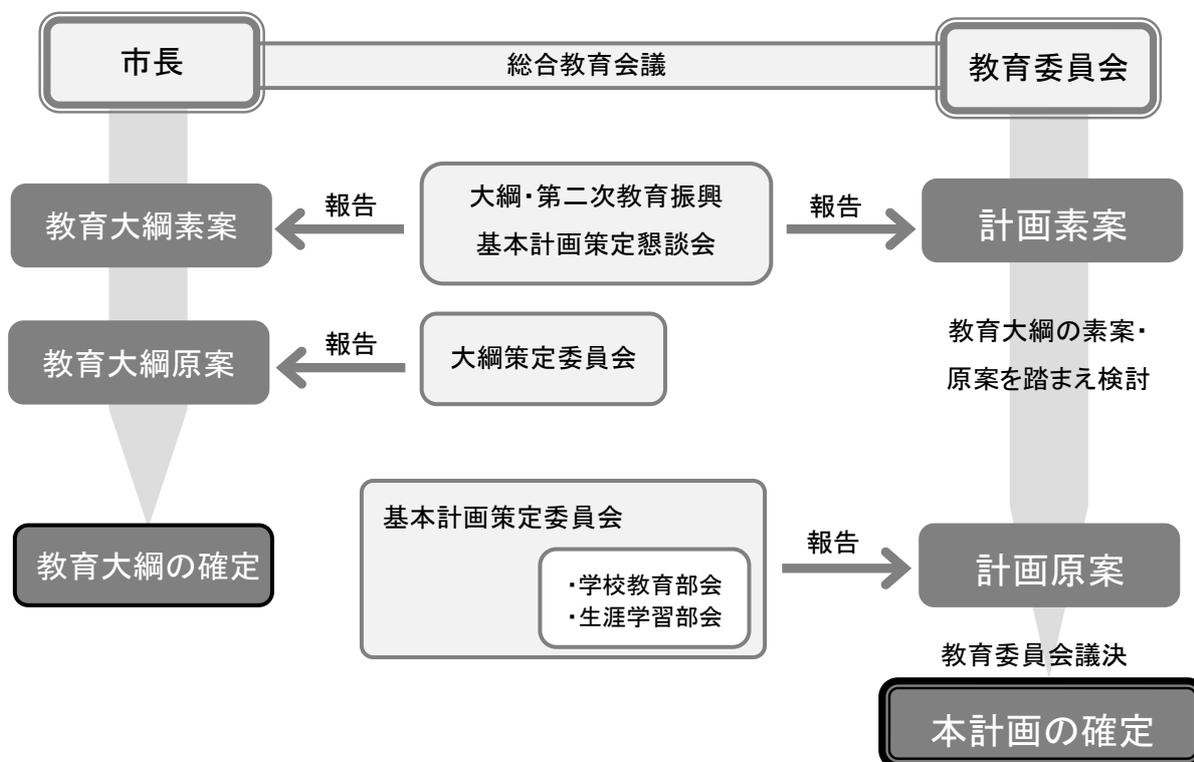
国の法改正に伴い、平成27年4月から、市長と教育委員会で構成する「総合教育会議」が新設されました。総合教育会議では、教育大綱の策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策等の協議・調整等を行います。教育大綱は、本市の教育行政を推進するための基本指針となるもので、本計画は、教育大綱の理念に基づき、具体的な教育施策を定めたものです。

教育大綱の策定に当たっては、市民や学識経験者等が加わる「武蔵村山市大綱・第二次教育振興基本計画策定懇談会」（以下「大綱・第二次教育振興基本計画策定懇談会」という。）及び市内組織である「武蔵村山市大綱策定委員会」（以下「大綱策定委員会」という。）において検討を行いました。

本計画は、本計画の策定作業と平行して検討が行われた教育大綱の素案、原案を踏まえながら、「武蔵村山市大綱・第二次教育振興基本計画策定懇談会」及び「武蔵村山市第二次教育振興基本計画策定委員会」（以下「基本計画策定委員会」という。）において協議を重ね、具体的な施策を定めたものとして策定しました。

また「基本計画策定委員会」に、「学校教育部会」及び「生涯学習部会」を設置し、施策内容の専門的な検討を行いました。

■計画の策定体制



第2章 計画の施策展開の方向

1 国及び東京都の教育振興基本計画

(1) 国

国においては、教育基本法に示された理念の実現と我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき、平成25年6月14日付で、第2期教育振興基本計画（平成25年度～平成29年度）が閣議決定されました。

第2期教育振興基本計画では、第1期教育振興基本計画で掲げた「10年間を通じて目指すべき姿」の達成に向けた取組を継続すると同時に、「自立・協働・創造」を基軸に、次の四つの基本的方向性が示されています。

- 1 社会を生き抜く力の養成
- 2 未来への飛躍を実現する人材の養成
- 3 学びのセーフティネットの構築
- 4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

そして、八つの成果目標と社会状況を踏まえ、将来の社会のあるべき姿の実現に必要な30の基本施策が体系的に整理されています。

(2) 東京都

東京都では、平成25年4月に「東京都教育ビジョン（第3次）」（平成28年4月一部改訂）を策定し、『社会全体で子供の「知」「徳」「体」を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に貢献する力を培う』ことを基本理念とし、その基本的理念を実現するため、次の五つの視点が示されています。

- 1 一人一人の個性や能力に着目し、最大限に伸ばすとともに、自己肯定感を高める。
- 2 「知」「徳」「体」の調和のとれた生きる基盤を培う。
- 3 変化の激しい社会を生き抜く思考力・判断力・表現力や創造力等を育てる。
- 4 社会の一員としての自覚と行動力、社会の発展に貢献しようとする意欲を高める。
- 5 学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子供を育てる。

そして、「基本理念」及び「基本理念を実現するための五つの視点」を踏まえ、「知」「徳」「体」「オリンピック・パラリンピック教育」「学校」「家庭」「地域・社会」を柱として、今後、中・長期的に取り組むべき事項について、10の取組の方向と26の主要施策が体系的に整理されています。

2 本市を取り巻く教育の現状と課題

本市を取り巻く教育の現状と課題を、次のとおり9項目に整理しました。

(1) 確かな学力と社会の変化に対応できる力を育む教育について

本市では、児童・生徒一人一人に確かな学力の定着を図るため、毎年度、学校ごとに「授業改善推進プラン」を策定し、子供たちに分かりやすい授業づくりと授業規律の確立を目指した教育を進めてきました。また、子供や保護者による「学校評価」を計画的に実施し、その結果を授業改善に生かしてきました。

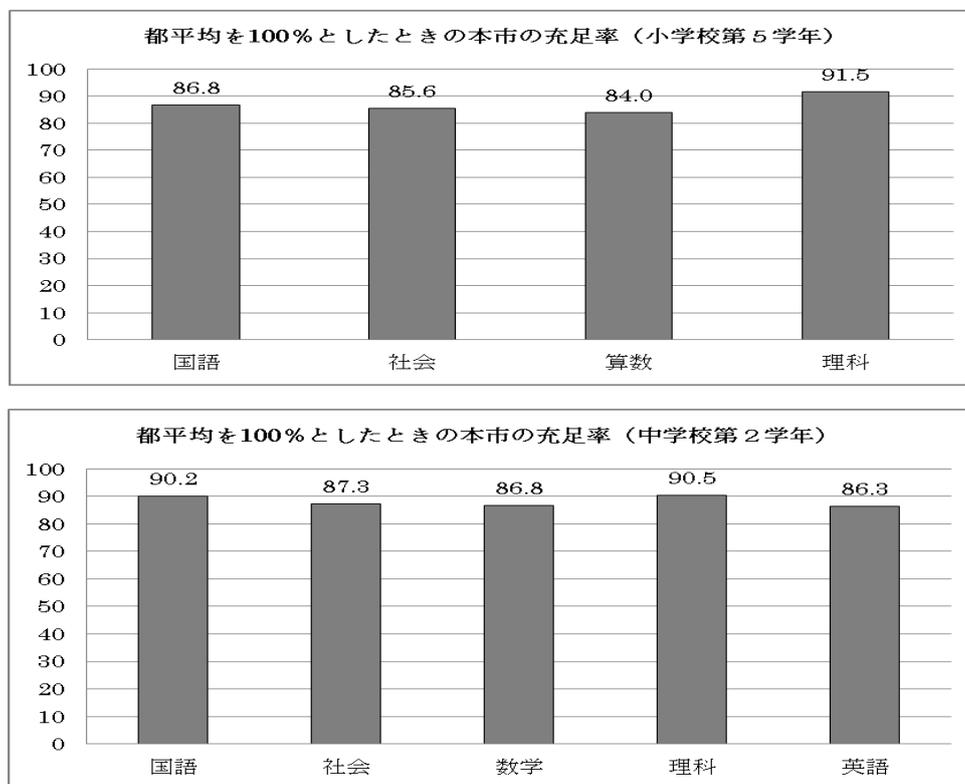
今後も、児童・生徒一人一人の「生きる力」を支える確かな学力の定着を図るため、学校、家庭及び地域との連携を図りながら、成果と課題を明らかにし、指導方法の工夫や授業改善を進めていく必要があります。

特に、子供たちを取り巻く社会環境が急激に変化する中、そうした変化に柔軟に対応していくため、今後も生きる力を育成していく必要があります。

また、子供たちが、将来の生き方について、目的意識をもち主体的に選択できるよう、教育活動全体を通じて、児童・生徒の発達段階に応じた進路指導・キャリア教育が求められています。

さらに、特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対応したきめ細やかな教育的支援が一層求められています。

図 平成27年度 全国学力・学習状況調査

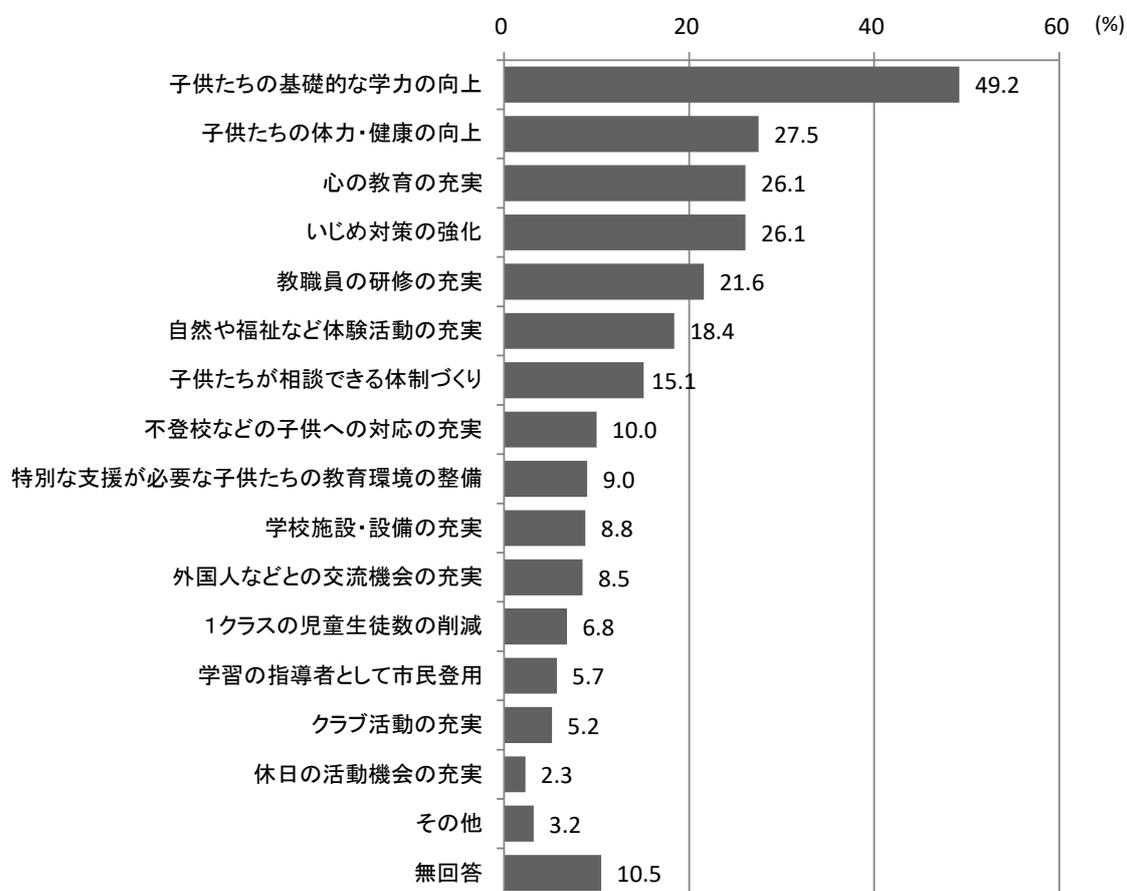


教育指導課 資料

図 平成25年度 市民意識調査

(9) 教育

問 54 子供たちの教育をより一層充実するためには、市はどのようなことに力を入れたらよいと思いますか。(3つまで回答)



企画政策課 資料

(2) 心身の健康について

本市では、子供たちの豊かな心を育むとともに、小・中学校における道徳教育の充実を図るため、平成10年度から毎年度「道徳授業地区公開講座」を実施してきました。

また、子供たちの道徳性や人間性を育んでいくため、小学校では「稲作体験」や「移動教室」、中学校では「職場体験」や「修学旅行」など、子供たちの発達段階に応じた体験活動を充実するほか、心の教育推進委員会の提言「5つの目標、7つの実践」の達成に向け、学校、家庭及び地域が連携して心の教育を推進してきました。

今後も、子供たちの規範意識の低下や人間関係の希薄化が課題となっている中、基本的な生活習慣を身に付けさせ、公共の精神を尊び、一人一人の人権を尊重し、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育む「心の教育」を一層充実していく必要があります。

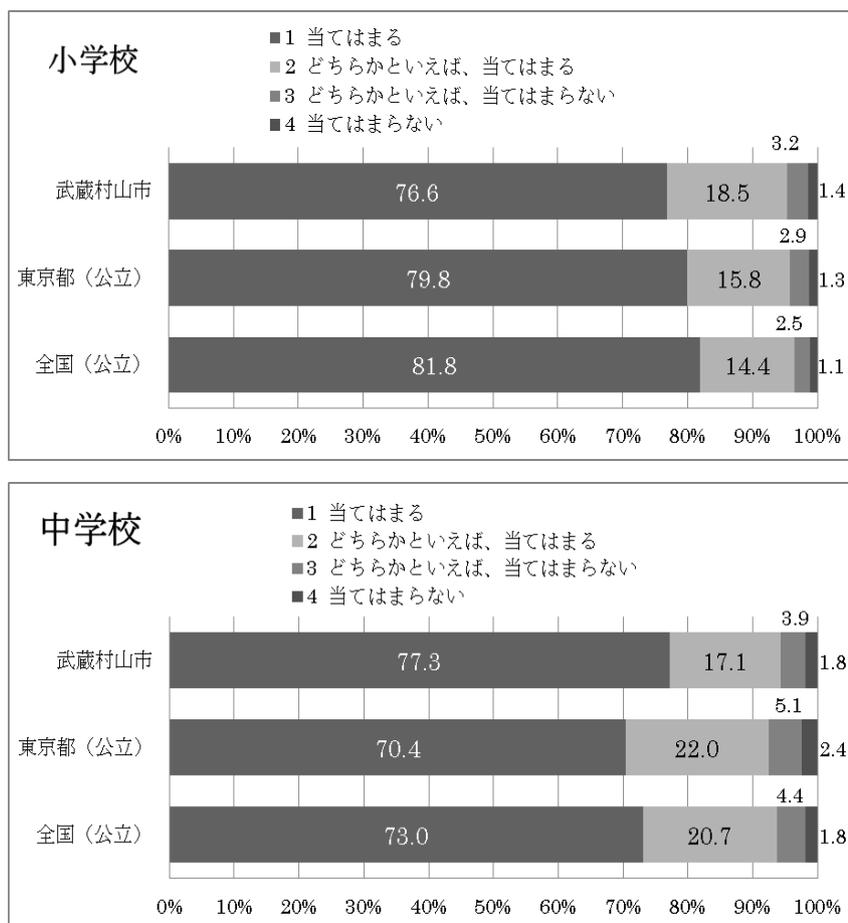
また、いじめは絶対に許されないことを児童・生徒一人一人に徹底し、引き続き指導するとともに、児童・生徒の実態を的確に把握し、毅然とした粘り強い指導を学校全体で組織的に行う必要があります。不登校については、スクールカウンセラー、教育相談室、適応指導教室、スクールソーシャルワーカー等と連携を図り、その解消に努めていく必要があります。

一方、健康・体力の面では、体育の時間をはじめ、教育活動全般を通じて、児童・生徒の体力向上に向けた指導法の工夫・改善に取り組むとともに、体力テストを実施し、児童・生徒の体力や運動能力に関する実態調査・調査結果の分析を行ってきました。

今後も、家庭と連携し、子供たちの心の健康や食生活の乱れなど多様化する健康課題への対応などが求められているとともに、生活環境の変化に伴い、子供たちの体力が低下している傾向が見られることから、その改善が課題となっています。

図 平成27年度 全国学力・学習状況調査

問 いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか。



教育指導課 資料

(3) 学校・家庭・地域との連携について

核家族化の進展や地域コミュニティの希薄化などにより、家庭・地域の教育力の低下が指摘されています。

このような中、本市では、学校における学習活動、安全確保及び教育環境の整備などについて、保護者・地域住民などのボランティアによる活動が組織化され、「地域の子供は地域で育てる取組」を推進してきました。

今後も、未来を担う子供たちの健全育成のために、社会全体で教育に取り組む機運を高め、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)に代表される、学校・家庭・地域が一体となった開かれた学校づくりを推進していく必要があります。

また、子供の教育については、第一義的には家庭教育の重要性を再認識し、保護者の自主性を尊重しつつ、学習機会や情報の提供などの支援を行う必要があります。

(4) 学校教育について

各小・中学校では、特色のある学校づくりを推進するとともに、授業改善を図るため、国や東京都、市の指定を受けて行われる「一校一研究」を実施し、校内研究の支援を行ってきました。

また、市内全教員を対象に毎年教科ごとに授業を公開し、教員が相互に授業実践について協議できるよう「授業実践交流会」を開催するほか、教員研修を充実するなど、教員の能力開発や指導力の向上に取り組んできました。

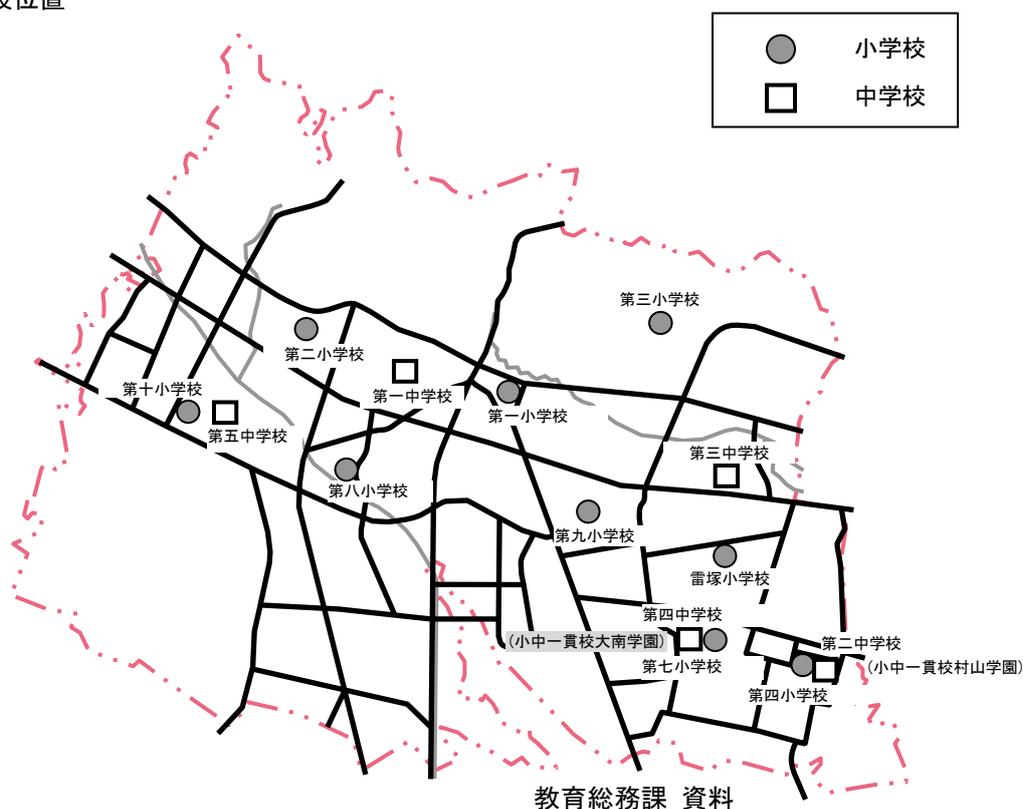
今後も、教員の人材育成を確実にいき、学校の教育力を維持・向上させるとともに、学校運営の改善や諸課題を解決するため、学校評価の実施・公表、校内の組織力の強化などを行う必要があります。

一方、教育施設の面では、これまでも老朽化した学校施設・設備の改修整備を進めるとともに、新たな教育内容の変化などに対応した施設整備を進めてきました。特に、児童・生徒の安全を確保するとともに、災害時の避難所としての機能を高めるため、市内全小・中学校の校舎及び屋内運動場の耐震補強工事を実施し、平成23年度までに耐震化率は100%となっています。

今後も、児童・生徒が安全に学校生活を送ることができるよう、学校施設・設備の整備を計画的に推進する必要があります。また、情報化の進展など時代の変化に伴う様々な教育課題に対応するため、学校ICT環境の整備・充実を図る必要があります。

このほか、地域の実態に応じた学校規模の適正化を図り、地域の特性を生かした教育活動を展開することが課題となっているとともに、経済的理由により就学が困難な家庭に対しては、その負担を軽減するための支援を行うことが求められています。

図 学校教育施設位置



(5) 生涯学習について

本市では、市民の生涯にわたる学習活動や社会参加活動を支援するため、推進体制の整備や出前講座の充実、学習機会の拡充や場の提供などについての施策を推進してきました。

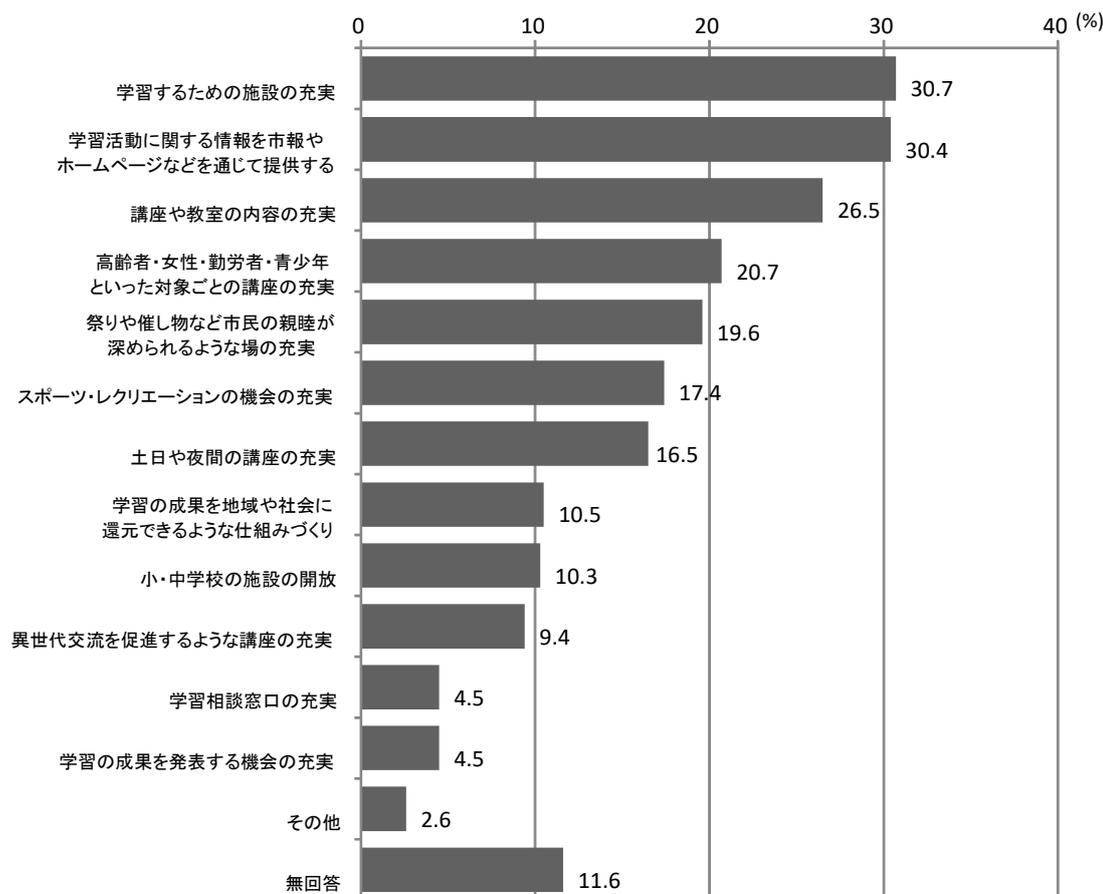
市内にある地区会館、公民館、図書館、地区図書館、市民会館（さくらホール）などの施設を、生涯学習を実践する中心的な教育機関として位置付け、市民の生涯学習活動の場として、あるいは生涯学習情報の提供の場として運営しています。そこで、市民の様々なニーズに応えるため、引き続き、学習施設や講座内容などを充実するとともに、生涯学習情報の提供や施設等の利用しやすいシステムの運用、各種団体などへの支援を行っていく必要があります。

また、図書館では、学校図書館と十分な連携・協力を図りながら、読書活動の推進に努めてきました。今後も子供の読書活動を一層推進するため、子供が自主的に読書活動を行うことができるよう、子供読書活動推進計画を踏まえ、子供読書活動に関する施策を推進していく必要があります。

図 平成25年度 市民意識調査

(9) 教育

問 55 あなたは、生涯学習をより一層充実させるためには、市はどのようなことに力を入れたらよいと思いますか。（3つまで回答）



企画政策課 資料

(6) スポーツ・レクリエーション活動について

余暇時間の拡大などによるライフスタイルの変化に伴い、健康・体力づくりに対する関心とともに、スポーツ・レクリエーション活動に対するニーズは多様化しています。

本市では、総合体育館を拠点として、スポーツ・レクリエーション事業の拡充を図り、市民の健康・体力づくりの推進に努めてきました。

平成25年には、第68回国民体育大会「スポーツ祭東京2013」が開催され、本市では少年女子ハンドボール競技会を開催したほか、総合型地域スポーツクラブ「よってかっしゅクラブ」の設立、三ツ木庭球場の開設など、スポーツ振興に関わる施策を推進してきました。

また、平成32年に開催予定の、オリンピック・パラリンピック競技大会の開催地が東京に決定し、スポーツに対する関心が高まったところです。

このような中、スポーツへの関心を継承・発展させ、スポーツを通じて市民が豊かで健康的な生活を営むことにより、賑わいと活力のあるまちづくりを進めるため、平成26年10月5日に「武蔵村山市スポーツ都市宣言」を行いました。また、平成27年7月にはスポーツ少年団を設立し、スポーツを通じた青少年の健全育成や指導者育成を図っています。

平成33年度を目標年度とする「武蔵村山市スポーツ推進計画」では、市民の週1回以上のスポーツ実施率を70パーセントにする目標が掲げられており、市民一人一人が生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しむことができる機会と場の提供に、より一層努めていく必要があります。

また、平成32年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることから、オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた市民の気運醸成を図るほか、地域の活性化につながるスポーツ振興を図っていくことが求められています。

表 体育施設利用状況

施設名		利用状況		
		平成25年度	平成26年度	平成27年度
総合運動公園運動場	第1	1,071	750	896
	第2	728	552	554
	第3	621	459	351
野山北公園運動場		437	398	311
雷塚公園野球場		1,232	790	916
大南公園野球場		1,381	1,407	1,253
雷塚公園庭球場		1,341	1,164	861
大南公園庭球場		2,429	2,450	2,370
三ツ木庭球場		391	1,624	1,889
野山北公園プール		8,567人	6,685人	7,013人

※ 野山北公園プール以外の施設利用状況について、単位は「回」

スポーツ振興課資料

表 スポーツ・レクリエーション活動各種大会の児童参加状況 (単位：人)

大会名	参加状況					
	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子
少年野球大会	262		237		236	
少年少女サッカー大会	345	112	308	65	307	92
少年少女ドッジボール大会	596	514	594	465	588	456
村山っ子相撲大会	106	61	121	68	113	61

※ 少年野球大会は、男女混合チームでの参加のため、男女別参加状況は集計していない。

スポーツ振興課資料

(7) 文化財の保護・保存、活用について

歴史民俗資料館及び分館を拠点として、文化財に関する調査・研究や展示、各種講座・教室事業などを行うとともに、文化財の保護・保存、活用に努めてきました。

これら市民にとって貴重な文化財は、都市開発の進行とともに失われつつあることから、市の財産である歴史・伝統を未来に受け継いでいくため、引き続き市民文化・伝統文化・文化財などを保存・継承していく必要があります。

表 指定文化財一覧

平成28年3月末現在

指定種別	名称	所在地	所有者又は保持者等	指定年月
都指定 無形文化財	村山大島紬	本町二丁目	村山織物協同組合	昭和42年3月
都指定無形 民俗文化財	双盤念仏(薬師念仏 <small>かむね</small> 鉦はり)	三ツ木三丁目	薬師念仏 <small>かむね</small> 鉦はり保存会	平成3年3月
市指定 有形文化財	眞福寺梵鐘	中藤一丁目	眞福寺	昭和51年4月
	眞福寺格天井花鳥画			
市指定有形 民俗文化財	指田日記	中央三丁目	指田和明	昭和51年4月 平成15年6月
	細田山庚申塔	三ツ木三丁目	慈眼寺	昭和51年4月
大日堂庚申塔	神明三丁目	藤野直平		
市指定史跡	三本榎	榎三丁目	武蔵村山市	
市指定旧跡	地頭大河内氏墓	本町三丁目	長圓寺	
市指定無形 民俗文化財	三ツ木天王様祇園ばやし	三ツ木五丁目	三ツ木天王様祇園ばやし保存会	
	重松囃子	中央三丁目	萩赤重松囃子保存会	
	横中馬獅子舞	本町三丁目	横中馬獅子舞保存会	
市指定有形 民俗文化財	神明ヶ谷戸大日堂の大日如来像	神明三丁目	藤野直平	平成7年12月
	堂山墓地の如意輪観音像	神明二丁目	眞福寺	
	原山の馬頭観世音菩薩	中央二丁目	指田登美子	
市指定 有形文化財	萩ノ尾薬師堂の宝篋印塔 <small>(ほうきょういんとう)</small>	中央三丁目	萩ノ尾薬師堂	平成13年12月
市指定有形 民俗文化財	猿久保尾根の庚申塔	岸三丁目	禅昌寺	
市指定 有形文化財	村山織物協同組合事務所	本町二丁目	村山織物協同組合	平成15年6月
市指定無形 民俗文化財	谷津仙元神社富士講	中藤三丁目	仙元神社富士講谷津講社	
市指定 有形文化財	屋敷山遺跡出土人面装飾付土器	本町五丁目	武蔵村山市	平成19年7月
	屋敷山遺跡出土中世常滑窯大甕			
市指定旧跡	東京陸軍少年飛行兵学校跡地	大南三丁目	武蔵村山市 禅昌寺	
市指定 有形文化財	乙幡市郎右衛門家文書	本町五丁目	武蔵村山市	平成27年7月
	内野佐兵衛家文書			
	渡辺源蔵家文書			

文化振興課 資料

(8) 教育財産の有効活用の推進について

市が保有する公共施設の中で、学校教育系施設と社会教育・文化施設が大きな割合を占めています。これまでも、児童の放課後活動や市民のスポーツ活動などの目的に、施設の多面的な利用を図ってきました。

特に学校教育系施設は、地域に密着した施設であり、子供たちの教育活動のためのみならず、市民の学習や交流など様々な用途に積極的な活用が期待されます。

今後も、様々な用途が考えられる学校施設を中心に、多様な視点に立って積極的な活用を推進する必要があります。

(9) 教育委員会と関係機関との連携について

近年、子供たちを取り巻く社会環境や家庭環境は大きく変化しており、教育上の課題も多様化、複雑化しています。学校現場だけでは対応が困難な事例も増加しており、その解決に向けて、高い専門性を求められる場面も見られます。

一方で、市民の生涯学習活動に関しては、継続性と整合性のとれた、長期的な展望に立った施策の展開が求められています。

これまで、教育に関する施策は教育委員会が中心に実施してきましたが、国の法改正に伴い、平成27年4月から、地方公共団体の長と教育委員会で構成する「総合教育会議」の設置が規定されるなど、教育委員会と市長部局の連携が図られています。

今後は、教育委員会と市長部局などの関係機関が一層連携を密にし、教育上の諸課題への対応や、教育施策の推進に取り組むことが求められます。

3 計画の基本理念・基本方針

教育大綱の基本理念及び基本方針は本市の教育行政を推進するための基本指針であることから、教育大綱の基本理念及び基本方針を、本計画の基本理念及び基本方針として位置付けます。

本計画においては、教育大綱と基本理念及び基本方針を共有することで教育大綱との整合性を図るとともに、当該基本方針を基盤として、今後、教育委員会が制定した教育目標の実現に向けて取り組むべき具体的な教育施策を体系的に定めます。

(1) 基本理念・基本方針

教育大綱の基本理念

人と人の^{きずな}絆で 未来を拓く^{ひら} 学び支え合うまち 武蔵村山

教育大綱の基本方針

- 基本方針 1 生きる力を育む教育の推進
- 基本方針 2 学校・家庭・地域の連携強化
- 基本方針 3 教育の質の向上と教育環境の整備
- 基本方針 4 自己実現を目指す生涯学習の推進
- 基本方針 5 教育財産の有効活用の推進

(2) 教育目標

武蔵村山市教育委員会は、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、我が国と郷土の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、以下の「教育目標」を制定する。

学校教育においては、家庭における教育の成果を基盤としながら、児童・生徒が、豊かな心を持ち、確かな学力や健やかな体力を身に付けることができるようにするために、

- 自ら学び、主体的に判断し、創造力豊かに、よりよく問題を解決しようとする子供
- 思いやりと協力を重んじ、規範意識及び公共の精神に基づき、進んで社会の形成に参画しようとする子供
- 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与しようとする子供
- 伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛するとともに、国際社会の平和と発展に貢献しようとする子供

の育成を重視する。

社会教育においては、あらゆる場所における学習を通して、市民一人一人が、自己の人格を磨き、互いに支え合いながら豊かな人生を送ることができるようにするために、

- 自ら進んで、幅広い知識と教養を身に付け、豊かな情操と健やかな身体を養おうとする人間
- 個人の尊厳を重んじるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の発展に寄与しようとする人間
- 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与しようとする人間
- 伝統と文化を継承し、我が国と郷土を愛するとともに、新しい文化の創造及び世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする人間

を育成する生涯学習社会の実現を目指す。

上記の教育目標の達成に向けて、武蔵村山市教育委員会は、児童・生徒及び市民のための教育が、家庭・学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われることを目指して、施策の充実を図っていく。

平成23年12月 教育委員会決定

4 施策体系

基本方針	基本施策	具体的施策
1 生きる力を育む教育の推進	(1) 豊かな心を育む教育の推進	① 人権教育の推進【重点】
		② 道徳教育の充実
		③ 体験活動の充実
	(2) 学力向上策の推進	④ 確かな学力の定着【重点】
		⑤ 読書活動の推進と言語能力の育成
	(3) 健康な身体や体力を育む教育の推進	⑥ 体力向上策の推進【重点】
		⑦ 食育の充実
		⑧ 心と身体の健康管理の充実
	(4) 社会の変化に対応できる力を育む教育の推進	⑨ 安全教育の充実
		⑩ 情報教育の充実
		⑪ 国際理解教育の充実
		⑫ 日本の伝統・文化教育の充実
		⑬ キャリア教育の充実
	(5) 個に応じた支援と指導の充実	⑭ 特別支援教育の充実
		⑮ 不登校への対応・適応指導の充実
		⑯ 教育相談体制の整備
(6) オリンピック・パラリンピック教育の推進	⑰ オリンピック・パラリンピック教育の具体的な取組	
2 学校・家庭・地域の連携強化	(1) 開かれた学校づくりの推進	⑱ コミュニティ・スクールの充実【重点】
		⑲ 一斉学校公開等の実施
		⑳ 広報の充実
	(2) 学校・家庭・地域の協働体制の構築	㉑ 放課後子ども総合プラン事業の推進
		㉒ 家庭教育の支援【重点】
		㉓ 児童・生徒の安全確保

主要施策・主要事業
●人権教育の推進 ●人権教育全体計画の作成と人権諸課題に関する指導の充実
●道徳授業及び道徳授業地区公開講座の充実 ●各教科等における道徳教育の推進
●小学校での稲作体験の実施 ●小学校での移動教室の実施 ●小・中学校での生産体験の実施 ●中学校での移動教室・修学旅行の実施
●学力調査の実施 ●授業改善推進プランの作成・活用 ●小学校漢字検定の実施 ●中学校英語検定の実施 ●小・中学校特進講座の実施 ●個に応じた指導の実施（少人数指導・習熟度別指導・チーム・ティーチング） ●教育ボランティアの派遣 ●小学校補助教員の派遣
●読み聞かせの実践 ●学校図書館の利用促進 ●学校司書の配置と活用の推進
●一校一取組・一学級一実践の推進 ●東京都統一体力テストの実施・分析 ●体力向上に向けた指導法の工夫・改善
●食育推進計画の推進
●定期健康診断・就学時健康診断の実施 ●保健指導の充実
●学校安全計画の作成と安全指導の充実 ●避難訓練の実施 ●保護者・地域との連携による安全確保体制の確立 ●セーフティ教室の開催 ●小学生による地域安全マップの作成 ●スクール・ガードリーダーによる学校安全巡回指導 ●交通安全教室・自転車安全教室の実施
●小・中学校コンピュータ等の活用の推進 ●情報活用能力の育成
●ALT（外国語指導助手）の派遣・配置 ●小学校英語活動支援員の配置 ●帰国子女等指導助手の配置 ●国際姉妹校・国際交流活動との連携
●各教科等における日本の伝統・文化教育の推進 ●体験活動を通じた日本の伝統・文化教育の推進 ●地域との連携による伝統・文化教育の推進
●キャリア教育全体計画の作成と各教科等におけるキャリア教育の推進 ●中学校での職場体験活動の実施 ●教育ボランティアの活用
●第四次武蔵村山市特別支援教育推進計画の推進 ●小学校への特別支援教室の導入 ●特別支援教育支援員の配置 ●巡回相談員の配置 ●特別支援教育研修の充実 ●就学支援シートの作成・活用 ●学校生活支援シート・個別指導計画の作成・活用 ●交流及び共同学習の推進 ●個別学習室における個別指導の推進 ●通級指導学級における指導の充実
●適応指導教室の充実 ●スクールカウンセラーの配置 ●スクールソーシャルワーカーの派遣 ●「不登校カルテ」の作成と情報連携
●教育相談体制の充実 ●学校教育相談体制の確立 ●教育相談研修会の実施
●スポーツ志向の醸成 ●ボランティアマインドの醸成 ●障害者理解教育の推進 ●日本人としての自覚と誇りの醸成
●コミュニティ・スクールの充実 ●コミュニティ・スクール総会の実施
●一斉学校公開等の実施 ●道徳授業及び道徳授業地区公開講座の充実【再掲】
●学校ホームページの充実
●放課後子ども教室の充実 ●一体型の学童クラブ及び放課後子ども教室の運営
●「家庭の日」啓発事業の実施 ●家庭教育講座の実施 ●家庭教育の啓発資料の配布
●登下校時の安全見守りの推進 ●子ども安全ボランティア活動の推進 ●防犯パトロールの推進 ●学校施設の安全点検の徹底 ●小学校通学路防犯カメラ設置 ●保護者・地域との連携による安全確保体制の確立【再掲】 ●セーフティ教室の開催【再掲】

基本方針	基本施策	具体的施策
3 教育の質の向上と教育環境の整備	(1) 特色ある学校づくりの推進	②4 小中一貫教育・小中連携教育の推進【重点】
		②5 一校一研究の推進【重点】
		②6 部活動等の充実
	(2) 教職員の質の向上	②7 教職員研修・研究の充実
		②8 授業改善の推進【重点】
	(3) 学校経営力の充実	②9 人材育成の推進
		③0 学校評価の充実【重点】
	(4) 学校教育環境の充実	③1 学校施設・設備の整備【重点】
		③2 教育機器・教材の整備
		③3 学校 I C T 環境の整備【重点】
		③4 学校規模適正化の推進【重点】
		③5 通学区域と3学期制・中学校学校選択制の推進
		③6 学校給食の充実
③7 奨学金制度の実施		
4 自己実現を目指す生涯学習の推進	(1) 生きがい、ふれあいを育む生涯学習の推進	③8 生涯学習の推進
		③9 生涯学習情報の提供と学習機会の充実【重点】
		④0 生涯学習施設・設備の整備
		④1 図書館運営の充実
	(2) スポーツ・レクリエーション活動の推進	④2 スポーツの推進【重点】
		④3 スポーツ施設・設備の整備
	(3) 郷土を愛し、理解を深める文化財の保護・活用	④4 文化財の調査、保護・活用
	(4) 青少年の健全育成	④5 青少年活動の推進
		④6 地域との連携強化
		④7 指導・相談・支援体制の充実
5 教育財産の有効活用の推進	教育財産の有効活用の推進	④8 放課後子ども総合プラン事業の推進
		④9 校庭・屋内運動場開放の推進
		⑤0 生涯学習施設・設備の整備

主要施策・主要事業
●各小・中学校における小中一貫教育カリキュラムの活用 ●小中一貫教育の教育効果の検証 ●市民・保護者等に対する小中一貫教育の周知・啓発 ●幼保小中等連携の推進
●文部科学省・東京都教育委員会・武蔵村山市教育委員会事業等に係る指定校・推進校・奨励校等による校内研究の推進
●中学校における生徒の部活動加入の推進 ●部活動外部指導員の派遣 ●部活動支援事業の実施 ●全国・関東大会出場時の支援
●指導力向上に向けた各種教職員研修の実施 ●校内研修の推進 ●授業実践交流会の実施 ●小中学校教育研究会への支援の充実
●授業改善推進プランの作成・活用【再掲】
●OJTの推進 ●主幹教諭及び主任教諭の育成・活用 ●人事考課制度を活用した人材育成の推進
●学校経営方針の作成・推進 ●学校評価による経営改善の推進 ●学校運営協議会の活用 ●PDCAサイクルの徹底
●学校施設（校舎・体育館、プール等）・設備の改修 ●校庭芝生の活用 ●特別教室等の冷房化の推進 ●中学校への太陽光パネルの設置の推進 ●災害対策用備蓄物資の備蓄
●教育機器・教材等の整備
●教育用及び児童・生徒用コンピュータの整備 ●校内LANの整備 ●校務用コンピュータの更新 ●校務支援システムの導入
●学校規模等適正化基本方針の改定 ●少人数学級編成への対応
●通学区域の再編 ●中学校学校選択制の実施
●学校給食の充実 ●小学校学校給食調理等業務の民間委託 ●学校給食費会計の公平化・公正化
●奨学金制度の実施
●第四次生涯学習推進計画の推進 ●指導者の育成と人材の活用 ●青少年リーダーの養成
●出前講座の充実 ●生涯学習講座の充実 ●生涯学習情報提供システムの整備
●市民会館の整備 ●学習等供用施設の整備 ●（仮称）生涯学習センター整備の検討 ●市民会館の適正な管理運営
●第三次子供読書活動推進計画の推進 ●図書館の整備 ●図書館総合情報システムの推進 ●近隣市町と連携した図書館の相互利用の実施 ●学校図書館との連携
●スポーツ推進計画の推進 ●地域スポーツの振興 ●総合型地域スポーツクラブの運営支援 ●市民のスポーツ参加への意識の醸成
●総合運動公園の整備 ●総合体育館の適正な管理運営 ●体育施設の整備・充実 ●校庭・屋内運動場開放の推進
●文化財の調査・研究 ●文化財の保護の充実 ●関係団体・人材の育成 ●歴史民俗資料館の運営の充実
●青少年健全育成基本方針の推進 ●青少年育成団体への支援 ●青少年リーダーの養成【再掲】 ●屋外体験活動の充実 ●青少年の地域交流の推進
●青少年補導連絡会によるパトロール等の推進 ●青少年健全育成協力店指定制度の充実
●子供健全育成サポート事業の実施 ●スクールカウンセラーの配置【再掲】 ●青少年補導連絡会によるパトロール等の推進【再掲】
●放課後子ども教室の充実【再掲】 ●一体型の学童クラブ及び放課後子ども教室の運営【再掲】
●小学校校庭遊び場開放 ●学校体育施設開放
●（仮称）生涯学習センター整備の検討【再掲】

5 重点的に取り組む施策

施策の体系の5つの基本方針の下に位置付けた具体的施策の中で、特に重点的に取り組む施策を重点施策とし、今後5年間で重点的・優先的に取り組みます。

基本方針	重点施策
1 生きる力を育む教育の推進	① 人権教育の推進
	④ 確かな学力の定着
	⑥ 体力向上策の推進
2 学校・家庭・地域の連携強化	⑱ コミュニティ・スクールの充実
	㉒ 家庭教育の支援
3 教育の質の向上と教育環境の整備	㉔ 小中一貫教育・小中連携教育の推進
	㉕ 一校一研究の推進
	㉘ 授業改善の推進
	⑳ 学校評価の充実
	㉑ 学校施設・設備の整備
	㉓ 学校ICT環境の整備
4 自己実現を目指す生涯学習の推進	㉙ 生涯学習情報の提供と学習機会の充実
	㉚ スポーツの推進
5 教育財産の有効活用の推進	—

第3章の見方

続く第3章では、5つの「基本方針」に続き、それぞれ「基本施策」「具体的施策」と「主要施策・主要事業」が記載されています。「主要施策・主要事業」は、名称と概要、事業担当課を表形式で記載しています。初出の24頁を例とした見方は次のとおりです。

第3章 今後5年間で取り組むべき基本施策

1 生きる力を育む教育の推進

義務教育9年間は、人が社会的に自立していくための基礎となる力を形成する重要な時期です。今日の急激な社会環境の変化の中で、将来にわたって児童・生徒一人一人が大きな夢をもち、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、目標に向かってたくましく生きていくことができるよう、学校・家庭・地域が相互に連携・協力して、児童・生徒の「生きる力」を育みます。

(1) 豊かな心を育む教育の推進

① 人権教育の推進【重点】

学校・家庭・地域、関係学校間の連携のもとに、いじめは絶対に許されないことを子供たち一人一人に徹底して指導し、あらゆる偏見や差別をなくすため、全ての教育活動を通して人権教育を推進します。

男女が互いの身体や性について十分理解・尊重するよう、性教育を充実させるとともに、性的少数者に対する理解を深めるための人権教育を推進します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
人権教育の推進	学校・家庭・地域、関係学校間の連携のもとに、児童・生徒に、いじめは絶対に許されないことを徹底して指導し、あらゆる偏見や差別をなくすため、全ての教育活動を通して人権教育を推進します。	教育指導課
人権教育全体計画の作成と人権諸課題に関する指導の充実	児童・生徒が自分の人権のみならず、他人の人権についても正しく理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さが認められるよう、全ての小・中学校において人権教育全体計画を作成し、全ての教育活動を通して人権教育を推進します。	教育指導課

基本方針

基本方針ごとに、今後の方向性について簡潔に記載しています。

基本施策

基本方針に連なる基本施策名を記載しています。

具体的施策

施策名とともに、今後の方向性について簡潔に記載しています。また、この施策レベルで【重点】を設定しています。

主要施策・主要事業

主要施策・主要事業名とその概要、事業担当課を記載しています。

第3章 今後5年間で取り組むべき基本施策

1 生きる力を育む教育の推進

義務教育9年間は、人が社会的に自立していくための基礎となる力を形成する重要な時期です。

今日の急激な社会環境の変化の中で、将来にわたって児童・生徒一人一人が大きな夢をもち、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、目標に向かってたくましく生きていくことができるよう、学校・家庭・地域が相互に連携・協力して、児童・生徒の「生きる力」を育みます。

(1) 豊かな心を育む教育の推進

① 人権教育の推進【重点】

学校・家庭・地域、関係機関の連携のもとに、いじめは絶対に許されないことを子供たち一人一人に徹底して指導し、あらゆる偏見や差別をなくすため、全ての教育活動を通して人権教育を推進します。

男女が互いの身体や性について十分理解・尊重するよう、性教育を充実させるとともに、性的少数者に対する理解を深めるための人権教育を推進します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
人権教育の推進	学校・家庭・地域、関係機関の連携のもとに、児童・生徒に、いじめは絶対に許されないことを徹底して指導するとともに、あらゆる偏見や差別をなくすため、全ての教育活動を通して人権教育を推進します。	教育指導課
人権教育全体計画の作成と人権諸課題に関する指導の充実	児童・生徒が自分の人権のみならず、他人の人権についても正しく理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さが認められるよう、全ての小・中学校において人権教育全体計画を作成し、全ての教育活動を通して人権教育を推進します。	教育指導課

② 道徳教育の充実

子供たちが、自他の生命を尊重し、法やルールの意義及びそれらを遵守することの意味を理解し、主体的に判断し、適切に行動できるよう、学校・家庭・地域、関係機関の連携のもと、道徳教育の充実、改善を図ります。

各学校における道徳科を道徳教育の要の時間と位置付け、各教科等における道徳教育との密接な関連を図りながら、計画的、発展的に道徳的価値や人間としての生き方について自覚を深められるようにするとともに、道徳的実践力を育成します。

また、毎年度「道徳授業地区公開講座」を実施し、家庭や地域と連携して子供たちの豊かな心を育むとともに、道徳教育の一層の充実を図ります。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
道徳授業及び道徳授業地区公開講座の充実	小・中学校における道徳科の充実を図るとともに、道徳授業を保護者及び地域に公開することにより、家庭、学校及び地域社会が連携して子供たちの豊かな心を育めるようにします。	教育指導課
各教科等における道徳教育の推進	各学校における道徳科を道徳教育の要の時間と位置付け、各教科等における道徳教育との密接な関連を図りながら、計画的、発展的に道徳的価値や人間としての生き方について自覚を深められるようにするとともに、道徳的実践力を育成します。	教育指導課

③ 体験活動の充実

地域の自然や歴史、文化などに直接触れる郷土学習や福祉の心を育てるボランティア活動に参加させるとともに、小学校での「稲作体験」や「移動教室」、中学校での「職場体験」や「修学旅行」などを通し、子供たちの発達段階に応じた体験活動の充実を図ります。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
小学校での稲作体験の実施	野山北公園の水田を活用し、体験学習の一環として、市内全小学校5年生による稲作体験を実施します。	教育指導課
小学校での移動教室の実施	集団での宿泊体験を通して、より良い人間関係を築くとともに、思いやりの心やあきらめない気持ちを育むため、市内全小学校6年生による日光移動教室を実施します。	教育指導課
小・中学校での生産体験の実施	小・中学校において、学校農園や近隣の農園等を活用して、生産活動を行います。	教育指導課
中学校での移動教室・修学旅行の実施	自然との関わりを深めるとともに、最後まで努力する態度を育むため、市内全中学校で農業体験、スキー教室及び修学旅行を実施します。	教育指導課

※ 関連資料9 関連リーフレット等 (資料1) 「武蔵村山市の児童・生徒の豊かな心の育成に向けて」を参照 (P81)

(2) 学力向上策の推進

④ 確かな学力の定着【重点】

児童・生徒一人一人に確かな学力を身に付けさせる基盤となる学習意欲の向上及び学習規律の確立を図るため、常に指導方法の工夫・改善に努めるとともに、子供の特性や習熟の程度に応じた学習集団を編成するなど、指導体制の工夫・改善を行い、個に応じた多様な教育を推進します。

また、各学校が学力に関わる諸調査の結果及び授業評価に基づいて作成した「授業改善推進プラン」を見直し、授業の質的改善を図るとともに、小・中学校における教育ボランティア及び小学校における補助教員等を有効に活用し、個に応じた指導を充実させ、さらに、市内全小・中学校に塾講師を派遣し、特に自ら進んで学習することを希望する児童・生徒の補習教室を開設し、基礎的、基本的な知識・技能の確実な定着を図るなど、確かな学力の定着を目指します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
学力調査の実施	児童・生徒の学力向上を図るために、市内全小学校3年生と中学校1年生を対象に「児童・生徒の学力向上を図るための調査（市調査）」を実施するとともに、市内全小学校6年生と中学校3年生を対象に文部科学省実施の「全国学力、学習状況調査」及び市内全小学校5年生と中学校2年生を対象に東京都教育委員会実施の「児童・生徒の学力向上を図るための調査（都調査）」に参加し、成果を検証します。	教育指導課
授業改善推進プランの作成・活用	国、東京都、本市の学力調査の結果等に基づき、各学校において「授業改善推進プラン」を作成し、授業の質的向上を図るとともに、児童・生徒一人一人の学力向上を目指します。	教育指導課
小学校漢字検定の実施	小学校4年生の児童に、学力向上策の一環として、漢字検定を受検させることにより、目標に向かって努力する態度を育むとともに、学習習慣の定着を目的として実施します。	教育指導課
中学校英語検定の実施	中学校3年生の生徒に、学力向上策の一環として、英語検定を受検させることにより、目標に向かって努力する態度を育むとともに、学習習慣の定着を目的として実施します。	教育指導課
小・中学校特進講座の実施	市内全小・中学校に塾講師を派遣し、特に自ら進んで学習することを希望する児童・生徒の補習教室を開設し、より一層の学力向上を図ることを目的として実施します。	教育指導課
個に応じた指導の実施 (少人数指導・習熟度別指導・チーム・ティーチング)	児童・生徒の学習意欲の向上や学力の向上を図るため、少人数指導、習熟度別指導、チーム・ティーチング等による個に応じたきめ細かな指導を実施します。	教育指導課
教育ボランティアの派遣	小・中学校で教科学習や様々な体験活動等を実施するに当たり、支援者として地域からボランティアを募り、その方の知識・技能の提供を受けることにより、学校教育の一層の充実を図るとともに、地域に開かれた学校づくりに寄与します。	教育指導課

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
小学校補助教員の派遣	市内全小学校に多様な経験を有する市民を補助教員として派遣し、その知識、経験を児童の指導等に活用することにより、一人一人に目の行き届いた教育の実現に資するとともに、地域で学校を支える体制づくりを支援します。	教育指導課

※ 関連資料9 関連リーフレット等 (資料2) 「武蔵村山市の児童・生徒の学力向上に向けて」を参照 (P 8 3)

⑤ 読書活動の推進と言語能力の育成

各校で「学校図書館活用計画」を作成し、学校図書館担当教員、司書教諭、学校司書、ボランティアなどが連携し、児童・生徒の読書活動を一層推進します。

また、学校図書館と市立図書館の連携を強化するとともに、児童・生徒に読書活動を通して考える力や豊かな感性、情緒などを身に付けさせ、人間力の基礎となる「言語力」の育成を図ります。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
読み聞かせの実践	学級担任や上級生、ボランティア等により、各学校で「読み聞かせ」を実施し、読書への関心を高めます。	教育指導課
学校図書館の利用促進	児童・生徒に親しまれる図書や調べ学習に役立つ図書資料を充実させるとともに、学校図書館の利用促進を図るための利用指導を行います。	教育指導課
学校司書の配置と活用の推進	市内全小・中学校に1名ずつ専任の学校司書を週4日配置し、学校における読書活動を推進し、児童・生徒に豊かな感性や情緒を身に付けさせるとともに、言語力の育成を図ります。	教育指導課

※ 関連資料9 関連リーフレット等 (資料3) 「学校図書館の活用」を参照 (P 8 5)

(3) 健康な身体や体力を育む教育の推進

⑥ 体力向上策の推進【重点】

児童・生徒一人一人の体力の向上及び健康の保持増進を図るため、「武蔵村山市立学校の体力向上策」（平成21年3月策定）などを踏まえ、学校・家庭・地域が連携した体力向上策を推進します。

また、各校の「体力向上全体計画」を踏まえ、体力の向上及び健康の保持増進を図るため、体育の時間内で運動量を増やすなど、指導法の工夫・改善を図ります。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
一校一取組・一学級一実践の推進	児童・生徒の体力向上を図るため、各学校の実態に応じて、一校一取組及び一学級一実践を計画的に推進します。	教育指導課
東京都統一体力テストの実施・分析	東京都教育委員会との連携により、体力テストを実施することにより、児童・生徒の体力の実態を把握し、実態に応じた「体力向上全体計画」を作成するとともに、体育授業の改善に役立てます。	教育指導課
体力向上に向けた指導法の工夫・改善	各校の「体力向上全体計画」を踏まえ、体力の向上及び健康の保持増進を図るため、体育の時間内で運動量を増やすなど、指導法の工夫・改善を図ります。	教育指導課

⑦ 食育の充実

「第二次健康増進計画・食育推進計画」（平成29年3月策定予定）を踏まえ、学校、家庭及び地域等と連携し、食育を推進します。

また、各学校では、「食に関する指導全体計画」に基づき、食育リーダー及び食育推進チームを中心とした指導体制を一層充実するとともに、食品ロスの削減に向けた取組や、望ましい食習慣など健康的な生活習慣の形成を促進します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
食育推進計画の推進	食育推進計画を踏まえ、各学校で食育リーダーを選任し、食に関する全体計画を作成し、家庭へ情報発信を行うほか、学校給食を通じて食育を推進します。	教育指導課 学校給食課

⑧ 心と身体の健康管理の充実

学校生活に必要な健康の保持増進を目的として、学校保健安全法に基づく定期健康診断や健康相談の実施をするとともに、保健室利用環境の向上などにより、児童・生徒の心と身体の健康管理の充実を図ります。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
定期健康診断・就学時健康診断の実施	児童・生徒の心と体の健康管理のため、定期健康診断を行うとともに、発達障害の早期発見にも留意した就学時健康診断を実施します。	教育総務課
保健指導の充実	各学校において、保健指導を充実させ、病気の予防やけがの応急手当などについて、正しい知識を身に付けられるようにします。	教育指導課

※ 関連資料9 関連リーフレット等 (資料4) 「武蔵村山市の児童・生徒の体力向上に向けて」を参照 (P 8 6)

(4) 社会の変化に対応できる力を育む教育の推進

⑨ 安全教育の充実

児童・生徒が自分で自分の身を守れるようにするために、各校の安全指導計画や避難訓練実施計画等に基づき、家庭や地域との連携により、生活安全、災害安全及び交通安全の3領域について、計画的な指導を行います。

また、非行や犯罪から身を守るためのセーフティ教室の実施や地域安全マップの作成など、地域や関係機関と連携した安全教育の充実に努めるとともに、登下校時における防犯ブザーの携行、スクール・ガードリーダーによる巡回指導などを推進します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
学校安全計画の作成と安全指導の充実	各学校において、安全指導計画を作成するとともに、月1回実施する安全指導日等を通して、様々な想定により生活安全・災害安全・交通安全の3領域について計画的に指導し、児童・生徒が自分の身を自分で守れるようにします。	教育指導課
避難訓練の実施	各学校において、様々な想定に基づいた避難訓練を毎月1回実施し、児童・生徒が避難経路や避難方法を確実に学べるようにするとともに、自分や他者の安全を守ろうとする態度を育みます。	教育指導課
保護者・地域との連携による安全確保体制の確立	大規模災害等の発生時に、保護者・地域との連携により、児童・生徒の安全確保ができる体制を確立します。	教育指導課
セーフティ教室の開催	児童・生徒が、交通事故や不審者、パソコン・携帯電話などを利用しての犯罪、薬物乱用など、様々な危険に巻き込まれないよう、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、セーフティ教室を開催します。	教育指導課
小学生による地域安全マップの作成	児童が生活安全・災害安全・交通安全の様々な視点から、危険な場所・安全な場所を自分で判断し、危険を回避するための力を身に付けられるようにするため、市内全小学校において、地域安全マップを作成します。	教育指導課
スクール・ガードリーダーによる学校安全巡回指導	児童・生徒を犯罪から守るため、スクール・ガードリーダーが学校・通学路等の巡回、学校や児童・生徒、PTA及び地域の学校安全ボランティアへの指導、安全に関する学校の取組への助言等を行います。	教育総務課
交通安全教室・自転車安全教室の実施	東大和警察署との連携により、市内全小学校において、交通安全教室や自転車安全教室を実施し、交通安全への意識を高めさせるとともに、自転車運転免許証を発行して、交通ルールを遵守する指導の徹底を図ります。	教育指導課

⑩ 情報教育の充実

児童・生徒が高度情報化社会に柔軟な対応ができるようにするため、情報機器の導入や視聴覚ソフトの活用による効果的な学習指導を行うとともに、インターネットなどを活用した学校間交流などを推進します。

また、情報モラル及び情報リテラシー教育の徹底により、インターネットなどの正しい利用方法の指導を行うとともに、インターネットなどの普及による多種多様な危険や犯罪に巻き込まれないよう、情報教育を充実させます。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
小・中学校コンピュータ等の活用の推進	急速に進展する情報化社会において、コンピュータ等を利用した学習を通じ、児童・生徒に情報活用の基本的ルールを習得させるとともに、主体的に情報を収集・選択し、活用する能力を身に付けさせます。	教育総務課
情報活用能力の育成	コンピュータや図書館を利用した学習を通して、児童・生徒の情報活用能力を育成するとともに、情報モラル及び情報リテラシーについての指導を推進します。	教育指導課

⑪ 国際理解教育の充実

外国の言語や文化について理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するため、中学校におけるALT（外国語指導助手）などの活用を一層推進します。

また、小学校においては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、英語教科の内容を反映した、「武蔵村山市立小学校英語活動モデルカリキュラム」の改訂を行い、さらにALTや英語活動支援員などを活用し、コミュニケーション能力の素地を養う指導の充実を図ります。

帰国子女や外国籍の児童・生徒については、日本社会の生活に速やかに適応できるよう、日本語指導及び生活指導の充実を図ります。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
ALT（外国語指導助手）の派遣・配置	外国語（英語）教育及び外国語活動（英語活動）の充実を図るとともに、国際理解教育を一層推進するため、「語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）」により、各小・中学校にALT（外国語指導助手）を派遣・配置します。	教育指導課
小学校英語活動支援員の配置	小学校における外国語活動（英語活動）を通して、コミュニケーションへの興味・関心を高め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するため、各小学校に英語活動支援員を配置します。	教育指導課
帰国子女等指導助手の配置	帰国子女や外国籍の児童・生徒が、学校生活に適応できるよう、小中一貫校村山学園小学部及び中学部の「日本語学級」に、帰国子女等指導助手を配置し、日本語指導等を行います。	教育指導課

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
国際姉妹校・国際交流活動との連携	ハワイのトーマス・ジェファソン小学校など、国際姉妹校との連携による交流活動や、民間団体の国際交流活動との連携を通して、児童・生徒が様々な国の人々や文化に触れることができるようにします。	教育指導課

⑫ 日本の伝統・文化教育の充実

国際社会で活躍する日本人の育成を図るため、児童・生徒の発達の段階を踏まえ、各教科等を通じて、日本の伝統や文化、東京都や本市の歴史と風土について学ぶ機会の充実を図り、我が国や郷土を愛し、伝統や文化を継承・発展させようとするとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を育む教育を推進します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
各教科等における日本の伝統・文化教育の推進	教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨を踏まえ、各教科等において、日本の伝統・文化教育を推進し、児童・生徒が我が国の歴史や文化を継承していこうとする気持ちが持てるようにします。	教育指導課
体験活動を通じた日本の伝統・文化教育の推進	餅つき、相撲、菊づくり、絵手紙づくり、箏（そう）演奏などの体験活動を通し、日本の伝統や文化及び地域の歴史と風土について学ぶ機会の充実を図り、伝統や文化を継承する態度を育む教育を推進します。	教育指導課
地域との連携による伝統・文化教育の推進	地域の人材との連携により、村山大島紬やお茶、蚕、うどんなど、郷土の特色を教材化した授業づくりを推進し、郷土武蔵村山市を愛する心や、伝統や文化を継承しようとする態度を育みます。	教育指導課

⑬ キャリア教育の充実

小中一貫教育の視点を踏まえ、児童・生徒が自らの生き方を考え、望ましい職業観や勤労観を培い、主体的に進路を選択する能力や態度を育成するため、地域や企業と連携した計画的・組織的なキャリア教育・進路指導を推進します。

特に、中学校では職場体験を引き続き実施し、生徒に働くことの意義について理解を深めさせます。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
キャリア教育全体計画の作成と各教科等におけるキャリア教育の推進	各学校において「キャリア教育全体計画」に基づき、計画的にキャリア教育を推進し、児童・生徒が将来への夢を持てるようにするとともに、望ましい勤労観を育みます。	教育指導課
中学校での職場体験活動の実施	市内全中学校において、2年生による職場体験活動を行い、働くことの意義や勤労観・職業観を育むとともに、主体的に進路を選択できる能力や態度を育成します。	教育指導課
教育ボランティアの活用	教育活動に地域の人材を活用し、地域に根差した教育や、世代間交流を促進し、児童・生徒が自らの生き方を考えられる機会を確保します。	教育指導課

(5) 個に応じた支援と指導の充実

⑭ 特別支援教育の充実

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が、平成28年4月1日から施行されています。今後は、この法律の内容に則し、特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対応したきめ細やかな教育が展開できるよう、特別支援教育を引き続き推進します。

また、各学校においては、インクルーシブ教育や合理的配慮に関する理解を深められるよう、組織的・継続的に、環境づくりを推進していきます。

さらに、「伸びゆく子供展」の開催や「副籍制度」の活用など、地域や特別支援学級との交流を活発化して、児童・生徒・市民との相互理解により地域との絆を一層深められるよう支援していきます。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
第四次武蔵村山市特別支援教育推進計画の推進	特別な教育支援や発達支援が必要な児童・生徒一人一人に適切な支援を行うため、第四次武蔵村山市特別支援教育推進計画に基づき、市立学校の特別支援教育を一層推進します。	教育指導課
小学校への特別支援教室の導入	発達障害のある児童が障害の状態に応じた特別な指導を在籍校内で受けられるようにするため、平成30年度までに全ての小学校に特別支援教室を設置します。	教育指導課
特別支援教育支援員の配置	学校生活を営む上で特別な支援を必要とする障害のある児童・生徒が在学する学校に、介助その他の支援を行う特別支援教育支援員を配置します。	教育指導課
巡回相談員の配置	各学校からの要請に応じ、巡回相談員が小・中学校を巡回し、児童・生徒一人一人のニーズを把握し、必要とする支援の内容・方法などについて、担任やコーディネーター、保護者等に適切な助言を行います。	教育指導課
特別支援教育研修の充実	特別支援教育研修会を実施するとともに、各校の特別支援教育コーディネーターを中心に、各校の実態に応じた研修会を計画的に実施します。	教育指導課
就学支援シートの作成・活用	保育所・幼稚園等における子供たちの様子を小学校等に引き継ぎ、就学後の子供の学校生活をより豊かで適切なものとしていくため、就学支援シートの活用を推進します。	教育指導課
学校生活支援シート・個別指導計画の作成・活用	障害のある児童・生徒一人一人のニーズを把握し、学齢期において一貫して的確な支援を行うため、学校生活支援シートを作成するとともに、それに基づいた個別指導計画を作成・活用します。また、続く学年、学校に引き継ぎ、適切な支援を行います。	教育指導課
交流及び共同学習の推進	特別支援学級に在籍する児童・生徒と、通常の学級に在籍する児童・生徒との交流及び共同学習を推進し、障害のあるなしにかかわらず、共に支え合って生きようとする態度を育みます。	教育指導課

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
個別学習室における個別指導の推進	集団での指導だけでは十分に適応できない児童・生徒に対して、自校における個別学習室等で社会性や人との関わり方を身に付ける指導を行い、全ての児童・生徒の集団への適応を図ります。	教育指導課
通級指導学級における指導の充実	集団での指導だけでは十分に適応できない児童・生徒に対して、通級指導学級において社会性や人との関わり方を身に付ける指導を行うことを通して、全ての児童・生徒の集団への適応を図ります。	教育指導課

⑮ 不登校への対応・適応指導の充実

児童・生徒、保護者の心理的な状況や課題にきめ細かく対応していくため、適応指導教室や教育相談室の機能を強化するとともに、各小・中学校に配置しているスクールカウンセラーを中心に、適応指導の推進及び教育相談体制の充実を図ります。

また、スクールソーシャルワーカーを派遣することにより、関係機関相互の調整・連携を図り、学校だけでは対応が困難な事例などに対応します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
適応指導教室の充実	不登校や不登校傾向にある児童・生徒の学校復帰支援に向けて、一人一人の課題にきめ細かく対応するため、適応指導教室の充実を図ります。	教育指導課
スクールカウンセラーの配置	不登校やいじめ、暴力等の問題を未然に防止するとともに、学校生活や友人関係などに関する心理的相談を通して、学校への適応を図るため、スクールカウンセラーを配置します。	教育指導課
スクールソーシャルワーカーの派遣	学校だけでは解決が困難な事例等に対して、社会福祉等の専門的な知識・技術を生かして児童・生徒や保護者の相談に応じたり、他の関係機関との連携を推進したりするために、スクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、問題の解決を図ります。	教育指導課
「不登校カルテ」の作成と情報連携	不登校等の児童・生徒一人一人に対する適切な支援を実現するため、各学校において「不登校カルテ」を作成し、学校と教育委員会との情報連携により、学校復帰支援を図ります。	教育指導課

⑩ 教育相談体制の整備

不登校児童・生徒などへの対応を図るため、教育相談研修を実施するとともに、全ての教職員による校内教育相談体制を整備します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
教育相談体制の充実	教育相談室に専任相談員を配置し、集団への不応や人間関係の悩みなどについての相談体制を充実させるとともに、障害のある児童・生徒の就学相談などを行います。	教育指導課
学校教育相談体制の確立	全ての教員が、児童・生徒や保護者に対応して教育相談を行うことができるよう、各学校において、組織的な教育相談体制を確立します。	教育指導課
教育相談研修会の実施	教員の教育相談に関する知識・技能を高め、児童・生徒とより良い人間関係を構築できるようにするとともに、児童・生徒や保護者の心理的相談に対応できるようにするため、教育相談研修会を実施します。	教育指導課

※ 関連資料9 関連リーフレット等 (資料5) 「教育相談 (就学支援シート)」を参照 (P 8 8)

(6) オリンピック・パラリンピック教育の推進

⑪ オリンピック・パラリンピック教育の具体的な取組

平成32年開催の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を子供たちの人生にとってまたとない貴重な機会と捉え、オリンピック・パラリンピック教育を市内全小・中学校で展開します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
スポーツ志向の醸成	様々なスポーツを体験する機会を設定し、フェアプレーやチームワークの精神、体力向上や健康づくりに意欲的に取り組む態度を養います。	教育指導課
ボランティアマインドの醸成	「支える」活動を通じて、発達段階に応じたボランティアに関わる取組を推進することで、継続的、計画的にボランティアマインドを高め、自尊感情の向上を図ります。	教育指導課
障害者理解教育の推進	障害者スポーツの体験や交流など障害者理解を進める教育を一層充実させ、多様性を尊重し、心のバリアフリーを子供たちに浸透させます。	教育指導課
日本人としての自覚と誇りの醸成	礼節を重んじ他者を思いやり、マナーを守り、助け合いの態度を大切にさせるとともに、改めて規律意識、公平・公正な態度や公共の精神を身に付ける取組を推進します。	教育指導課

平成33年度の数値目標

【施策展開の方向 1 生きる力を育む教育の推進】

指標名	現状値 (平成27年度末)	目標値 (平成33年度)
市学力・学習状況調査（小学校第3学年全児童）の国語の平均正答率と全国平均正答率との相対比率	90.1%	100.0%
市学力・学習状況調査（中学校第1学年全生徒）の国語の平均正答率と全国平均正答率との相対比率	90.5%	100.0%
小・中学校図書館における貸出冊数	児童・生徒1人当たり 32.5冊/年	児童・生徒1人当たり 40冊/年
東京都統一体力テストにおける小学校5年生のシャトルランの平均値（回数）	男子44.8回 女子36.2回	男子50回 女子37回
東京都統一体力テストにおける中学校2年生の持久走（男子1,500m、女子1,000m）の平均値（秒）	男子391.9秒 女子297.2秒	男子390秒 女子295秒
巡回相談員の人数	18人	20人
通常の学級に在籍している小・中学生のうち、「個別指導計画」を作成して、個別の指導や支援を行っている児童・生徒数	149人	200人
特別支援教室設置校数	—	9校
不登校の小学生全体のうち、学校復帰に向けて、適応指導教室に在籍している児童の割合	10.0%	30.0%
不登校の中学生全体のうち、学校復帰に向けて、適応指導教室に在籍している生徒の割合	15.0%	30.0%

2 学校・家庭・地域の連携強化

学校教育は、学校だけではなく、家庭や地域住民などと一体となって取り組む必要があります。

そのため、学校の組織力を高め、学校の自主性・自律性を保障する中で、開かれた学校づくりを推進するとともに、豊かな人間性を育てるため、学校を核に保護者や地域住民が連携した地域ぐるみの教育システムの構築を推進します。

また、学校・家庭・地域が連携を強化する中で、地域全体で児童・生徒を育てる仕組みを充実させ、社会全体で教育に取り組む気運を高め、学校の活性化を図ります。

(1) 開かれた学校づくりの推進

⑩ コミュニティ・スクールの充実【重点】

保護者や地域住民などが学校運営協議会を通じて、一定の権限と責任をもって学校運営に参画するコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）等を充実させ、学校・家庭・地域等が連携して、共に児童・生徒を育てるという視点に立った学校づくりを一層推進します。

なお、学校評議員及び学校関係者評価委員会は、学校運営協議会がその機能を併せもつ組織として運営していきます。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
コミュニティ・スクールの充実	コミュニティ・スクールとしての特色を生かした学校運営を進めるとともに、中学校区ごとのコミュニティ・スクールの設置について検討します。	教育指導課
コミュニティ・スクール総会の実施	コミュニティ・スクールとしての取組を、保護者、地域等に広く周知するため、継続してコミュニティ・スクール総会を実施し、地域と一体となった学校運営を推進します。	教育指導課

⑱ 一斉学校公開等の実施

一斉学校公開により、児童・生徒の学習状況などを公開するとともに、学校だよりや学校ホームページなどを活用し、各学校の学校経営方針や教育活動などを保護者及び地域に積極的に公開・公表します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
一斉学校公開等の実施	保護者や地域と共に、より良い学校づくりを推進するため、市内全小・中学校で一斉学校公開を実施します。また、各学校の学校経営方針や教育活動などの情報を広く保護者・地域等に発信していきます。	教育指導課
道徳授業及び道徳授業地区公開講座の充実【再掲】	小・中学校における特別の教科道徳の時間の充実を図るとともに、道徳授業を保護者及び地域に公開することにより、家庭、学校及び地域社会が連携して子供たちの豊かな心を育めるようにします。	教育指導課

⑳ 広報の充実

学校だよりや学校ホームページにより、各校の教育情報を迅速・的確に発信するとともに、特色ある学校ホームページの充実に努めます。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
学校ホームページの充実	学校行事などのタイムリーな話題をはじめ、特色ある様々な学校の情報を、保護者、地域の方々に分かりやすく発信するため、学校ホームページの充実を図ります。	教育総務課

(2) 学校・家庭・地域の協働体制の構築

㉑ 放課後子ども総合プラン事業の推進

児童が放課後も適切な遊びや生活の場を確保し、安全・安心に過ごせるよう、学校、家庭及び地域と連携しながら、学校の余裕教室などを活用し、「放課後子ども教室」の適切な運営に努めます。また、学童クラブと放課後子ども教室を一体型にすることにより学童クラブの児童を含めた全ての児童を対象として、充実した学習・体験プログラムを提供します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
放課後子ども教室の充実	小学校の余裕教室等を活用して、放課後の子供たちの安全・安心な居場所を確保するとともに、多様な学習の充実、地域住民との交流活動等の取組を推進します。	文化振興課
一体型の学童クラブ及び放課後子ども教室の運営	学童クラブの児童と放課後子ども教室の児童が同じ活動場所で同一のプログラムに参加できるよう、一体型の学童クラブ及び放課後子ども教室の運営に努めます。	子ども育成課 文化振興課

㉒ 家庭教育の支援【重点】

学力の向上には、学校での学習指導とともに、家庭において基本的な学習習慣・生活習慣を身に付けさせることが重要です。

このため、「家庭における5つの実践」啓発パンフレットなどをもとに、各校で作成した啓発資料などを活用して、家庭教育の重要性を常に発信し、子供たちが、家庭において基本的な学習習慣、生活習慣などを身に付けることができるよう、家庭教育を支援します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
「家庭の日」啓発事業の実施	家庭の大切さ、家庭の役割のすばらしさについて、改めて考える機会とするため、「家庭の日」啓発事業を推進します。	文化振興課
家庭教育講座の実施	家庭の教育力を高めるため、家庭教育に関する講座を開催します。	文化振興課
家庭教育の啓発資料の配布	家庭教育を支援するため、「家庭における5つの実践」啓発パンフレットなどをもとに、各校で作成した啓発資料を各家庭に配布します。	教育指導課

※ 関連資料9 関連リーフレット等 (資料6) 「子供たちの学力向上に向けた家庭における実践」を参照 (P89)

㉓ 児童・生徒の安全確保

児童・生徒の安全確保のため、家庭、地域ボランティア及び関係機関と連携し、登下校時等における安全見守りを徹底するとともに、防犯対策として、防犯パトロールによる巡回や子供の見守り活動を補完する防犯カメラを運用し、児童・生徒の安全を確保します。

また、児童・生徒が安全にかつ安心して学校生活を送ることができるよう、学校施設の安全点検を徹底します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
登下校時の安全見守りの推進	登下校時に学童交通擁護員を配置し、児童の交通安全の確保と交通安全指導の推進を図ります。	教育総務課
子ども安全ボランティア活動の推進	登下校時の見守り活動等、児童の安全確保のために、地域の住民等の協力によって行う子ども安全ボランティアをサポートし、活動の推進を図ります。	教育総務課
防犯パトロールの推進	犯罪の発生を未然に防止するため、関係各課と協力を図り、地域パトロールカーによる巡回パトロールを実施し、防犯パトロールの強化に努めます。	防災安全課 教育総務課 関係各課
学校施設の安全点検の徹底	学校施設の安全点検を徹底するとともに、施設設備の危険箇所の早期発見・早期対応を図り、児童・生徒の安全を確保します。	教育総務課
小学校通学路防犯カメラの設置	犯罪が発生しにくい環境づくりを目指して、小学校の通学路に防犯カメラを設置し、地域の見守り活動を活性化させます。	教育総務課
保護者・地域との連携による安全確保体制の確立【再掲】	大規模災害等の発生時に、保護者・地域との連携により、児童・生徒の安全確保ができる体制を確立します。	教育指導課
セーフティ教室の開催【再掲】	児童・生徒が、交通事故や不審者、パソコン・携帯電話などを利用した犯罪、薬物乱用など、様々な危険に巻き込まれないよう、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、セーフティ教室を開催します。	教育指導課

平成33年度の数値目標

【施策展開の方向 2 学校・家庭・地域の連携強化】

指標名	現状値 (平成27年度末)	目標値 (平成33年度)
子ども安全ボランティアの登録者数	366人	450人
放課後子ども教室の実施箇所数	7か所	9か所
一体型の運営を行う学童クラブ及び放課後子ども教室の設置数	2か所	2か所

3 教育の質の向上と教育環境の整備

義務教育9年間を通じた系統的・継続的な指導を全校で行うとともに、地域の特色を生かしながら、各学校の創意工夫による特色ある学校づくりを推進します。

義務教育9年間を通し、児童・生徒の「生きる力」を育む教育の質的向上を目指し、校内におけるOJTや各職層に応じた研修等の充実・強化を図り、教職員の質と指導力の向上を図ります。

また、学校評価等の実施により、教育活動や学校運営の成果を公表するとともに、評価結果をその後の学校運営の改善に結び付け、保護者及び地域などから信頼される学校づくりを進めます。

今後も、児童・生徒が安心して学び、生活できるよう、学校施設の整備・改修を進めるとともに、児童・生徒の学びを支える学習環境を確保するため、学習指導要領に対応した教育機器や機材など、教育環境の整備を推進します。

また、教育活動の効果を高めるための環境を整備するため、児童・生徒数の動向や地域の実情などを考慮しながら、学校規模の適正化を推進します。

さらには、教職員の意識改革などを進めるため、国や東京都、市の指定を受けて行われる各校の校内研究を支援します。

(1) 特色ある学校づくりの推進

㊸ 小中一貫教育・小中連携教育の推進【重点】

義務教育9年間を通して、児童・生徒に系統的・継続的な指導を行うため、学習指導要領に準拠して作成した「平成23年度 武蔵村山市小中一貫教育カリキュラム（改訂版）」を活用した授業を全校で計画的に実施するほか、小・中学校の教職員が校内研究などを通し、連携した授業やお互いの学習内容・方法等を踏まえた学習指導を実施し、小中連携を意識した授業改善を図り、児童・生徒に確かな学力の定着と豊かな心を育成するとともに、不安や心理的な負担といった子供たちの課題を軽減し、中1ギャップの解消に努め、本市における小中一貫教育・小中連携教育を一層推進します。

また、平成22年度に開校した小中一貫校村山学園では、平成30年度末で、当時小学校1年生だった児童が9年生となり卒業を迎えることから、「（仮称）小中一貫教育検証委員会」において、9年間における小中一貫教育の教育効果を検証します。

さらに、校種間の円滑な接続を図るため、幼稚園、保育所、小学校、中学校等の連携を推進します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
各小・中学校における小中一貫教育カリキュラムの活用	市内全校で小中一貫教育カリキュラム（改訂版）を活用した授業を計画的に実施し、小中一貫教育・小中連携教育を推進します。	教育指導課
小中一貫教育の教育効果の検証	（仮称）小中一貫教育検証委員会のもと、学校運営やカリキュラムの実践等についての現状を把握するとともに、義務教育9年間における小中一貫教育の成果、課題、改善方法等について検証し、その成果を他校に発信し、小中一貫教育を推進します。	教育指導課

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
市民・保護者等に対する小中一貫教育の周知・啓発	市民、保護者等に小中一貫教育について理解を深めてもらうため、その内容について周知、啓発を図ります。	教育指導課
幼保小中等連携の推進	幼稚園、保育所、小学校、中学校等の交流、情報の交換、教員の交流等を通じて幼児、児童、生徒の実態や指導の在り方について連携を図り、小学校・中学校での学習や生活への適応の課題を解決します。	子育て支援課 子ども育成課 教育指導課

㊦ 一校一研究の推進【重点】

子供たちが、授業や全ての教育活動の中で、学びの意義を理解し、学びの楽しさを実感できるようにするとともに、教職員の質の向上及び学校全体の質の向上を目指すため、全校が国、東京都又は市のいずれかの指定校、推進校又は奨励校等の指定を受け、校内研究を通して特色ある学校づくりを一層推進します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
文部科学省・東京都教育委員会・武蔵村山市教育委員会事業等に係る指定校・推進校・奨励校等による校内研究の推進	文部科学省、東京都教育委員会、武蔵村山市教育委員会等の指定校・推進校・奨励校等による校内研究を支援し、特色ある学校づくりを一層推進します。	教育指導課

※ 関連資料9 関連リーフレット等(資料7)「平成28年度 武蔵村山市立学校 研究活動等一覧」を参照(P90)

㊦ 部活動等の充実

中学校の部活動を充実させるため、生徒の部活動加入を促進するとともに、中学校部活動に地域の方を外部指導員として派遣し、部活動の活性化を図ります。

また、運動部部活動のうち、中学校1校につき1団体に専門性の高い外部指導員を派遣し、技術面や戦術面の支援を行い、部活動の活性化及び強化を図るとともに、教員の異動によって部活動の継続性が損なわれないよう調整に努めます。

さらに、全国・関東大会出場時の交通費・宿泊費の補助を行うなど、保護者の負担を軽減します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
中学校における生徒の部活動加入の推進	各中学校において、生徒一人一人の特性を生かして部活動に加入できるようにするとともに、一つのことを諦めずに継続して行うことや、仲間と協力して成し遂げることの喜びを体験できるようにします。	教育指導課
部活動外部指導員の派遣	中学校に部活動外部指導員を派遣し、部活動の一層の活性化を図ります。	教育指導課
部活動支援事業の実施	市内全中学校の運動部部活動のうち、1校につき1団体に外部指導員を派遣し、技能面や戦術面の支援を行い、部活動の強化を図ることを目的に実施します。	教育指導課

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
全国・関東大会出場時の支援	全国・関東大会出場時の交通費・宿泊費等の補助を行い、保護者の負担を軽減します。	教育指導課

(2) 教職員の質の向上

㉗ 教職員研修・研究の充実

教職員の能力開発や指導力の向上のため、教職員が相互に授業実践について協議できるよう、小・中学校全教員を対象に、毎年校種ごとに「授業実践交流会」を開催するとともに、夏季休業期間中を中心に、東京都や関係機関と連携しながら、教職員の職層に応じた研修・研究の充実を図ります。

また、教職員の意識改革などを進めるため、国や東京都、市の指定を受けて行われる各校の校内研究を支援します。

これらの研修・研究の成果を、保護者や地域に向けて積極的に発信していきます。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
指導力向上に向けた各種教職員研修の実施	教職員の質の向上を図るため、夏季休業期間中を中心に校長、副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭等、職層等に応じた教職員研修を実施します。また、若手教員育成研修等を計画的に実施し、教職員の指導力向上を図ります。	教育指導課
校内研修の推進	校内全体で実施する授業研究を一層充実させ、教員同士の学び合いの場を設定し、授業力の向上を図ります。	教育指導課
授業実践交流会の実施	小・中学校の全教職員を対象に、毎年校種ごとに「授業実践交流会」を開催し、教科ごとに授業を公開し合い、教員が相互に授業実践について協議できるようにするとともに、授業の計画・展開・評価の在り方等について外部講師の指導を受けられるようにします。	教育指導課
小中学校教育研究会への支援の充実	小・中学校の各教育研究会において、指導・助言を行うとともに、講師を紹介するなどして、教員の教科等への専門性の向上を図ります。	教育指導課

㉘ 授業改善の推進【重点】

児童・生徒一人一人の「生きる力」を支える確かな学力の定着を図るため、毎年度、学校ごとに策定する「授業改善推進プラン」に基づき、子供たちに分かりやすい授業づくりと授業規律の確立を目指します。

また、東京都教育委員会における特別訪問など、教科ごとに専門性の高い講師を招聘し、授業改善についての具体的な指導を受ける機会を設定します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
授業改善推進プランの作成・活用【再掲】	国、東京都、本市の学力調査の結果等に基づき、各学校において「授業改善推進プラン」を作成し、授業の質的向上を図るとともに、児童・生徒一人一人の学力向上を目指します。	教育指導課

(3) 学校経営力の充実

㊸ 人材育成の推進

教職員の質・能力を向上させるため、東京都教員人材育成基本方針及びOJTガイドラインを踏まえ、OJT実施体制、実施方法などを確立し、各校において、校内研修を中心に、日常的な職務を通しての人材育成を推進します。

また、OJTの推進に当たっては、自己申告及び業績評価による人事考課制度を活用し、成果と課題について検証するとともに、必要な改善を行い、次の計画に反映していきます。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
OJTの推進	学校全体の教育力の向上及び組織的な課題解決のため、各学校において日常的な職務を通してのOJTを推進します。	教育指導課
主幹教諭及び主任教諭の育成・活用	学校の組織的な課題解決能力の向上を目指し、主幹教諭及び主任教諭を育成し、学校マネジメントの強化を図ります。また、将来の教育管理職候補者の育成を行います。	教育指導課
人事考課制度を活用した人材育成の推進	自己申告、業績評価による人事考課制度を活用し、個々の教員の資質向上・能力開発に役立てます。	教育指導課

㊹ 学校評価の充実【重点】

各学校の自己評価、学校運営協議会などによる学校関係者評価を充実するとともに、評価結果を公表することにより、各学校における教育活動の一層の改善を図ります。

また、各学校では、教育目標の達成に向け、校長の学校経営方針を一層明確にするとともに、進行管理を徹底し、学校全体でその具現化を図ります。

さらに、教育活動が組織的かつ機能的に行われるよう、校長、副校長、主幹教諭及び主任教諭による組織マネジメントの強化を図るとともに、PDCAサイクルを確立します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
学校経営方針の作成・推進	各学校における教育目標の達成及び特色ある学校づくりの推進に向け、校長の学校経営方針を一層明確にするとともに、学校経営方針に基づいた進行管理表を作成し、学校全体でその具現化を図ります。	教育指導課
学校評価による経営改善の推進	学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果を学校運営の改善に生かします。また、評価結果等については、広く保護者等に公表します。	教育指導課

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
学校運営協議会の活用	学校運営の改善に向け、学校運営協議会を活用し、学校が行う自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、評価結果を公表することにより、学校・家庭・地域の共通理解を深め、相互の連携を一層促進します。	教育指導課
P D C A サイクルの徹底	学校評価を踏まえたP D C Aサイクルを徹底し、教職員、児童・生徒、保護者及び地域が学校教育目標の達成に向けて関わりを深めながら教育活動の改善に取り組みます。	教育指導課

(4) 学校教育環境の充実

③ 学校施設・設備の整備【重点】

児童・生徒の安全確保や災害時の避難所としての機能を高めるため、学校施設・設備の改修整備を計画的に推進します。また、平成27年度をもって中学校武道場の整備が完了しましたが、引き続き、新たな教育内容の変化などに対応した施設の整備を行います。

地球温暖化などにより夏期の気温が著しく上昇しているため、児童・生徒の教育環境を良好に保つ必要があります。そのため、校舎への直射日光の侵入を防ぐ緑のカーテンの設置や特別教室の冷房化などを推進するとともに、温室効果ガスを抑制し、環境に優しい自然エネルギーを活用したエコスクール化を推進するため、中学校への太陽光パネルの設置について推進します。

さらに、大規模災害発生時に児童・生徒等を学校施設内に待機させるなどの措置を講じて安全確保をする必要があることから、待機時に必要な水や食料等を備蓄します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
学校施設(校舎・体育館、プール等)・設備の改修	学校施設の建具・外装・内装、屋上防水、放送設備、トイレ設備や校庭の改修等を計画的に行い、教育環境の向上を図ります。	教育総務課
校庭芝生の活用	情操教育、環境教育、体力向上等の視点から、芝生を有効に活用した教育活動を推進します。また、各校で組織されているグリーンサポーターの協力のもと、適切な維持管理に努めます。	教育総務課
特別教室等の冷房化の推進	地球温暖化などにより、夏期の気温が著しく上昇しているため、児童・生徒の教育環境を良好に保つ必要があることから、全校の特別教室等に冷房設備を整備します。	教育総務課
中学校への太陽光パネルの設置の推進	温室効果ガスを抑制し、環境にやさしい自然エネルギーを活用したエコスクール化を図るため、中学校への太陽光パネルの設置を推進します。	教育総務課
災害対策用備蓄物資の備蓄	大規模災害発生時に児童・生徒等を学校施設内に待機させるなどの措置を講じて安全確保をする必要があるため、災害対策用の物資を備蓄します。	教育総務課

⑳ 教育機器・教材の整備

学習指導要領に基づき、教育内容・指導方法の多様化に対応した適切な学習環境を確保する必要があることから、授業などで使用する教育機器・教材の整備を行います。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
教育機器・教材等の整備	学習指導要領に対応した授業を円滑に実施するため、教育機器・教材等の整備を行います。	教育総務課

㉑ 学校ICT環境の整備【重点】

平成28年3月に策定した、武蔵村山市立学校ICT教育環境整備計画に基づき、教育用コンピュータや児童・生徒用コンピュータなどの教育情報機器を計画的に更新し、ICTを活用した分かる授業を通じて児童・生徒の学習課題への興味・感心を高め、学習内容のより深い理解を促します。

また、教員が児童・生徒一人一人と向き合う時間を確保するとともに、情報の共有化、校務の効率化、セキュリティの強化等を図るため、校務支援システムの計画的な導入を図ります。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
教育用及び児童・生徒用コンピュータの整備	ICTを活用した分かる授業を推進し、児童・生徒の学習課題への興味・関心を高め、学習内容のより深い理解を促すため、教育用及び児童・生徒用コンピュータを整備します。また、パソコン教室のコンピュータの入替時に、教育用タブレット端末を配備することで、普通教室、更には屋内運動場等でもタブレット端末を使った教育・学習を行える環境の整備を図ります。	教育総務課
校内LANの整備	普通教室や特別教室等において、ICTを活用した分かる授業の実現を図るため、校内LANを整備します。また、円滑な授業を行えるよう、安定的な無線LAN環境の構築を図ります。	教育総務課
校務用コンピュータの更新	既存のコンピュータの経年劣化により、入替整備が必要となることや、引き続き校務の効率化を推進する必要があることから、教員1人1台の校務用コンピュータ、周辺機器等を整備します。	教育総務課
校務支援システムの導入	校務の効率化を積極的に推進し、児童・生徒と向き合う時間、教材作成の時間等を生み出すため、全校に校務支援システムを導入します。	教育総務課

㉒ 学校規模適正化の推進【重点】

学校の教育活動の効果をより一層高め、児童・生徒にとって望ましい教育環境を確保していくためには、通学環境や地域の実情などを考慮しながら、学校の適正配置を進めていく必要があります。

このため、新たな住宅開発などに伴う各学校の児童・生徒数の推移などに注視しながら、学校規模の適正化を図ります。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
学校規模等適正化基本方針の改定	児童・生徒により良い学習環境を提供するため、国等の今後の動向を踏まえ、学校規模等適正化基本方針を改定します。	教育総務課
少人数学級編成への対応	児童・生徒一人一人の実態に応じたきめ細やかな指導に向けて、各学校の少人数学級編成への対応を図ります。	教育総務課

③⑤ 通学区域と3学期制・中学校学校選択制の推進

通学区域については、平成20年度の「学校規模等適正化基本方針」に基づき、一部見直しを行いました。今後も教育活動の効果を高めるため、市内の人口動向や児童・生徒数の実態、学校規模等を考慮しながら、柔軟に対応します。なお、区域外就学や指定校変更申請については、個々の実情により弾力的に対応します。

また、平成27年度から3学期制となり、長期休業期間の弾力的な運用、振替休日を伴わない土曜授業の実施による授業時数の確保、長期休業期間の効果的な活用など、それまでの2学期制の成果を生かした取組の充実を図ります。

中学校学校選択制については、引き続き実施し、教育を受ける側のニーズを尊重するとともに、特色ある学校づくりを一層推進します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
通学区域の再編	教育活動の効果を高めるため、通学環境や地域の実情を考慮し、通学区域の再編を検討します。	教育総務課
中学校学校選択制の実施	教育を受ける側のニーズを尊重するとともに、特色ある学校づくりを推進するため、引き続き中学校学校選択制を実施していきます。	教育総務課

③⑥ 学校給食の充実

食育や地産地消を重視し、地元農家の協力を得て、地場食材を積極的に活用し、安全・安心な学校給食の提供を行います。

市立学校給食センターについては、老朽化した施設を更新するとともに、新たな給食センターでの学校給食調理等業務を民間に委託します。

また、学校給食費については、負担の公平性の観点からも、収納率の更なる向上を目指します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
学校給食の充実	児童・生徒が食生活に対する正しい理解と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、身近な教材である学校給食を通して、食料の生産・流通や地域の食文化、適正な食生活等への理解を深めます。また、食育や地産地消を重視し、地元農家の協力を得て、地場食材を積極的に導入し、安全・安心な給食の提供を行います。	学校給食課

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
小学校学校給食調理等業務の民間委託	老朽化した学校給食センターの施設を更新するとともに、新たな給食センターでの学校給食調理等業務を民間に委託します。	学校給食課
学校給食費会計の公平化・公正化	学校給食費会計の負担の公平化・公正化を図るため、学校との連携を図りながら学校給食費未納者への個別訪問徴収や電話催告等を強化し、収納率の向上を図ります。	学校給食課

⑳ 奨学金制度の実施

次代を担う意欲のある人材を育成するとともに、保護者の経済的負担を軽減するため、奨学金制度を引き続き実施し、教育の機会均等を確保します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
奨学金制度の実施	経済的理由で修学が困難であっても、高等教育機関等で学ぶ機会が得られるよう奨学金制度を引き続き実施します。	教育総務課

平成33年度の数値目標

【施策展開の方向 3 教育の質の向上と教育環境の整備】

指標名	現状値 (平成27年度末)	目標値 (平成33年度)
「子供の教育施設や福祉施設」の満足度	25.7% ※	35.0%
放送設備改修実施校数	7校	12校
特別教室等の冷房化率	34.8%	100.0%
太陽光パネルの設置校数	3校	5校
校務支援システムの導入校数	2校	14校
学校給食における地元産野菜・果物の使用品目	20品目	22品目
学校給食における地元産野菜・果物の使用量	児童・生徒1人当たり 5kg/年	児童・生徒1人当たり 5kg/年

※ 平成25年度「市民意識調査」による

4 自己実現を目指す生涯学習の推進

市民が様々な場で学び、体験を通して個人としての生きがいや楽しみを追求することにより、自らを高め、豊かな心を育むことができるよう、多様な学習機会や学習情報の提供に努めるとともに、地区会館、公民館、図書館、地区図書館、市民会館（さくらホール）をはじめとした生涯学習施設などの充実や活用の啓発、学習相談の充実を図り、いつでも、どこでも、誰でも学ぶことができる生涯学習を推進します。

また、楽しみながら、いつでも気軽に健康・体力づくりができるよう、スポーツ・レクリエーション事業の拡充や生涯にわたってスポーツとの関わりをもてる環境の整備、スポーツ・レクリエーション施設の整備、改善を推進します。

さらに、市民が本市の歴史や文化に理解を深めることで、豊かな心を育むことができるよう、市民の貴重な財産である文化財の適正な保護・保存に努め、資料の展示や各種講座、教室の実施により、文化財保護に対する市民意識の向上を図るとともに、地域の伝統・文化を次世代に継承していきます。

また、健全な青少年を育てるための大切な要素として、「ふるさとへの愛着心を育てる」ことが挙げられます。自分が住む地域を理解し、誇りに思うことは、社会性を育み、より良い社会を築いていく担い手を育成することにつながります。そこで、学校・家庭・地域等が一体となって青少年の健全な育成を支えていくよう、社会環境の健全化に向けた取組を進めます。

(1) 生きがい、ふれあいを育む生涯学習の推進

⑩ 生涯学習の推進

郷土への愛着や生きがいの持てるまちづくりを市民と協働で進めるため、生涯にわたる学習活動や社会参加活動を支援するとともに、市民の意見・要望を反映し、市民ニーズに合った生涯学習の充実を図ります。

また、市民の知識や技術等を地域社会に生かすための場の検討を行い、多様な人材を発掘するとともに、指導者の育成を図ります。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
第四次生涯学習推進計画の推進	第四次生涯学習推進計画を踏まえ、市民の生涯学習を支援します。	文化振興課
指導者の育成と人材の活用	生涯学習の一層の推進を図るため、指導者及びボランティアの育成と活用を図ります。	文化振興課
青少年リーダーの養成	小学校第5学年から中学校第3学年までを対象に、宿泊訓練や野外活動などの体験学習を通じてリーダーシップ、グループワークなどの大切さを学習する場の提供を行います。	文化振興課

③⑨ 生涯学習情報の提供と学習機会の充実【重点】

市民がいつでも学習情報を入手できるよう、インターネットを活用した情報ネットワーク環境を整備するとともに、自主的な学習活動を行う市民グループや団体に対して、学習内容や運営についての相談、指導者の派遣や活動場所に関する相談など、学習相談窓口の整備・充実に努めます。

また、生涯学習に関する各種講座の内容を充実し、市民の利用促進に努めるとともに、環境、福祉、教育、文化、芸術、まちづくりなど、市民ニーズに応じた課題に対し、講座や教室などを開催し、学習機会の充実に努めます。

生涯学習活動の成果の発表・紹介の場となる生涯学習フェスティバルの開催については、教育・文化・福祉・産業・観光など、関係機関や施設との連携により検討します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
出前講座の充実	市民の生涯活動を振興し、市政に対する理解を深めることを目的に、市の職員等が出向く、出前講座を行う機会の充実に努めます。	文化振興課
生涯学習講座の充実	市民の生活課題や今日的課題など、市民の多様な学習ニーズに応えるための講座を開催します。	文化振興課
生涯学習情報提供システムの整備	公共施設予約システムで生涯学習関連情報や出前講座等の情報を提供していきます。	文化振興課

④⑩ 生涯学習施設・設備の整備

地区会館、公民館、図書館、地区図書館、市民会館（さくらホール）などの市民にとって身近な学習施設や設備の整備を推進するとともに、これら既存の施設との機能分担の在り方等を考慮しながら、中央図書館、中央公民館の機能を併せもつ複合施設としての（仮称）生涯学習センターの設置について検討します。また、各施設が一層利用しやすいものとなるよう、生涯学習施設情報を発信し、施設機能、施設空き情報等の情報提供を行います。

なお、市民会館の管理運営については、引き続き指定管理者制度を活用し、管理運営体制の効率化と計画的な維持管理に努めます。

また、小・中学校を地域の学習、スポーツ、文化活動の場として開放し、地域社会と子供たちが学び合うコミュニティを形成します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
市民会館の整備	音楽・芸術等文化活動に触れる機会と場所を提供するとともに、優れた芸術文化を鑑賞する機会を設け、市民の文化意識の高揚を図れるよう、市民会館の快適な利用に向けた整備を行います。	文化振興課
学習等供用施設の整備	市民にとって身近な学習施設になるよう、学習等供用施設の快適な利用に向けた整備を行います。	文化振興課
(仮称)生涯学習センター整備の検討	公民館、図書館、市民会館等の生涯学習施設との機能分担の在り方等に配慮しながら、中央図書館、中央公民館の機能を併せもつ複合施設としての(仮称)生涯学習センターの整備の検討を進めます。	文化振興課
市民会館の適正な管理運営	市民会館について、指定管理者制度を継続し、モニタリングを適正に実施し、施設の適正な管理運営に努めます。	文化振興課

④ 図書館運営の充実

読書活動は、子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

このため、子供の読書活動の重要性に鑑み、子供が自主的な読書活動を行うことができるよう、「第三次子供読書活動推進計画」に基づき、ブックスタート事業、おはなしの会等の充実を図るほか、学校図書館と十分な連携・協力を図りながら、子供読書活動に関する施策を推進します。

一方、図書館資料に対する市民ニーズは、今後も多様化・高度化することが予測されます。

このため、市内の各図書館のネットワークを一層強化し、市民の利便性の向上に努めるとともに、図書館資料の整備・充実を図ります。また、近隣市町と連携し、図書館の相互利用を引き続き実施します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
第三次子供読書活動推進計画の推進	子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力が豊かになるよう、「第三次子供読書活動推進計画」に基づき、読書活動の推進を図ります。	図書館
図書館の整備	市民にとって身近な学習施設になるよう、図書館の快適な利用に向けた整備を行います。	図書館
図書館総合情報システムの推進	現行機器の借上げ終了に合わせ、さらに効率的で市民にとって利便性の高いシステムの導入について検討します。	図書館
近隣市町と連携した図書館の相互利用の実施	近隣市町との図書館相互利用を引き続き実施します。	図書館
学校図書館との連携	学校図書館へ授業等で必要な資料の団体貸出等を行うとともに、学校図書館の司書教諭及び学校司書と学校図書館活用推進協議会等で連携を図ります。	図書館

(2) スポーツ・レクリエーション活動の推進

④2 スポーツの推進【重点】

総合体育館を拠点として、スポーツ・レクリエーション事業の拡充を図り、市民の健康・体力づくりの推進に努めるとともに、地域でのスポーツ活動の充実と基盤形成のため、スポーツ推進委員やスポーツ協力員との連携、協力を図ります。

また、体育協会を中心とした各種団体の運営を支援し、市民要望に即したスポーツの推進を図ります。また、地域の特性や要望に応じたスポーツ環境の整備とスポーツ活動の育成に向け、誰でも、いつでも、世代を超えて様々なスポーツを楽しみながら、地域のアイデアで自主的に運営される総合型地域スポーツクラブの運営の支援を図ります。

平成26年10月5日には、市民のスポーツへの関心を継承・発展させ、スポーツを通じて市民が豊かで健康的な生活を営むことにより、賑わいと活力のあるまちづくりを進めていくため、「武蔵村山市スポーツ都市宣言」を行っています。本市では、これまでも市民のスポーツ参加への意識の醸成とスポーツ・レクリエーション活動の推進に努めてきましたが、平成32年に開催される、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を一つの契機として、より一層の推進に努めます。

スポーツを通じた青少年の健全育成を図るため、平成27年7月に設立したスポーツ少年団の充実にも努めます。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
スポーツ推進計画の推進	スポーツ推進計画に基づき、市民のスポーツを総合的かつ計画的に推進します。	スポーツ振興課
地域スポーツの振興	地域でのスポーツ活動の充実と基盤形成のため、スポーツ推進委員やスポーツ協力員等との連携、協力を図り、地域スポーツの振興に努めます。	スポーツ振興課
総合型地域スポーツクラブの運営支援	誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも各自の興味・目的に応じてスポーツに親しめるようなスポーツ社会を実現するため、総合型地域スポーツクラブの運営を支援します。	スポーツ振興課
市民のスポーツ参加への意識の醸成	平成32年開催の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、市民のスポーツ参加への意識の醸成とスポーツ・レクリエーション活動の一層の推進を図ります。	スポーツ振興課

※ 関連資料9 関連リーフレット等 (資料8) 「2014 武蔵村山市スポーツ都市宣言」を参照 (P92)

④③ スポーツ施設・設備の整備

総合体育館を中核とした総合運動公園やその他体育施設の機能を充実するとともに、公共施設予約システムを活用し、利用者の利便性の向上に努めます。

なお、総合体育館の管理運営については、引き続き指定管理者制度を活用し、管理運営体制の効率化と計画的な維持管理に努めます。

また、学校教育に支障のない範囲で、学校体育施設を広く市民に開放し、スポーツ・レクリエーション活動の推進に努めます。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
総合運動公園の整備	競技スポーツなど市民の高度なスポーツニーズに応えるため、総合体育館を中核とした総合運動公園の機能の充実に努めます。また、野山北・六道山公園（総合運動公園）の整備を検討します。	スポーツ振興課
総合体育館の適正な管理運営	総合体育館について、指定管理者制度を継続し、モニタリングを適正に実施し、施設の適正な管理運営に努めます。	スポーツ振興課
体育施設の整備・充実	体育施設の整備・充実に図り、市民のスポーツ環境の整備に努めます。また、フットサル場の整備についても検討します。	スポーツ振興課
校庭・屋内運動場開放の推進	小・中学校の校庭・屋内運動場を社会教育団体等に開放し、地域スポーツの推進を図るとともに、小学校校庭を在学児童の遊び場として開放します。	スポーツ振興課

(3) 郷土を愛し、理解を深める文化財の保護・活用

④ 文化財の調査、保護・活用

市内に所在する各種文化財等を中心に総合調査を実施し、その種別、分布状況など文化財としての位置付けを明らかにするとともに、宅地等の開発に伴う遺跡調査を継続して実施し、出土品の保護・保全や記録・保存に努めます。

また、収蔵資料の公開・展示や歴史講座などを実施し、文化財の活用を図るとともに、ボランティア組織の育成や交流を促進するほか、伝統的な芸術、文化などの講座や教室などを開催し、市民の学習機会の拡充と文化財保護に対する意識の高揚に努めます。

歴史民俗資料館については、分館とともに適切な維持管理に努めるとともに、市民の財産である文化財の適正な収集・管理の充実を図り、文化財の保護、保存に努めます。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
文化財の調査・研究	市内に所在する各種文化財等の総合調査（研究）を実施し、その種別、内容、分布を把握し、文化財として位置付けていく調査・研究に努めます。	文化振興課
文化財の保護の充実	文化財保護審議会からの市指定文化財としての答申内容を踏まえ、市文化財の指定を行うことにより文化財の保護の充実に努めます。	文化振興課
関係団体・人材の育成	郷土の歴史、伝統芸能などの伝承に関する講座の開催、市民プログラムの充実等により、文化財保護活動に参加するボランティア及びボランティア組織の育成や交流の促進に努めます。	文化振興課
歴史民俗資料館の運営の充実	来館者の安全と学習環境の向上を図るため、歴史民俗資料館及び分館の適切な維持管理に努めるとともに、文化財の適正な収集・管理の充実を図ります。	文化振興課

(4) 青少年の健全育成

④ 青少年活動の推進

青少年団体活動の活性化を図るため、青少年対策地区委員会と協力して、青少年団体の活動を支援するとともに、野外での集団活動を中心とする青少年教室を実施することにより、青少年リーダーの育成を図ります。

また、狭山丘陵の自然を生かし、青少年が自然体験を通し自主性や協調性を身に付ける場としての屋外体験学習広場の活用を推進するとともに、市内一斉クリーン作戦などの地域におけるボランティア活動やスポーツ大会、各種行事などに、地域社会の一員として家族で積極的に参加できるように啓発し、地域との交流を一層推進します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
青少年健全育成基本方針の推進	青少年健全育成基本方針のもと、毎年度、青少年健全育成重点施策を策定し、青少年の健全育成を図ります。	文化振興課
青少年育成団体への支援	青少年対策地区委員会、PTAなどの地域で活動する団体などへの支援を行います。	文化振興課
青少年リーダーの養成【再掲】	小学校第5学年から中学校第3学年までを対象に、宿泊訓練や野外活動などの体験学習を通じてリーダーシップ、グループワークなどの大切さを学習する場の提供を行います。	文化振興課
屋外体験活動の充実	子供たちの体験活動や学習活動の場となる屋外体験学習広場の活用を推進し、心身ともにたくましい子供の育成を目指します。	文化振興課
青少年の地域交流の推進	地域の環境美化活動などのボランティア活動、スポーツ大会、各種行事などに、地域社会の一員として家族で積極的に参加できるように啓発し、地域との交流を深めます。	文化振興課

※ 関連資料9 関連リーフレット等 (資料9) 「青少年健全育成基本方針」を参照 (P 9 3)

④⑥ 地域との連携強化

青少年を取り巻く社会環境をより良いものとするため、青少年補導連絡会を中心に、学校・家庭・地域・行政が連携して、有害図書やインターネット・携帯電話などの不健全情報の排除など、青少年を取り巻く有害環境の浄化活動に取り組み、明るい環境づくりに努めます。

また、子供たちの安全を守るため、学校、家庭、地域及び関係機関・団体等が連携し、パトロール活動を実施するとともに、「青少年健全育成協力店指定制度」による店舗等の自主的な青少年健全育成活動を支援します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
青少年補導連絡会によるパトロール等の推進	児童・生徒の安全を守るため、学校、家庭、地域及び関係機関・団体等が連携し、パトロール活動を実施します。	文化振興課
青少年健全育成協力店指定制度の充実	「青少年健全育成協力店指定制度」による店舗等の自主的な青少年健全育成活動を支援します。	文化振興課

※ 関連資料9 関連リーフレット等 (資料10) 「青少年健全育成協力店サイン」を参照
(P94)

④⑦ 指導・相談・支援体制の充実

青少年の非行を防止するため、学校や青少年補導連絡会などの関係機関が一体となって実施する街頭指導や相談事業など、支援体制の充実に努めます。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
子供健全育成サポート事業の実施	いじめ、虐待、非行の芽を事前に察知し、防止するため、講演会を開催し、子供の健全な育成を支援します。	文化振興課
スクールカウンセラーの配置【再掲】	不登校やいじめ、暴力等の問題を未然に防止するとともに、学校生活や友人関係などに関する心理的相談を通して、学校への適応を図るため、スクールカウンセラーを配置します。	教育指導課
青少年補導連絡会によるパトロール等の推進【再掲】	児童・生徒の安全を守るため、学校、家庭、地域及び関係機関・団体等が連携し、パトロール活動を実施します。	文化振興課

平成33年度の数値目標

【施策展開の方向 4 自己実現を目指す生涯学習の推進】

指標名	現状値 (平成27年度末)	目標値 (平成33年度)
出前講座の講座数	54 講座	70 講座
市民会館の利用者数	205,586 人/年	210,000 人/年
市内図書館の図書貸出冊数	市民1人当たり 5.0 冊/年	市民1人当たり 6.0 冊/年
図書館利用の登録者数	34,052 人	34,500 人
図書リクエスト件数	63,826 件/年	65,000 件/年
健康でいきいきした心とからだをつくるための運動・スポーツ実施率（スポーツ推進計画アンケート調査）	61.0% ※	71.1%
総合型地域スポーツクラブ会員数	258 人	381 人
市指定文化財の数	23 件	25 件
歴史民俗資料館の利用者数	13,763 人/年	19,000 人/年
青少年健全育成協力店の指定数	35 店	40 店

※ 平成23年度「スポーツ推進計画アンケート調査」による

5 教育財産の有効活用の推進

市が保有する公共施設の総延床面積は、平成28年3月末現在、約150,000㎡で、そのうち、学校教育系施設の延床面積の合計は約91,990㎡となっており、全体の半数以上となる61.0%を占めています。また、社会教育・文化施設についても、全体の12.7%を占めています。このことから、市が保有する財産を最大限活用する上で、教育財産の有効活用は大変重要な要素となっていることがうかがえます。

教育財産の有効活用については、様々な用途が考えられる学校施設を中心に、多様な視点に立って積極的な活用を推進します。

教育財産の有効活用の推進

④⑧ 放課後子ども総合プラン事業の推進

小学校の余裕教室を活用して、放課後の子供たちの安全・安心な居場所を確保するとともに、多様な学習の充実、地域住民との交流活動等の取組を推進することにより、教育財産の有効な活用を図ります。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
放課後子ども教室の充実【再掲】	小学校の余裕教室等を活用して、放課後の子供たちの安全・安心な居場所を確保するとともに、多様な学習の充実、地域住民との交流活動等の取組を推進します。	文化振興課
一体型の学童クラブ及び放課後子ども教室の運営【再掲】	学童クラブの児童と放課後子ども教室の児童が同じ活動場所で同一のプログラムに参加できるように、一体型の学童クラブ及び放課後子ども教室の運営に努めます。	子ども育成課 文化振興課

④⑨ 校庭・屋内運動場開放の推進

地域の草の根スポーツを推進するため、学校教育に支障のない範囲で、学校施設を市民に広く開放することにより、教育財産の有効な活用を図ります。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
小学校校庭遊び場開放	開放管理員を配置して事故防止に努めながら、在学する児童を対象に放課後の小学校の校庭を遊び場として開放します。	スポーツ振興課

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
学校体育施設開放	地域の草の根スポーツを推進するため、学校教育に支障のない範囲で、学校体育施設を市民に広く開放することにより、教育財産の有効な活用を図ります。	スポーツ振興課

⑤⑩ 生涯学習施設・設備の整備

公民館、図書館、市民会館等の生涯学習施設との機能分担の在り方等に配慮しながら、中央図書館、中央公民館の機能を併せもつ複合施設としての（仮称）生涯学習センターの設置について検討を進めます。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
（仮称）生涯学習センター整備の検討【再掲】	公民館、図書館、市民会館等の生涯学習施設との機能分担の在り方等に配慮しながら、中央図書館、中央公民館の機能を併せもつ複合施設としての（仮称）生涯学習センターの整備の検討を進めます。	文化振興課

平成33年度の数値目標

【施策展開の方向 5 教育財産の有効活用の推進】

指標名	現状値 (平成27年度末)	目標値 (平成33年度)
放課後子ども教室の実施箇所数【再掲】	7か所	9か所
一体型の運営を行う学童クラブ及び放課後子ども教室の設置数【再掲】	2か所	2か所

第4章 組織の総合力を生かした教育行政の推進

教育委員会と関係機関との連携

多様化する教育課題に対応するため、教育委員会だけではなく、市長部局等との横の連携を強化するとともに、教育に関係する様々な組織との関係性を密にし、武蔵村山市全体の組織の総合力を生かした教育行政を推進していきます。

(1) 教育委員会と関係機関との連携強化

① 教育委員会と市長部局等との連携システムの構築

市長部局等で実施されている様々な事業等について、教育委員会として積極的に把握するとともに、学校との協働事業につなげていくため、教育委員会と市長部局等との連携システムの構築について検討します。

また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の4で規定され実施している「総合教育会議」において、市長と教育委員会で相互に連携を図り、より一層市民の意見を反映した教育行政を推進します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
教育委員会と市長部局等との連携システムの構築	教育委員会と市長部局等をつなぐ連携システムの構築を検討し、各校の学校経営方針を尊重しながら、市長部局等が提案する事業等に積極的に関わることができるようにします。	教育総務課 教育指導課 関係各課
総合教育会議の実施	総合教育会議での協議・調整事項は①教育大綱の策定②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策③児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置 となっています。また、会議を公開するとともに会議録等を引き続きホームページに公表します。	企画政策課 教育総務課

② 関係機関との連携

学校教育の充実や生涯学習の推進に向けて、子育て支援施策や防災・防犯施策などにおいて、関連する市長部局等と連携して、各種事業に取り組んでいくとともに、地域コミュニティの活性化を図るため、各種団体との連携を強化します。

また、市長部局等における教育に関連した個別計画等との連携を図り、教育委員会における施策の方向性を確認し、整合性を図ります。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
市長部局等が所管する各講座の受講（※1）	市長部局等が実施している教育関連事業を学校教育に生かすため、学校経営方針のもと、各学校単位で積極的に講座を受講し、市長部局等との連携を深めます。（※1）	関係各課
教育・児童生徒等に関連する各事業の連携（※2）	子供たちが安心して学校生活を送れるように、学校と学童クラブの情報共有、通学路合同点検による危険箇所等の改善、防犯パトロールによる見守り強化などについて、関係機関が連携を図るとともに、地域コミュニティの活性化を図ります。	関係各課

※1 具体的な講座名及び事業担当課は次の表のとおり。

講座名	事業担当課
行政相談員（出前講座「行政相談員とは」の実施）	秘書広報課
男女共同参画推進事業（男女共同参画センター講座の開催）	協働推進課
消費者教育講座	協働推進課
学校・職場での環境教育（第二次環境基本計画）	環境課
認知症サポーター養成講座	高齢福祉課

※2 具体的な事業名及び事業担当は次の表のとおり。

事業名	事業担当課
人権擁護委員（作文コンテスト等の実施）	秘書広報課
防犯パトロール	防災安全課
地域コミュニティ活性化事業	協働推進課
各種イベントへのボランティア	関係各課
地域連携推進事業	協働推進課
地産地消の推進による食育	産業観光課 学校給食課
子ども・若者自立支援関係課連絡会議	地域福祉課
子どもの貧困対応プランの策定	地域福祉課 子育て支援課
巡回指導・相談事業	子ども育成課
学童クラブ事業	子ども育成課
歯科保健対策事業	健康推進課 教育総務課
通学路合同点検	防災安全課 道路下水道課 教育総務課
学校ICT教育環境の整備	教育総務課 教育指導課
放課後子ども総合プラン事業	子ども育成課 文化振興課
ブックスタート事業	健康推進課 図書館
若年層啓発事業	選挙管理委員会
平成27～29年度 文部科学省「教育課程特例校」エキスパートタイム	第二小学校
丘の上キャンプ	第三小学校

(2) 開かれた教育委員会

③ 教育委員会会議の透明化

市民に開かれた教育委員会会議を目指し、会議は公開し、積極的に情報発信することで、学校、地域、家庭、市民から一層の信頼を得られるように努めます。

積極的に情報発信することにより、関係機関との連絡を円滑に推進します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
教育委員会会議の充実	教育委員会会議を公開するとともに会議録等を引き続きホームページに公表します。	教育総務課 教育部各課

関連資料

1 武蔵村山市第二次教育振興基本計画策定委員会設置要綱

平成 27 年 12 月 3 日
教育委員会教育長訓令第 24 号

(設置)

第 1 条 教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「第二次教育振興基本計画」という。）を策定するため、武蔵村山市第二次教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 策定委員会は、第二次教育振興基本計画の原案を作成し、その結果を武蔵村山市教育委員会に報告する。

(組織)

第 3 条 策定委員会は、委員 16 人をもって組織する。

2 委員は、教育長、企画財務部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、同部指導担当参事、総務部防災安全課長、協働推進部協働推進課長、健康福祉部子育て支援課長、同部子ども育成課長、同部子ども育成課児童担当課長、同部健康推進課長、教育部教育総務課教育施設担当課長、同部学校給食課長、同部文化振興課長、同部スポーツ振興課長及び同部図書館長の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 策定委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長は教育長の職にある委員を、副委員長は企画財務部長の職にある委員をもって充てる。
3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
3 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 策定委員会に、第二次教育振興基本計画の策定に係る専門的事項について調査研究させるため、部会を置く。

2 部会は、次に掲げる部会の区分に応じ、当該各号に定める人数の部員で組織する。

(1) 学校教育部会 9人

(2) 生涯学習部会 7人

3 前項第1号に掲げる部会の部員は、教育部指導・教育センター担当課長及び同部教育総務課教育施設担当課長並びに協働推進部協働推進課、健康福祉部子育て支援課、同部子ども育成課、同部健康推進課、教育部教育総務課、同部教育総務課教育施設担当及び同部教育指導課に所属する主査の職にある職員のうちから当該課の長が指名する各1人の者をもって充てる。

4 第2項第2号に掲げる部会の部員は、教育部文化振興課長及び同部スポーツ振興課長並びに企画財務部企画政策課、教育部スポーツ振興課及び同部図書館に所属する主査の職にある職員のうちから当該課の長が指名する各1人の者並びに教育部文化振興課に所属する主査の職にある職員のうちから当該課の長が指名する2人の者をもって充てる。

(部会長及び副部会長)

第7条 部会に、部会長及び副部会長1人を置く。

2 前条第2項第1号に掲げる部会の部会長は、教育部指導・教育センター担当課長の職にある委員を、副部会長は、同部教育総務課教育施設担当課長の職にある委員をもって充てる。

3 前条第2項第2号に掲げる部会の部会長は、教育部文化振興課長の職にある委員を、副部会長は、同部スポーツ振興課長の職にある委員をもって充てる。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第8条 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、最初の会議は、委員長が招集する。

2 第5条第2項及び第3項の規定は、部会の会議に準用する。

(報告)

第9条 部会長は、当該部会における調査研究が終了したときは、その結果を委員長に報告しなければならない。

(意見の聴取)

第10条 策定委員会及び部会は、必要に応じて関係課の意見を聴取し、又は職員を出席させて説明を求めることができる。

2 委員は、必要に応じ部会に出席し、意見を述べることができる。

(策定委員会及び部会の庶務)

第11条 策定委員会及び部会の庶務は、企画財務部企画政策課及び教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 武蔵村山市第二次教育振興基本計画策定委員会委員名簿

区分	氏名	職名	備考
委員長	持田 浩志	教育長	
副委員長	比留間 毅浩	企画財務部長	平成 28 年 3 月 31 日まで
副委員長	高尾 典之	企画財務部長	平成 28 年 4 月 1 日から
委員	中野 育三	教育部長	平成 28 年 3 月 31 日まで
委員	内野 正利	教育部長	平成 28 年 4 月 1 日から
委員	榎並 隆博	学校教育担当部長	平成 28 年 3 月 31 日まで
委員	佐藤 敏数	学校教育担当部長	平成 28 年 4 月 1 日から
委員	小嶺 大進	指導・教育センター担当課長	平成 28 年 3 月 31 日まで
		指導担当参事	平成 28 年 4 月 1 日から
委員	鈴木 浩	防災安全課長	平成 28 年 3 月 31 日まで
委員	福井 勇	防災安全課長	平成 28 年 4 月 1 日から
委員	三條 博美	協働推進課長	
委員	小林 真	子育て支援課長	
委員	乙幡 康司	子ども育成課長	
委員	小川 和男	児童担当課長	平成 28 年 3 月 31 日まで
委員	長谷 慶一	児童担当課長	平成 28 年 4 月 1 日から
委員	宮沢 聖和	健康推進課長	
委員	比留間 光夫	教育施設担当課長	
委員	神山 幸男	学校給食課長	
委員	山田 義高	文化振興課長	
委員	指田 政明	スポーツ振興課長	
委員	乙幡 孝	図書館長	

3 武蔵村山市第二次教育振興基本計画策定委員会学校教育部会部員名簿

区 分	氏 名	職 名	備 考
部会長	小 嶺 大 進	指導・教育センター担当課長	平成 28 年 3 月 31 日まで
		指導・教育センター担当課長 事務取扱指導担当参事	平成 28 年 4 月 1 日から
副部会長	比留間 光夫	教育施設担当課長	
部員	長 堀 武	協働推進課主査	
部員	阿 部 淳 一	子育て支援課主査	
部員	加 藤 幸 代	子ども育成課主査	平成 28 年 3 月 31 日まで
部員	古 川 敦 司	子ども育成課主査	平成 28 年 4 月 1 日から
部員	大 野 博 子	健康推進課主査	
部員	木 内 淳	教育総務課主査	
部員	櫻 井 謙 次	教育施設担当主査	
部員	鳴 川 和 広	教育指導課主査	

4 武蔵村山市第二次教育振興基本計画策定委員会生涯学習部会部員名簿

区 分	氏 名	職 名	備 考
部会長	山田 義高	文化振興課長	
副部会長	指田 政明	スポーツ振興課長	
部員	佐藤 哲郎	企画政策課主査	
部員	平野 兼一	文化振興課主査	平成 28 年 3 月 31 日まで
部員	比留間 道	文化振興課主査	平成 28 年 4 月 1 日から
部員	小峯 邦明	文化振興課主査	平成 28 年 3 月 31 日まで
部員	内野 昭	文化振興課主査	平成 28 年 4 月 1 日から
部員	木村 信一	スポーツ振興課主査	
部員	国分 一也	教育部図書館主査	

5 武蔵村山市大綱・第二次教育振興基本計画策定懇談会設置要綱

平成27年12月3日

訓令(乙)第186号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の3第1項に規定する教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)及び教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画(以下「第二次教育振興基本計画」という。)を市民等の意見を反映して策定するため、武蔵村山市大綱・第二次教育振興基本計画策定懇談会(以下「懇談会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、大綱又は第二次教育振興基本計画の素案の作成に関し必要な事項を検討審議し、その結果をそれぞれ市長又は教育委員会に報告する。

(組織)

第3条 懇談会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員11人をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 武蔵村山市教育委員会委員 1人
- (3) 武蔵村山市立小学校校長会の代表 1人
- (4) 武蔵村山市立中学校校長会の代表 1人
- (5) 武蔵村山市社会教育委員 1人
- (6) 武蔵村山市スポーツ推進委員 1人
- (7) 武蔵村山市公民館運営審議会の委員 1人
- (8) 武蔵村山市立小学校のPTAの会長 1人
- (9) 武蔵村山市立中学校のPTAの会長 1人
- (10) 公募による市民 2人

2 前項に規定する委員の任期は、前条に規定する報告をもって満了するものとする。

(座長及び副座長)

第4条 懇談会に、座長及び副座長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、座長が招集する。

2 懇談会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 懇談会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、企画財務部企画政策課及び教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月3日から施行する。

6 武蔵村山市大綱・第二次教育振興基本計画策定懇談会委員名簿

区分	氏名	選出区分	備考
座長	近藤 精一	学識経験者	東京学芸大学大学院 教育学研究科（教職大 学院）特任教授
副座長	土田 三男	武蔵村山市教育委員会委員	教育長職務代理者
委員	鶴田 浩二	武蔵村山市立小学校校長会 の代表	市立第一小学校校長
委員	栗原 伊知郎	武蔵村山市中学校校長会 の代表	市立第三中学校校長
委員	栗岩 淳一	武蔵村山市社会教育委員	
委員	加々見 茂	武蔵村山市スポーツ推進委 員	
委員	野崎 富生	武蔵村山市公民館運営審議 会の委員	
委員	羽鳥 直美	武蔵村山市立小学校のP T Aの会長	市公立学校P T A連 合会会長（小学校）
委員	内野 博之	武蔵村山市立中学校のP T Aの会長	市公立学校P T A連 合会会長（中学校）
委員	藤村 純子	公募による市民	
委員	大槻 こずえ	公募による市民	

※ 敬称略

※ 武蔵村山市大綱・第二次教育振興基本計画策定懇談会設置要綱に規定する組織順

7 策定経過

開催期日	会議等の名称・主な内容
平成27年 12月22日	第1回武蔵村山市第二次教育振興基本計画策定委員会の開催 議題：懇談会委員募集要項（案）及び懇談会委員の選考方法（案）について 第1回全体部会の開催 議題：素案の作成について
平成28年 2月17日	第2回生涯学習部会の開催 議題：(1)市長部局と教育委員会の連携が深まると一層有益になる事業 (2)素案について
2月19日	第2回学校教育部会の開催 議題：(1)市長部局と教育委員会の連携が深まると一層有益になる事業 (2)素案について
4月22日	第3回生涯学習部会の開催 報告事項：学校と市の連携が深まると一層有益になる事業 議題：素案について
4月27日	第3回学校教育部会の開催 報告事項：学校と市の連携が深まると一層有益になる事業 議題：素案について
4月28日	第1回武蔵村山市・武蔵村山市第二次教育振興基本計画策定懇談会の開催 議題：(1)座長及び副座長の選出について (2)懇談会に関する運営要領（案）について (3)懇談会の進め方について (4)武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（素案）について
7月1日	第4回生涯学習部会の開催 議題：素案について
7月8日	第4回学校教育部会の開催 議題：素案について
7月25日	第2回武蔵村山市第二次教育振興基本計画策定委員会の開催 議題：素案について
8月8日	第2回武蔵村山市・武蔵村山市第二次教育振興基本計画策定懇談会の開催 議題：素案について
10月18日	武蔵村山市大綱・第二次教育振興基本計画策定懇談会から「第二次教育振興基本計画（素案）について」の報告
10月24日	第3回武蔵村山市第二次教育振興基本計画策定委員会の開催 議題：素案について

8 武蔵村山市大綱・第二次教育振興基本計画策定懇談会（報告）

平成28年10月18日

武蔵村山市教育委員会 様

武蔵村山市大綱・第二次教育振興基本計画
策定懇談会 座長 近藤 精一

武蔵村山市第二次教育振興基本計画（素案）について（報告）

私たちは、武蔵村山市第二次教育振興基本計画の策定に向け、武蔵村山市第二次教育振興基本計画（素案）について審議した結果、別紙のとおり本懇談会の意見等を取りまとめましたので、ここに報告いたします。

武蔵村山市大綱・第二次教育振興基本計画策定懇談会

座長 近藤 精一
副座長 土田 三男
委員 鶴田 浩二
栗原 伊知郎
栗岩 淳一
加々見 茂
野崎 富生
羽鳥 直美
内野 博之
藤村 純子
大槻 こずえ

※武蔵村山市大綱・第二次教育振興基本計画策定懇談会設置要綱に規定する組織順

武蔵村山市大綱・第二次教育振興基本計画策定懇談会（報告）

少子高齢化の進行やグローバル化、環境破壊、自然災害の頻発、あるいは規範意識の低下やコミュニティのつながりの希薄化など、社会環境が大きく変容する中で、子供たちの学ぶ意欲や体力の低下、いじめ、不登校など、様々な教育上の問題が顕在化しています。こうした中、教育行政の制度改革が行われ、これまで以上に市長と教育委員会が教育に関する取組や課題に対する連携を強化することとなりました。

こうした流れを受けて、本市においても市全体の教育等の総合的な施策の方針である教育大綱を市長が定めました。また、平成28年6月末には、平成29年度から平成33年度までを対象期間とする、新たな教育大綱の素案が策定されました。そして、この教育大綱（素案）に基づき、「武蔵村山市第二次教育振興基本計画（素案）」（以下「基本計画（素案）」という。）の策定作業が教育委員会によって進められました。この「基本計画（素案）」では、武蔵村山市第四次長期総合計画後期基本計画や教育大綱（素案）との整合を図り、また、国や都の関連計画を参酌しつつ、「人と人との絆で 未来を拓く 学び支え合うまち 武蔵村山」を基本理念として設定し、今後5年間で取り組むべき基本施策等が整理されており、その内容はおおむね妥当と考えます。

一方で、一部内容に対して、若干の補足意見を付け加えます。教育委員会にあっては、下記に示す本懇談会の意見等に留意し、より良い計画を策定するとともに、計画に沿った着実な教育を推進されるよう要望いたします。

記

1 全般的意見について

- (1) 教育の推進に向けて、きめ細かな部分にまで配慮した内容となっている。事務局案に記載された事項の着実な実施に向けて、一層の努力に努められたい。
- (2) 予算や人材など、教育を推進するための資源が限られている中、市の課題等を踏まえて、今後5年間で重点を置くべき点を慎重に検討し、施策に取り組まれたい。
- (3) 主要施策・主要事業について、これら数多くの施策や事業を実際に行うのは主に学校である。各学校が知恵を絞り、様々な工夫を凝らしながら取り組まれたい。

2 個別的意見について

(1) 目次について

- 現状、第3章において、基本方針が目次に挙げられているが、基本施策や施策のもう少し細かい項目での表記を検討されたい。

(2) 本市を取り巻く教育の現状と課題について

- (3) 学校・家庭・地域との連携に関して、地域からの参加者が、教育関連の多くの会合で重複している。各地域の実情も踏まえ、学校から地域に広く参加を促すなど、連携の充実に向けて積極的に取り組まれない。
- (4) 学校教育に関連して、研究活動の取組を、保護者等に向けて発表する機会を設けるなど、研究成果を保護者や地域と共有できるよう取り組まれない。
- 施設の耐震化など、ハード面の整備は進んでいるが、実際の災害時にどのように対応するのか。授業時間外に災害が発生した場合でも対応できるよう、実践的な訓練の実施に努められたい。
- 学校ICT環境の整備・充実が課題として挙げられているが、生活の中で幅広く使われている現状を踏まえた情報モラル、情報リテラシーも含めた高度で実践的な指導を行える人材の育成を図りながら、ICT教育の推進に努められたい。

(3) 今後5年間で取り組むべき基本施策について

- 時代の変化は激しく、教育においても不易流行があるが、向こう5年間は、ぶれることなく記載内容の着実な推進に努められたい。一方で、手法については、その目的達成に向けた柔軟な対応を図られたい。
- 施策には【重点】設定されているものが見受けられる。様々な方面に配慮されており、時代の変化を踏まえたものも含まれている。施策の実施に必要な予算について、限られた予算の中ではあるが、確保に努め、施策の着実な実施を図られたい。

① 基本方針1 生きる力を育む教育の推進について

- 「④確かな学力の定着」に関して、「小・中学校特進講座の実施」が主要施策・主要事業として挙げられているが、子供たちや保護者の間で評価が高く、他市にない非常に良い制度であるため、ぜひ継続して実施を図られたい。
- 「⑥体力向上策の推進」に関して、学校生活全体を通して子供たちの運動量を増やす取組を検討されたい。
- 「⑪国際理解教育の充実」に関して、今後、武蔵村山市立小学校英語活動モデルカリキュラムの改訂を行う旨の記述があるが、カリキュラムの改訂にあたり、実際に児童の指導に関わっている英語活動支援員等の意見も反映していただきたい。
- 「⑫日本の伝統・文化教育の充実」に関して、体験はとても大切で、日本の伝統を子供たちに伝えていく取組の充実を図られたい。
- 「⑭特別支援教育の充実」に関して、現状は人材が不足しているため、今後、人材の

配置増を検討されたい。

② 基本方針3 教育の質の向上と教育環境の整備について

- 基本施策「(1) 特色ある学校づくりの推進」に関して、小中一貫教育など、制度としての特色と、各学校における教育活動上の特色があり、その点に留意して分かりやすい記述を図られたい。
- 「②4小中一貫教育・小中連携教育の推進」に関して、小中一貫校を進めていくに当たり、保護者に対して積極的に説明されたい。
- 「②6部活動等の充実」に関して、部活動の外部指導員の報酬については、部活動の充実に向けて、配慮を求めたい。また、部活動を指導する教員の異動によって、部活動の継続性が損なわれないよう、教育委員会として調整に取り組まれたい。
- 「②3学校ICT環境の整備」に関して、実際の運用実態を考慮した、無駄のないよう適切に取り組まれたい。

③ 基本方針4 自己実現を目指す生涯学習の推進について

- 「③4スポーツ施設・設備の整備」に関して、良いものは非常に高額になるが、スポーツ振興の長期的ビジョンに立って、フル規格のスポーツ施設の整備を検討されたい。

9 関連リーフレット等

(資料1) 「武蔵村山市の児童・生徒の豊かな心の育成に向けて」

武蔵村山市の児童・生徒の豊かな心の育成に向けて

豊かな 心

生きる力

健やかな 体

確かな 学力

「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

- 人権尊重の理念を正しく理解し、思いやりの心や社会生活のルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を育むため、人権教育及び心の教育を充実させ、権利と義務、自由と責任についての認識及び規範意識や、公共の精神に基づいた自立した個人を育てる。

道徳教育

- 人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養う。

《学校の取組》

- 道徳授業地区公開講座の実施
- 年間計画に基づく道徳の授業を要とした、各教科等における道徳教育の充実
- 各校の実態に応じた年間計画に基づいた人権教育・キャリア教育の実施・充実
- 生活科及び総合的な学習の時間並びに移動教室・修学旅行等体験活動を通じた学習の充実
- 保護者・地域と連携した行事の実施

《家庭の取組》

- 基本的な生活習慣の充実
- 子供と親の対話時間の確保
- 保護者と学校との連携
 - ・ 学校行事・地域行事への参加
 - ・ 災害時等における家庭ルールの構築（保護者会、学校だより、学年・学級通信などを通して）

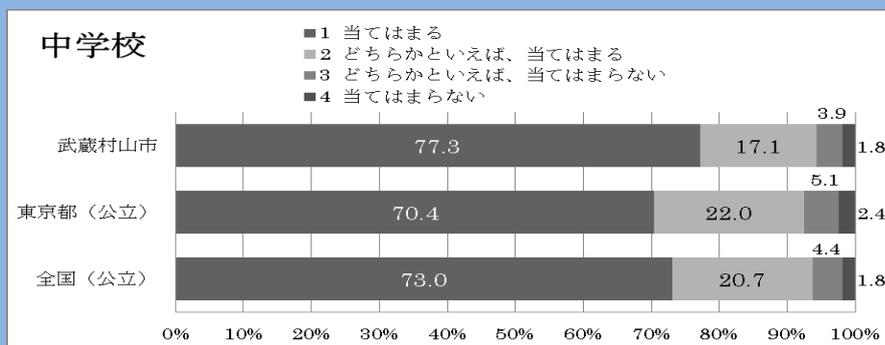
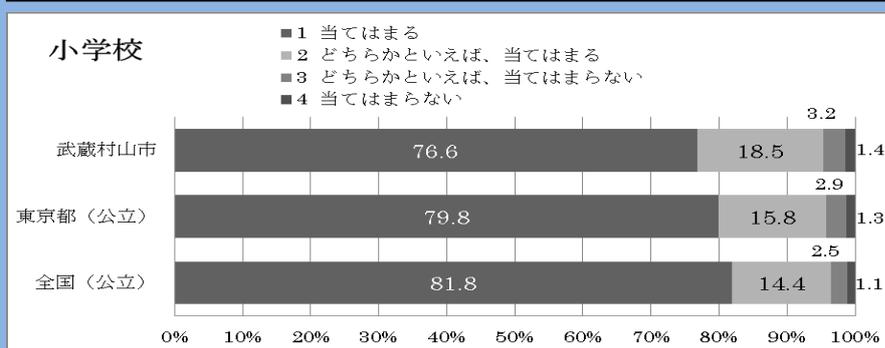
《教育委員会の取組》

- 教職員研修会の実施・充実（道徳研修会・キャリア教育研修会 等）
- 道徳教育推進校における研究
- 人権教育推進委員会の実施
- 「生涯学習市民学園まつり」の推進
- 「青少年健全育成協力店指定制度」の充実
- 野山北公園の水田を活用した市内全小学校における稲作体験学習の実施
- 小中一貫教育推進委員会（道徳部会）
- 教育のつどいの実施
- 「放課後子ども教室」の実施
- リーフレットの活用

81

平成27年度「全国学力・学習状況調査」の児童・生徒の質問紙調査より

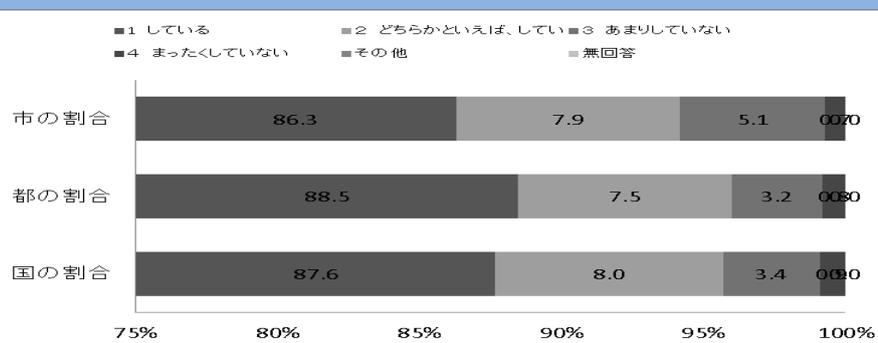
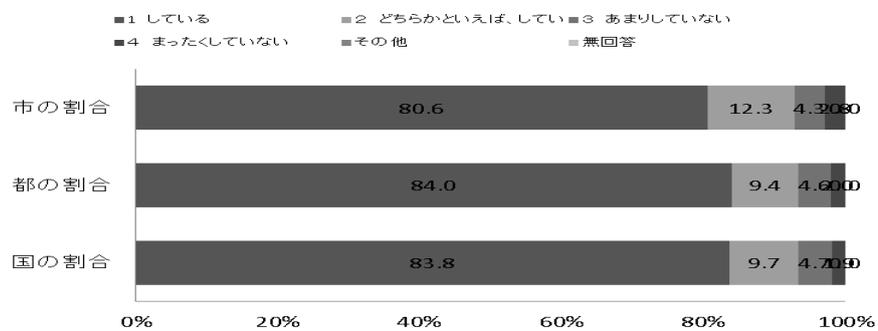
「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか。」



いじめに対する認識において、東京都及び全国では、学年が上がるにしたがい、値が低くなる傾向にあるが、本市においては、学年が上がるにしたがい、認識が高くなる。これは、標語の作成、生徒会を中心とした取組等の成果である。

「朝食を毎日食べていますか。」

朝食の摂取については、本市は東京都及び国と比べて、値が低い傾向にある。朝食の摂取については、基本的な生活習慣に大きく関わることである。家庭との連携で、定着を図らなければならない。



いじめに関する意識については、全市をあげて、生徒の自作の啓発ポスターの活用、様々な研修会での指導の徹底の確認により、児童・生徒の意識を高めることができています。一方、朝食の摂取に関しては、学校生活全般に関わって大きな課題である。これは、学力や体力の向上、心の育成のために、取り組んでいかなければならない。食育や運動に関する内容と関連させて指導を行う必要がある。

武蔵村山市の児童・生徒の学力向上に向けて

豊かな
心

生きる力

健やかな
体

確かな
学力

基礎的・基本的な

知識・技能

- 漢字の読み書きや四則計算をはじめとした、基礎的・基本的な知識・技能をバランスよく、確実に身に付けさせる。

思考力・判断力・表現力

- 今もっている知識や技能を生かして、目の前にある問題が解決できる力を身に付けさせる。

主体的に学習に取り組む態度

- 勉強をして分からないこと、興味・関心をもったことを自分で調べるなど、自ら進んで学習に取り組むことができる態度を身に付けさせる。

《学校の取組》

- 教育機器の活用や言語活動の充実等
- 習熟度別少人数学習指導
- 校内研究の充実「一校一研究」
- 読書活動の充実(朝読書・読み聞かせの実施)
- 補習、検定試験の実施
- 授業改善推進プランの作成
- 学校評価の実施
- 小中一貫教育の推進

《家庭の取組》

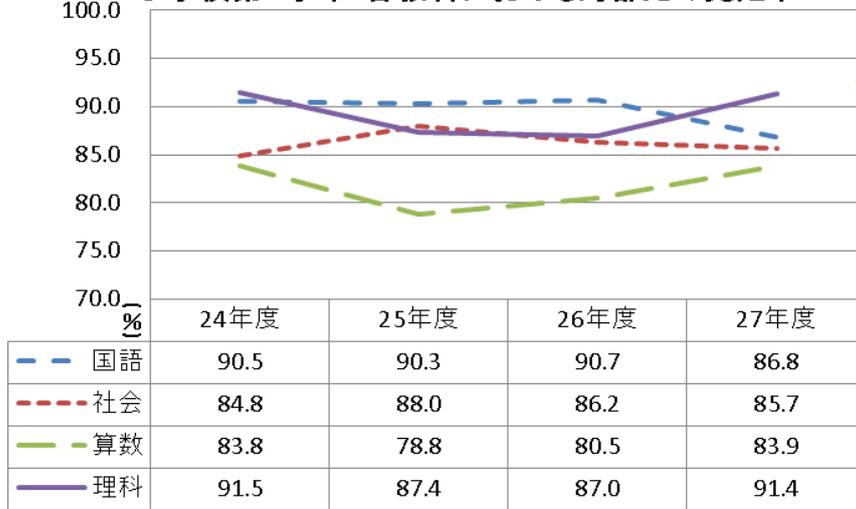
- 基本的生活習慣の充実
- 子供と親の対話時間の確保
- 朝食の摂食
- 保護者と学校との連携
 - ・ 家庭学習の在り方
 - ・ 家庭学習の確認と評価(保護者会、学校だより、学年・学級通信などを通して)

《教育委員会の取組》

- 教育ボランティアの派遣
- 中学校非常勤講師の派遣
- A L Tの派遣・配置
- 市内全小・中学校への学校図書館司書の配置
- 小・中学校授業実践交流会の実施
- 国、都、市による学力調査の実施と結果の検証
- 小学校補助教員の派遣
- 小・中学校特進講座
- 家庭学習啓発リーフレット作成
- 教職員研修会の実施・充実
- 小中一貫教育推進委員会
- 学力向上推進委員会

「児童・生徒の学力向上を図るための調査」（東京都）の経年比較

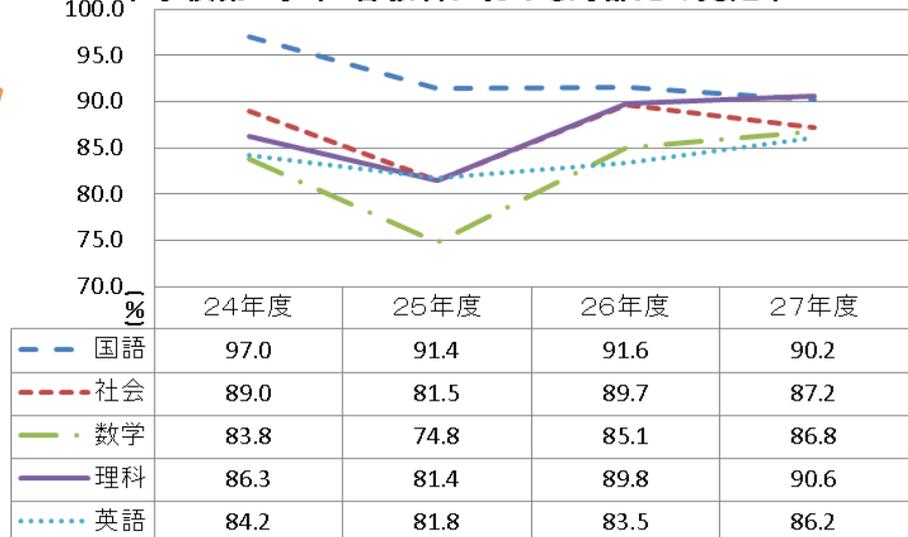
小学校第5学年 各教科における対都比の充足率



全教科において、充足率は、100%に満たない。充足率の最も低い算数にあっても上昇傾向が見られる。特に理科、国語は、比較的高い充足率を示している。

国語の充足率では、緩やかな下降傾向が見られる。数学、理科、英語において、25年度に大きな課題が見られるが、その後は充足率が上昇傾向にある。社会は、80%台を推移している。

中学校第2学年 各教科における対都比の充足率



市全体の対都比における学力の充足率には、大きな課題が見られる。一方で、近年、充足率の上昇がみられるのは、市内の学校によっては、都の充足率を上回る結果を出していることのためである。各校の実態に応じて、学力調査の結果の分析や学校評価による授業改善、東京方式に基づくきめ細かな習熟度指導、学習支援員の活用などによる効果は大きい。また、ICT機器の活用やNIEの実施、JETプログラムによるALTの全校配置等、本市の事業や各校の研究による児童・生徒の更なる学力の向上が期待されることである。

学力の向上を図る取組例

東京方式による習熟度少人数指導の効果的な実施

東京ベーシックドリルを活用した基礎学力の定着

小・中学校特進講座による学力の向上

(資料3) 学校図書館の活用

平成27年度 武蔵村山市立 小学校 学校図書館活用計画に関わる全体計画

学校の教育目標	
人間尊重の精神と深い郷土愛に根ざし、知性・感性・道徳性・体力を育み、自ら学ぶ意欲と規範意識を備えた、人間性豊かな児童の育成を図る。 進んで学ぶ子 元気な子 心の強い子 やさしい子	
○図書館利用の活動を通して、自ら学ぶ意欲をもつ子供 ○多様な読書活動を通して、豊かな心と健やかな精神をもつ子	
学校図書館活用の目標	
○児童の読書意欲を盛んにし、豊かな心情と幅広い知識を身に付ける。 ○学び方指導を充実し、望ましい図書館の利用態度や技術を身に付ける。 ○多様な資料から目的に応じた情報を選び、課題解決を図り、情報活用能力を育成する。	

育成したい能力・主な活動名		
低学年	育成したい能力	<ul style="list-style-type: none"> 学校図書館の利用の仕方について、基本的な知識や技能 やさしい読み物に興味をもち、楽しんで読書しようとする態度
	各教科等の主な活動名	<ul style="list-style-type: none"> 学習中の文学的な学習材に関連した作品（同作者の他作品、類似主題作品等）を読む国語科の活動 生活科における調べ学習の活動
中学年	育成したい能力	<ul style="list-style-type: none"> 進んで学校図書館を利用する態度を培い、楽しく資料や情報を集め、活用する力 いろいろな読み物に興味をもち、幅広く読書しようとする態度
	各教科等の主な活動名	<ul style="list-style-type: none"> 学習中の文学的な学習材に関連した作品（同作者の他作品、類似主題作品等）を読む国語科の活動 総合的な学習の時間における調べ学習の活動
高学年	育成したい能力	<ul style="list-style-type: none"> 積極的に学校図書館を利用する態度を培い、計画的に資料や情報を集め、目的に応じて活用する力 目的に応じた読み物を選び、読書を通して考えを広めたり深めたりしようとする態度
	各教科等の主な活動名	<ul style="list-style-type: none"> 文学的な学取材に関連した作品（同作者の他作品、類似主題作品等）を読む国語科の活動 社会科（歴史的分野）における調べ学習や電気を読む活動 日光移動教室に関する調べ学習の活動 総合的な学習の時間（水田学習）における調べ学習の活動 国語科における方言についての調べ学習の活動

学校司書との連携	校務分掌間の連携	市立図書館との連携
<ul style="list-style-type: none"> 読み聞かせや図書の紹介 図書の維持・管理 図書室における学習環境の整備 読書活動に関するデータの収集や分析 	<ul style="list-style-type: none"> 学習や行事等で必要な資料を紹介したり保存したりする。 国語科や情報の担当と連携し、調べ学習を多面的に行えるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 読書活動中の指導や「図書館だより」等で市立図書館の活用を促す。 各教科等の調べ学習に、団体貸出し等のサービスを活用する。

武蔵村山市の児童・生徒の体力向上に向けて

豊かな
心

生きる力

健やかな
体

確かな
学力

運動能力の向上

- 学校生活において、小学校低学年時から日常的に運動する習慣を身に付け、効率よく運動できる体、疲労からの回復が早い体、けがや病気への抵抗力が高い体づくりを行うとともに、生涯にわたって運動に親しむ態度を養う。

基本的生活習慣の定着

- 学校・家庭・地域が連携を図り、「運動・栄養・休養」の健康3原則を徹底（就寝時間や朝食の摂取を含めた基本的生活習慣の定着、日常的な運動習慣づくり等）することにより、子供たちの体力向上に必要な基盤をつくる。

《学校での取組》

- 各学校における体力向上に向けた一校一取組・一学級一実践の推進
- オリンピック・パラリンピック教育推進校等、研究活動や特色ある学校づくりと連動した体力向上策の創意工夫
- 各学校における「食に関する指導全体計画」「食に関する年間指導計画」に基づいた食育の充実
- 小中一貫教育・小中連携教育の推進

《家庭の取組》

- 基本的生活習慣の充実
 - ・ 早寝・早起きの定着
 - ・ 朝食の摂食
 - ・ 日常的な運動習慣の確立
- 保護者と学校との連携
 - ・ 地域行事への参加
 - ・ 食育及び体力向上に向けた取組の共通理解
 - ・ 学校からの配布資料の活用

《教育委員会の取組》

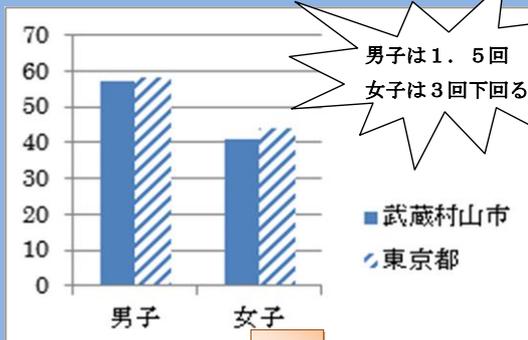
- 東京都統一体力テストの実施（市内全小・中学生）と結果の分析
- 体力向上に向けた指導法の工夫・改善（各種研修会の開催）
- 定期健康診断・就学時健康診断の実施
- 体力向上推進委員会
- 「レッツ・トライ・スポーツ」の発行
- 少年少女サッカー大会、少年少女ドッジボール大会、村山っ子相撲大会等、各種大会及び教室の開催
- 武蔵村山市体育協会のジュニア育成事業

小学校・中学校での体力分析 ～平成27年度体力テストの結果から～

【小学校の実態】

- ☆握力・立ち幅跳び・ソフトボール投げは東京都の平均を上回っている。
→昨年度、ソフトボール投げは都平均を下回っていた。
- ★20mシャトルラン・反復横跳びは、都平均を下回っている。
→20mシャトルランは近年下回っている。

★20mシャトルランの結果



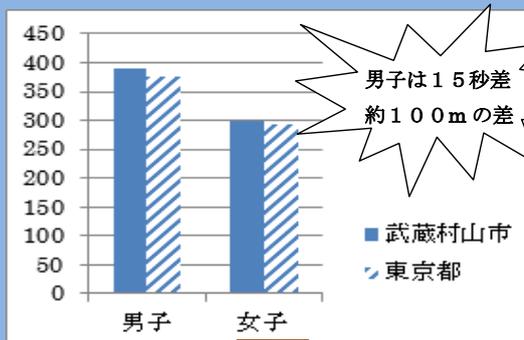
分析

- ①体を動かして、遊ぶ経験を増やしていく必要がある。
- ②運動経験が少なく、体の動かし方が分からない児童が多い。授業中に、様々な体の部位を動かす運動をしていく必要がある。

【中学校の実態】

- ☆全学年でハンドボール投げが都平均を上回っている。握力と長座体前屈も都平均を上回っている。
- ★持久走・反復横跳び・立ち幅跳びは、全学年で都平均を下回っている。
→持久走は、昨年度も結果が都平均を下回っていた。

★持久走 (男子 1500m 女子 1000m)



分析

- ①小学校の取組で、投げる動作や握力が身についている。
- ②筋力や持久力が低い。取組に対する意識の向上や、運動を長い時間持続させる力を身に付けさせる必要がある。

小学校で休み時間や放課後の時間に遊ぶ習慣・経験を増やすことで、運動習慣が身に付いたり、体の動かし方が分かったりする。その上で、中学校に進んだ際には運動に親しむ能力が身に付く。運動に親しむことや部活動など毎日一定の時間運動し続けることで、全身持久力などの長い時間持続させる力が向上する。小学校から、普段の生活習慣の中に少しでも体を動かす、運動に親しむことで体力向上を図っていくことができる。夜更かしせず睡眠時間をしっかりとることや三食しっかり食べること（特に朝ご飯）なども体力を向上させる大事なポイントであり、指導していく必要がある。

運動の日常化を図る取組例

- ☆ オリンピック・パラリンピック等で活躍したトップアスリートからの指導
- ☆ マラソン大会、対抗リレー、ロングロープ大会等、スポーツ大会の実施

- ☆ たてわり集会（小学校第1学年から第6学年を班とした外遊び）の実施
- ☆ ジョギング、縄跳び、体操など、いろいろな内容の体育朝会の実施
- ☆ 「縄跳び・ジョギングカード」等を活用した日常的な運動習慣への啓発



豊かな学校生活のために

就学支援シート

子供には、様々な個性があり、豊かな可能性があります。小学校等への入学を迎え、家庭や幼稚園・保育園・関係機関（医療機関・療育機関等）などで今まで大切にしてきたことや、小学校等へ引き継ぎたいことがあれば教えてください。

一人一人のお子さんが、新しい環境でも今まで培ってきた力を十分に発揮できるよう、お子さんに必要と思われる支援や配慮について考えていきたいと思えます。

なお、この「就学支援シート」は市内の幼稚園・保育園が共通の様式で使用しています。お子さんや御家族のプライバシーの保護にも十分配慮していますので、入学を希望される小学校等（学童クラブを含む）に安心して引き継ぎができます。

武蔵村山市教育委員会

※保護者記入欄

フリガナ お子さんの名前				
	平成	年	月	日生 男・女
住所	〒			
電話 (日中連絡が取れる連絡先)				
フリガナ 保護者の名前				
就学予定学校名				
かかりつけの病院				

※園及び関係機関記入欄

幼稚園・保育園等		記入者		施設長確認印
関係機関 (医療機関・療育機関等)		記入者		㊟

私は、就学支援シートの内容を了解し、指導・支援の目的に使用することについて同意します。**(最終確認後、署名・押印をしてください。)**

平成 年 月 日 (最終確認日)

保護者氏名

㊟

武蔵村山市の子供たちの学力を高めるために

家庭における5つの実践

1 リズムある生活を送らせよう

- ① 睡眠時間を十分にとらせよう
- ② 朝食をしっかりとらせて登校させよう
- ③ テレビ視聴やゲーム遊びにルールを設けよう

2 学習時間を確保し、毎日勉強させよう

- ① 15分を単位とし、時間を確保しよう
- ② 日記、音読及び計算の習慣を付けよう
- ③ 復習はその日に、予習で意欲を高めよう

3 読書時間を確保し、本に親しませよう

- ① 読み聞かせをしよう
- ② 親子で図書館に行こう
- ③ 読書を楽しむ子供の心に共感しよう

4 得意分野を見付け、伸ばそう

- ① 子供の関心事に敏感になろう
- ② 続けさせることで、伸ばそう
- ③ 将来の夢や希望をもたせよう

5 子供との対話を大切にしよう

- ① 家族であいさつを交わそう
- ② 本気でほめ、時にはしかろう
- ③ 幼少時から家事を担わせよう

(資料7) 平成28年度 武蔵村山市立学校 研究活動等一覧

平成28年5月1日現在

学校名	研究主題・表彰等	教科等	年度・研究指定名	☆申請中	発表会 報告書
第一小学校 23年度 校庭芝生化 25年度 コミュニティ スクール	「学びをつなぐ幼児小中の連携」 ～幼稚園・保育園との交流を通して～ 平成25年度東京都教育委員会学校表彰(団体表彰)	理科教育	27・28年度 理科観察実験支援事業	国 2	授業実践交流会 28.9.14
		オリンピック・パラリンピック	28年度 オリリンピック・パラリンピック教育推進校	都 1	
		全教科等	28年度～ 教育課題研究校「幼(保)小中連携」	市 1	
		全教科等	25年度～ 武蔵村山市NIE推進校	市 4	
第二小学校 24年度 校庭芝生化 26年度 コミュニティ スクール	みんなで考えることを楽しめる児童の育成 平成24年度東京都教育委員会学校表彰(校務改善) 平成26年度東京都教育委員会学校表彰(五中校区) 平成27年度東京都子供の体力向上推進優秀校表彰	教育課題	27～29年度 教育課程特例校(エキスパートタイム)	国 2	特色発表会 29.2.10
		理科教育	27・28年度 理科観察実験支援事業	国 2	
		オリンピック・パラリンピック	27・28年度 オリリンピック・パラリンピック教育推進校	都 2	
		全教科等	25年度～ 武蔵村山市NIE推進校	市 4	
		教育課程	25年度～ 午前5時間制推進校	市 4	
		算数	27・28年度 特色ある学校づくり推進校	市 2	
第三小学校 23年度 校庭芝生化 26年度 コミュニティ スクール	「人との関わりを大切に、豊かに表現できる児童の育成」 ～グローバル人材育成に向けたオリンピック・パラリンピック教育の充実～ 平成27年度東京都教育委員会学校表彰(三中校区)	英語教育	27～29年度 英語教育強化地域拠点事業	国 2	特色発表会 28.10.28
		理科教育	27・28年度 理科観察実験支援事業	国 2	
		オリンピック・パラリンピック	28年度 オリリンピック・パラリンピック教育重点校(豊かな国際感覚の醸成)	都 1	
		オリンピック・パラリンピック	26～28年度 オリリンピック・パラリンピック教育推進校	都 3	
		全教科等	24～28年度 学校と家庭の連携推進校	都 5	
		体力向上	27・28年度 コーディネーショントレーニング地域拠点校	都 2	
		全教科等	25年度～ 武蔵村山市NIE推進校	市 4	
第八小学校 24年度 校庭芝生化 24年度 コミュニティ スクール	礼節を大切に、自分に厳しく、人に優しく、集団や社会に主体的に働きかける児童の育成 ～新教科「徳育科」の設置を通して～ 平成21年度東京都教育委員会学校表彰(三中校区) 平成27年度東京都教育委員会学校表彰(校務改善)	新教科徳育	26～29年度 研究開発学校	国 3	報告書
		伝統・文化	27・28年度 我が国の伝統・文化教育の充実に係る調査研究事業	国 2	
		全教科等	26～28年度 コミュニティスクールマネジメント強化研究校	国 3	
		理科教育	27・28年度 理科観察実験支援事業	国 2	
		オリンピック・パラリンピック	28年度 オリリンピック・パラリンピック教育推進校	都 1	
		全教科等	28年度 学校と家庭の連携推進校	都 1	
		全教科等	25年度～ 武蔵村山市NIE推進校	市 4	
第九小学校 24年度 校庭芝生化 26年度 コミュニティ スクール	自ら問題をつかみ 追究することを通して 考えを深める子供の育成 ～思考力・判断力・表現力等を育む言語活動の充実～ 平成25年度～ USAハワイ州ホノルル市立プレジデント・トーマス・ジェファソン小学校との文化交流プロジェクト姉妹校 平成27年度ハワイ州教育局主催「Global Connections」①②児童相互互連	新教科徳育	26～29年度 新教科「徳育科」推進モデル校	市 3	報告書
		理科教育	27・28年度 理科観察実験支援事業	国 2	
		オリンピック・パラリンピック	27・28年度 オリリンピック・パラリンピック教育推進校	都 2	
		伝統・文化	27・28年度 日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度の育成事業	都 2	
		全教科等	28年度 学校と家庭の連携推進校	都 1	
		英語活動	24～28年度 教育課題研究校「国際交流・英語活動」	市 5	
		全教科等	25年度～ 武蔵村山市NIE推進校	市 4	
第十小学校 24年度 校庭芝生化 26年度 コミュニティ スクール	主体的に読む児童の育成 ～説明的文章の指導を通して～ 平成19年度東京都教育委員会学校表彰(団体表彰) 平成24年度東京都教育委員会環境教育優良校賞 平成26年度東京都教育委員会学校表彰(五中校区) 平成27年度東京都子供の体力向上推進優秀校表彰	理科教育	27・28年度 理科観察実験支援事業	国 2	道徳授業地区公開 講座授業公開 28.6.4
		伝統・文化	27・28年度 我が国の伝統・文化教育の充実に係る調査研究事業	国 2	
		道徳教育	28・29年度 東京都道徳教育推進拠点校	都 2	
		伝統・文化	27・28年度 日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度の育成事業	都 2	
		オリンピック・パラリンピック	27・28年度 オリリンピック・パラリンピック教育推進校	都 2	
		体育・健康	23～31年度 「1日60分運動・スポーツ」小学校総合運動部活動実践モデル校	都 6	
		伝統・文化	22～28年度 日本の伝統・文化教育推進事業	市 6	
雷塚小学校 24年度 校庭芝生化 25年度 コミュニティ スクール	英語力の基礎・基本を身に付ける、小学校英語カリキュラムの在り方 平成25年度東京都教育委員会学校表彰(校務改善) 平成27年度東京都教育委員会学校表彰(三中校区)	理科教育	27・28年度 理科観察実験支援事業	国 2	出前ICT環境整備 事業 公開授業 28.7.1 英語教育強化地域 拠点事業 中間発表会 29.1.18
		英語教育	27～29年度 英語教育強化地域拠点事業	国 2	
		全教科等	27・28年度 出前ICT環境整備事業	都 2	
		オリンピック・パラリンピック	28年度 オリリンピック・パラリンピック教育推進校	都 1	
		特別支援教育	26～28年度 「自閉症・情緒障害学級」の教育課程の研究・開発事業(小学校)	都 3	
		全教科等	28年度 学校と家庭の連携推進校	都 1	
		全教科等	25年度～ 武蔵村山市NIE推進校	市 4	
小中一貫村山学園 22年度 校庭芝生化 23年度 コミュニティ スクール	「主体的・協働的に学ぶ児童・生徒の育成」 ～9年間の小中一貫教育を通して～ 平成23年度東京都教育委員会学校表彰(団体表彰) 平成25年度東京都教育委員会学校表彰(校務改善)	理科教育	27・28年度 理科観察実験支援事業	国 2	「第1回小中一貫教育全国サミットin武蔵村山」発表会 28.10.21
		算数・数学・理科・特別活動	28・29年度 アクティブ・ラーニングの視点からの学習・指導方法に関する実践研究	国 1 ☆	
		オリンピック・パラリンピック	26～28年度 オリリンピック・パラリンピック教育推進校	都 3	
		オリンピック・パラリンピック	28年度 オリリンピック・パラリンピック教育重点校(ボランティアの醸成)	都 1	
		教育課題	23～28年度 学校と家庭の連携推進校	都 6	
		特別活動	28年度 安全教育推進校	都 1	
		言語能力向上	25～28年度 言語能力向上拠点校	都 1	
		大学院連携	27・28年度 東京大学大学院小中一貫教育連携協力校	市 2	
		全教科等	23～28年度 小中一貫教育研究指定校	市 6	
		全教科等	25年度～ 武蔵村山市NIE推進校	市 4	

学校名	研究主題・表彰等	教科等	年度・研究指定名	☆申請中	発表会 報告会
小中一貫校大南学園 第七小学校 23年度 校庭芝生 25年度 コミュニティ スクール	児童がすすんで授業に参画するための、タブレットを活用した指導の工夫 平成22年度東京都教育委員会学校表彰(団体表彰)	全教科等	23~31年度 生活習慣や運動習慣等の定着に関する実践研究校	部 9	「第11回小中一貫教育全国サミット」武蔵村山発表会 28.10.21
		全教科等	28年度 ICT教育環境整備支援事業	部 1	
		体育・健康	28年度 オリンピック・パラリンピック教育推進校	部 1	
		全教科等	25~28年度 武蔵村山市NIE推進校	市 3	
		全教科等	28年度 小中一貫教育研究指定校	市 1	
		全教科等	28・29年度 特色ある学校づくり推進校	市 1	
		水田学習	25年度~ 「Dr.ドロえもんプロジェクト」活用水田学習推進校	市 1	
小中一貫校大南学園 第四中学校 23年度 校庭芝生 25年度 コミュニティ スクール	新聞を活用した思考力、判断力、表現力の育成	教育課題	23~28年度 学校と家庭の連携推進校	部 6	「第11回小中一貫教育全国サミット」武蔵村山発表会 28.10.21
		オリンピック・パラリンピック	27・28年度 オリンピック・パラリンピック教育推進校	部 2	
		体力向上	28~30年度 スーパーアクティブスクール	部 3	
		全教科等	27・28年度 出前ICT環境整備事業	部 2	
		全教科等	25年度~ 武蔵村山市NIE推進校	市 4	
		数 学	27・28年度 小中一貫教育研究指定校	市 2	
		数 学	25~28年度 世界に羽ばたく数学者育成推進校	市 4	
		全教科等	27・28年度 「話し合い活動」推進校	市 2	
		部活動	27・28年度 部活動等競技奨励校	市 2	
		全教科等	25~28年度 東京都NIE実践指定校	民 4	
		道徳教育	28・29年度 東京都道徳教育推進拠点校	部 2	
教育課題	25~28年度 学校と家庭の連携推進校	部 3			
オリンピック・パラリンピック	26~28年度 オリンピック・パラリンピック教育推進校	部 3			
英 語	27・28年度 海外派遣教師によるALL ENGLISH講座事業	市 2			
全教科等	25年度~ 武蔵村山市NIE推進校	市 4			
全教科等	25~28年度 電子黒板活用教育研究校	市 4			
全教科等	28・29年度 特色ある学校づくり推進校	市 1			
第一中学校 23年度 校庭芝生 25年度 コミュニティ スクール	主体的に考え、自分の言葉で表現する生徒の育成 平成25年度東京都教育委員会学校表彰(団体表彰)	英 語	27~29年度 英語教育強化地域拠点事業	国 2	授業実践交流会 28.10.5 ALL ENGLISH講座
		オリンピック・パラリンピック	27・28年度 オリンピック・パラリンピック教育推進校	部 2	
		全教科等	28年度 学校と家庭の連携推進校	部 1	
		全教科等	20~28年度 ICT機器活用教育研究校	市 8	
		英 語	27・28年度 海外派遣教師によるALL ENGLISH講座事業	市 2	
第三中学校 23年度 校庭芝生 25年度 コミュニティ スクール	確かな学力の育成 ~確かな学力を身に付けるための協働的な学びの実践~ 平成24年度東京都教育委員会学校表彰(校務改善) 平成27年度東京都教育委員会学校表彰(三中校区)	オリンピック・パラリンピック	27・28年度 オリンピック・パラリンピック教育推進校	部 2	ALL ENGLISH講座
		全教科等	28年度 学校と家庭の連携推進校	部 1	
		全教科等	20~28年度 ICT機器活用教育研究校	市 8	
		全教科等	25年度~ 武蔵村山市NIE推進校	市 4	
第五中学校 23年度 校庭芝生 26年度 コミュニティ スクール	生徒の分かる・できる力を高める「学び合い学習」の充実 ~指導方法の改善を目指して~ 平成24年度東京都教育委員会学校表彰(校務改善) 平成26年度東京都教育委員会学校表彰(五中校区) 平成27年度東京都子育ての体力向上推進優秀校表彰	英 語	27・28年度 我が国の伝統・文化教育の充実に係る調査研究事業	国 2	「第11回小中一貫教育全国サミット」武蔵村山発表会 28.10.21
		オリンピック・パラリンピック	27・28年度 オリンピック・パラリンピック教育推進校	部 2	
		全教科等	25年度~ 武蔵村山市NIE推進校	市 4	
		部活動等	27・28年度 地域防災連携五中レスキュー隊	市 2	
		部活動等	27・28年度 部活動ハンドボール競技奨励校	市 2	
		部活動等	27・28年度 部活動ハンドボール競技奨励校	市 2	

武蔵村山市教育委員会 主な事業

平成28年度~ 特別支援教室の開設
平成28年度 村山学園を拠点校
平成29年度 第八小学校を拠点校
平成30年度 第九小学校を拠点校

昭和53年度~ 水田学習 全小学校5年生
ICTを活用した小学校水稲栽培学習
平成25年度~ Dr.ドロえもんPJ
東京大学大学院農学部生命科学研究所連携事業

平成8年度~
A.L.T増設配置(中学校・小学校)
財団法人自治体国際化協会事業
語学指導等を行う外国青年招致事業
JETプログラム(東京都で唯一の導入)

平成12年度~
全小・中学校へ教育ボランティア派遣
教育ボランティア派遣
学習支援ボランティア

第11回小中一貫教育全国サミット in 武蔵村山
10月21日(金)・22日(土)
〇研究協議・村山学園・大南学園・第五中学校
〇シンポジウム・フォレストイン昭和館

平成14年度~
全小学校補助教員を配置
小学校補助教員配置事業
平成22年度~ 大規模校複数配置

平成14年度~
全中学校へ外部指導員派遣
平成27年度~
運動部活動支援プロジェクト事業

平成17年度~
全小・中学校での漢字検定の実施
小学校4年及び中学校2年で実施
平成27年度~
中学校3年で英語検定の実施

平成19~25年度
全小・中学校 水道直結化工事を完了
小・中学校東京都水数値直結給水

平成20年度~
全小学校英語活動支援員配置
小学校英語活動支援員配置事業

平成21年度~
全小・中学校への学校図書配置
学校図書活用推進事業学校図書プロジェクト
学校図書館たより発行12号

平成21~25年度
全中学校非常勤講師配置事業
中学校非常勤講師配置事業

平成21年度~
特別支援教育支援員の派遣
特別支援教育支援員配置事業

平成22年度~
スクールソーシャルワーカー事業
文部科学省地域指定
スクールソーシャルワーカー配置
スクールソーシャルワーカー活用事業

平成22年度~
全小・中学校 校庭芝生
東京都立学校運動場芝生化事業

平成23年度~
スクールカウンセラーの全校配置
(平成25年度より東京都教育委員会事業)
全員面接の実施

平成23年度~
市立小・中学校の
コミュニティ・スクール指定
平成26年度
全校指定

平成24年度~
東京都教育委員会
学校経営支援組織指定
小・中学校全校指定

平成24年度~
東京都学校事務の共同実施
武蔵村山市学校事務共同実施試行
平成27年度~
全小・中学校実施

平成24年度~
第三中学校への塾講師派遣
平成27年度~
全中学校への塾講師派遣
中学校特選講座事業

平成25年度~
確きUP研修会
自主研修・承認研修に対する助成金制度
国内外の研究の助成

平成26年度
第八小学校への塾講師の派遣
平成27年度~
全小学校塾講師派遣
小学校特選講座事業

平成27年度~
文部科学省地域指定
全小学校への理科組織実験支援員配置
観察実験アシスタント(PASEO)配置事業

平成27年度~
東京都教育委員会
全小・中学校への学力向上支援員配置
学力ステップアップ推進地域指定事業

平成27年度~
中学校運動部活動支援事業
全中学校

★小学校授業実践交流会
平成28年9月14日(水)
会場 第一小学校 全教科等公開授業

★中学校授業実践交流会
平成28年10月5日(水)
会場 第一中学校 全教科等公開授業

第5回 小中学生 百人一首大会
平成28年12月10日(土)
会場 総合体育館・第二・第三体育室

第18回 武蔵村山市 教育のつどい
平成29年1月21日(土)
会場 さくらホール・大ホール

2014

武蔵村山市 スポーツ都市宣言



スポーツだいすき むさしむらやま

武蔵村山市 スポーツ都市宣言

私たち武蔵村山市民は、緑豊かな狭山丘陵のもと、生涯を通じてスポーツを愛し、スポーツに親しむことにより、健康で豊かな心とからだを育み、明るく活力に満ちた、武蔵村山市を築くため、ここにスポーツ都市を宣言します。

- 1 スポーツに親しみ、健康でいきいきとした心とからだをつくりましょう。
- 1 スポーツを実践し、自分を鍛え、強い心とからだをつくりましょう。
- 1 スポーツを楽しみ、わくわくした明るい毎日をすごしましょう。
- 1 スポーツを通じ、地域の絆を育み、友情の輪をひろげましょう。
- 1 スポーツを愛し、すべての市民が夢や希望を持つことのできる活力に満ちたまちをつくりましょう。

青少年健全育成基本方針重点項目

1 家庭における青少年の健全育成

- (1) 家族みんなの心がふれあう家庭をつくる
- (2) 家庭の中でのルールづくりやしつけに取り組む
- (3) 家族で、地域行事やボランティア活動などに参加する

2 学校における青少年の健全育成

- (1) 学校で「生きる力」となる豊かな心を育てる
- (2) 学校の中で、より良い人間関係を育てる
- (3) 学校は、地域社会と連携しながら子供を育てる

3 地域社会における青少年の健全育成

- (1) 地域行事に子供たちが参加できるようにする
- (2) 地域社会で、子供たちが過ごしやすい環境をつくる
- (3) 地域社会の教育力を高めていくようにする

4 行政における青少年の健全育成

- (1) 家庭教育に関する啓発活動をする
- (2) 学校や関係団体と連携をとって青少年問題に対応する
- (3) 家庭、学校、地域社会が連携をとるための橋渡しをする



ふれあいと 対話が育てる 子の未来



武 蔵 村 山 市
青少年健全育成協力店標章

武蔵村山市青少年問題協議会
武蔵村山市教育委員会
武蔵村山市青少年補導連絡会
武蔵村山市青少年対策地区委員会
武 蔵 村 山 市

備考 この標章には、武蔵村山市教育委員会の名称のほか、武蔵村山市青少年健全育成協力店指定制度の趣旨に賛同する関係行政機関及び関係団体の名称を表示することができる。

10 用語解説

行	用語	用語解説
あ	I C T	Information and Communication Technology の略。情報 (information) や通信 (communication) に関する技術の総称。 小・中学校における、分かりやすい授業の実現、子供たちの情報活用能力の育成を図ることなどを目的に、教育用及び校務用のパソコン、校内LAN の設備などの環境を整備する。
	生きる力	平成10年告示の学習指導要領において示され、現行の学習指導要領にも受け継がれている基本的な考え方。変化の激しいこれからの社会を生きるために必要な知・徳・体のバランスのとれた力。
	一校一研究	市内全ての学校が、文部科学省・東京都教育委員会・武蔵村山市教育委員会等の研究指定校・推進校・奨励校等の指定を受け、学校の特色化を推進するために行われる校内研究の在り方。本市において平成20年度より実施。
	一校一取組	平成22年に東京都教育委員会により示された「総合的な子供の基礎体力向上方策」における取組の一環。体力テストの結果を踏まえて、学校ごとに、これまでの取組を踏まえて更に工夫した特色ある取組を行うこと。
	インクルーシブ教育	個人に必要な「合理的配慮」が提供されることで、障害のある人とない人が共に教育を受けること。
	A L T (外国語指導助手)	Assistant Language Teacher (外国語指導助手) の略のこと。外国語科担当教員の助手として授業を行ったり、様々な学校教育活動に従事したりしている。本市においては、平成8年度より、国のJETプログラム(語学指導等を行う外国青年招致事業)により、各中学校に常勤している。
	エコスクール	環境を考慮した学校施設のこと。学校施設を整備する際に、環境への負荷を低減するため、太陽光発電や木材利用、省エネルギー設備の活用を図るとともに、教育を通じ環境保全活動が促進されるよう工夫された学校施設。

行	用語	用語解説
あ	N I E	Newspaper in Educationの略。学校で新聞を教材として活用する取組。日本では、昭和60年の静岡で開かれた新聞大会で提唱された。社会性豊かな青少年の育成や民主主義社会の発展などを目的として、全国で展開されている。
	屋外体験学習広場	青少年の心身の健全な育成を図るため、狭山丘陵の自然を生かし、青少年に対して自然体験や自主性、協調性等を養うための体験学習を行うことができる施設。
	O J T	On the Job Training の略。日常的な職務を通して、必要な知識や技能、意欲、態度などを、意識的、計画的、継続的に高めていく取組。東京都教育委員会では、管内各学校で、校長の人材育成計画に位置付けて実施している。
	おはなしの会	市内の各図書館で、月1～2回幼児から小学生を対象に、主に絵本の読み聞かせや紙芝居を演じている。他に手(指)遊び、パネルシアター(絵人形をパネルに貼ったり取ったりして演じる劇)、ストーリーテリング(物語を覚えて子供たちに語ること)なども実施。
	オリンピック・パラリンピック教育	オリンピック・パラリンピックを題材にして、スポーツへの理解・関心の向上、生涯を通じたスポーツへの主体的な参画の定着・拡大、これからの社会に求められる資質・能力等の育成、障害者への理解などを目的に行う教育。
か	外国語活動	小学校学習指導要領に基づき、平成23年度より、第5・第6学年で年間35単位時間が必修となった学習活動。国語に慣れ親しませる活動を通じて、言語や文化について体験的に理解を深めるとともに、コミュニケーション能力の素地を養うこと等を目標として行われる。
	学習指導要領	全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、学校教育法等に基づき、文部科学省から告示された教育課程編成する際の基準。各学校ではこれを踏まえ、教育課程を編成している。
	学校関係者評価委員会	学校教育法に規定された学校評価の実施手法の一つ。保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価(各学校の教職員が行う評価)の結果について評価することを基本として行う評価。

行	用語	用語解説
か	学校規模等適正化基本方針	武蔵村山市立学校の規模及び配置の適正化を図るための指針を策定するため、武蔵村山市立学校規模等適正化検討委員会が武蔵村山市教育委員会に報告し、取りまとめたもの。
	学校司書	専門的な知識・経験を有する学校図書館担当事務職員。学校教育法に規定される「その他必要な職員」に相当するが、制度上の資格の定めはない。本市においては、市立学校における読書活動の推進と、児童・生徒の健全育成を目的として、平成21年度より、市内全校に配置された。
	学校選択制	区市町村教育委員会は、就学校を指定する場合に、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取することができる。（学校教育法施行規則第32条第1項） この保護者の意見を踏まえて、区市町村教育委員会が就学校を指定すること。
	学校評価	各学校が、自らの教育活動等について、目指すべき目標を設定し、その達成状況等について評価することにより、組織的・継続的な改善を図ることなどを目的として、実施される評価のこと。学校教育法等により、実施及び結果の公表が義務付けられている。
	学校評議員	学校・家庭・地域の連携により、子供の健やかな成長を担うため、保護者や地域住民の意向を把握・反映しながら学校としての説明責任を果たすことなどを目的として、学校に置くことができるとされている制度。平成12年の学校教育法施行規則の一部改正により規定された。
	教育ボランティア	本市の各学校、適応指導教室等で実施する教科学習や様々な体験学習等を支援できる者を本市教育委員会に登録し、その者の知識、技能等の提供を得る制度。学校教育の一層の充実を図ることなどを目的としている。
	キャリア教育	望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。平成11年に中央教育審議会において、定義が示された。

行	用語	用語解説
か	クリーン作戦	通学路や道路、公園など、市内を区域ごとで一斉に清掃を行い、地域の環境を自らの手できれいにし、青少年の社会参加を目的とする取組。「関東地方環境美化の日」（毎年5月30日）ゴミゼロデーの統一キャンペーンの一環として、昭和59年から実施している。
	校内LAN	ローカルエリアネットワーク（Local Area Network）の略。 学校内のコンピュータをネットワークで接続したシステム。校内LANを導入することで、教員の別々のパソコン同士でデータ等を共有したり、子供たちの学習成果を保存・発表するなどの活用ができ、より効果的な指導が期待できる。
	校務支援システム	学校の校務全般の情報を共有することにより、きめ細やかな指導を可能とするとともに、校務の負担軽減を図り、教員が子供たちと向き合う時間や教員同士が相互に授業展開等を検討し合う時間を増加させ、ひいては、教育の質の向上と学校経営の改善に資するもの。
	心の教育	子供たち一人一人が、人間として調和のとれた成長を遂げることができるようにするために、生命を尊重する心、他者への思いやりや社会性、倫理観や正義感、美しい物や自然に感動する心等の人間性の育成を目指して行われる教育。
	子供読書活動推進計画	「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月12日法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、読書活動の推進に関する施策を示したもの。本市は、平成19年2月に5か年の計画が策定され、第二次計画が平成24年3月に策定された。
	個別指導計画	児童・生徒の障害に応じたきめ細やかな指導を行うために、一人一人の障害の実態や発達の段階の把握に基づき、指導目標や内容、方法等の手だてを各教科等全般にわたって作成するもの。

行	用語	用語解説
か	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）	<p>学校・保護者・地域住民がともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。コミュニティ・スクールには保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会が設けられ、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べるといった取組が行われる。これらの活動を通じて、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映させることができる。</p>
さ	指定管理者制度	<p>平成15年の地方自治法の改正により、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上及び経費の節減等を図ることを目的として創設された。指定管理者制度では、民間事業者等を含む法人その他の団体に、使用許可処分も含めて施設の管理を委任できるようになり、地域の活性化や行政改革の推進等が期待されている。</p>
	児童・生徒の学力向上を図るための調査（市調査）	<p>市内各小・中学校において、児童・生徒の確かな学力定着を図るための基礎資料として、調査の結果を活用し、教育課程及び授業の充実・改善に生かすことを目的として実施される学力調査。平成17年度から小学校第3学年及び中学校第1学年において実施している。</p>
	児童・生徒の学力向上を図るための調査（都調査）	<p>学習指導要領に示されている教科の目標や内容の実現状況等を把握するとともに、市として教育課程や指導方法等に関わる課題を明確にし、その改善・充実を図ることなどを目的として、東京都教育委員会により都内全公立小・中学校等で実施される学力調査。平成15年度から実施している。</p>
	授業改善推進プラン	<p>市及び東京都教育委員会が実施する「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果等をもとに作成される、授業改善の具体的視点を示したプラン。東京都教育委員会により小学校は平成17年度から、中学校は平成16年度から作成が義務付けられている。本市においては全校が各学校ホームページで保護者・地域住民に公開している。</p>

行	用語	用語解説
さ	授業実践交流会	<p>本市の小学校及び中学校の教員が、それぞれ、相互に授業を公開し合うとともに、授業改善の在り方について講師から指導を受けることにより、教員の授業力向上を図ることを目的として実施する交流会。平成18年度から小学校授業実践交流会、中学校授業実践交流会として、年に1回ずつ実施している。</p>
	小中一貫教育・小中連携教育	<p>小学校と中学校の義務教育9年間に連続性をもたせて行う教育。従来の6-3制を4-3-2制にしたり、独自の教科・科目を設置することにより、現代の社会の変化や子供の身体的、精神的発育の変化に対応した教育を行うもの。</p> <p>これまでの小学校と中学校間の教育内容や方法の段差を解消し、教育活動の連携、教育指導の連続性、教職員間の連携及び地域間の連携等を目標としている。</p> <p>本市では、平成22年4月に東京都多摩地区初の施設一体型小中一貫校村山学園を開校し、当該校をパイロット校として、市内全域で小中一貫教育・小中連携教育を推進している。</p>
	小中一貫教育カリキュラム	<p>義務教育9年間で「人間力の育成」を目指すことを教育目標に、児童・生徒に系統的・継続的な指導を行うため、学習指導要領に準拠し、各教科等で「子供たちに育てたい力」「重点指導項目」「単元系統一覧表」「年間指導計画」などを設定するほか、昨今の社会変化への対応課題である「基本カリキュラム4重点」（言語力育成・情報リテラシー育成・キャリア教育・心の教育）を各教科等の中で指導するための教科横断的な学習計画などで構成されている。</p>
	少人数指導	<p>各教科等の授業において、例えば、1つの学級を2つのグループに分けたり、2つの学級を3つのグループに分けたりして、少人数で授業を行う授業形態や方法。児童・生徒一人一人に対して、きめ細かい指導を行うことが可能となり、そのことによって、指導の効果を高めることをねらいとして実施するもの。</p>

行	用語	用語解説
さ	就学援助システム	武蔵村山市就学援助制度の認定基準等を設定することにより、申請者・認定者の管理を行い、学用品費や校外活動費、学校給食費等の支給処理等を総合的に管理するシステム。
	就学支援シート	就学が決定した後に、幼稚園・保育所、療育機関等における子供たちの様子や指導・保育又は訓練の様子を小学校や特別支援学校小学部に引き継ぎ、障害のある子供の就学後の学校生活をより適切なものにしていくために作成するもの。
	習熟度別指導	少人数指導のうち、児童・生徒の学習の習熟度別にグループを編成して行う授業形態や方法。
	食育	生きる上での基本として、知育・徳育・体育の基礎となる食に関する指導の総称。様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることを目的として行われるもの。平成17年に制定された「食育基本法」等に基づき、各学校において、計画的・継続的に実施される。
	情報モラル	情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度。
	情報リテラシー	コンピュータやネットワークの基礎的な理解、コンピュータやソフトウェアの操作、情報検索能力。
	人権教育	一人一人の児童・生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れ、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることを目標に行われる教育。
	スクールカウンセラー	児童・生徒のいじめや不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制の充実を図るために、文部科学省・東京都教育委員会及び本市教育委員会の事業として、各小・中学校に配置される臨床心理士等、専門的な知識・経験を有する者。

行	用語	用語解説
さ	スクールガード リーダー	地域ぐるみの学校安全体制整備のため、学校敷地内及び通学路の定期的な巡回の実施及び教職員への指導・助言及び、学校安全を担う人材育成のために講習会を行う、教育委員会が委嘱した防犯の専門家及び警察官OB等のこと。
	スクールソーシャル ワーカー	いじめ、不登校、暴力行為等の生活指導上の課題に学校と関係機関が連携して対応するために、文部科学省・東京都教育委員会及び本市教育委員会の事業として、各小・中学校に配置される福祉や教育の分野において専門的な知識・経験を有する者。
	スポーツ祭東京 2013	平成25年に東京都で、「第68回国民体育大会」と「第13回全国障害者スポーツ大会」を一つの祭典として開催したスポーツの大会。
	青少年健全育成協 力店指定制度	青少年の非行防止その他青少年の健全な育成に資する取組を積極的に推進する店舗等を青少年健全育成協力店として指定し、地域と一体となって青少年の環境の整備を推進し、青少年の健全な育成を図る制度。
	セーフティ教室	児童・生徒に犯罪を起こさせない、犯罪に巻き込ませないための教育活動の一つとして、東京都教育委員会と本市教育委員会の連携により、管内の全公立小・中学校・都立学校で実施している事業。平成17年度から本市の全ての小・中学校で、警察、その他外部機関等の協力を得て、毎年度1回ずつ実施している。
	全国学力・学習状 況調査	義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることなどを目的として、文部科学省により全国の公立小・中学校等で実施される学力調査。平成19年度から実施している。
	総合型地域スポー ツクラブ	身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、(1) 子供から高齢者まで(多世代)、(2) 様々なスポーツを愛好する人々が(多目)、(3) 初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)という特徴をもち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

行	用語	用語解説
さ	総合教育会議	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行(平成27年4月)に伴い新設された、教育行政についての重要課題等に対処するための協議・調整等を行う組織。
た	ティーム・ティーチング	複数教員により、協力的指導を行う授業形態や方法。児童・生徒一人一人に対して、きめの細かい指導を行うことが可能となり、そのことによって、指導の効果を高めることをねらいとして実施するもの。
	中1ギャップ	小学校から中学校に進学したときに、学習や生活の変化になじめず、いじめや不登校などの様々な困難を抱えてしまう生徒が増える現象。
	適応指導教室	不登校児童・生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・適応指導を行うことにより、学校復帰を支援し、もって不登校児童・生徒の社会的自立に資することを目的として、教育委員会が設置・運営する教育支援センター。本市においては、「ゆうゆう教室」と称し、平成14年度に、教育センター内に設置された。
	出前講座	平成13年6月からスタートした生涯学習事業の一つで、日頃、市が行っている仕事に関する情報を「出前講座むさしむらやま塾」として市民等に提供するもの。
	東京都統一体力テスト	東京都の児童・生徒の体力・運動能力等の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、これらの取組を通じて、学校における児童・生徒の体力・運動能力等の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的として、平成23年度より実施されている体力テスト。
	道徳授業地区公開講座	東京都教育委員会及び本市教育委員会により、家庭・学校及び地域社会が連携して子供たちの豊かな心を育むとともに、小・中学校等における道徳教育を充実させることを目的として、毎年度、全ての都内公立小・中学校等で実施している事業。本市では、平成15年度から市内全小・中学校で実施している。

行	用語	用語解説
た	特別支援学級	特別支援学級には毎日通学する学級（固定学級）と通常の学級に在籍しながら、週1～2回（一週間で8時間以内）個別指導等を受ける（通級指導学級又は特別支援教室）がある。
	特別支援教育	障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。 平成19年4月から学校教育法に位置付けられ、全ての学校において、障害のある児童・生徒の支援を更に充実していくことになった。
	特別支援教室	教員が巡回して発達障害教育を実施するもので、平成30年度までに全ての小学校に設置する予定。
な	認知症サポーター	地域の認知症患者をサポートするため、認知症サポーター養成講座を受講して取得する資格。
は	P D C A サイクル	Plan-Do-Check-Act サイクルの略。 事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つとして、第二次世界大戦後、ウォルター・シューハート、エドワーズ・デミングらにより提唱された。学校においては、この手法を学校評価の実施方法として取り入れることにより、教育内容の計画・実行・評価・改善の4段階を繰り返すことを意味している。
	副籍制度	都立の特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する児童及び生徒が、武蔵村山市立の小学校又は中学校に副次的に籍を置き、市立学校の学校行事や学習活動へ参加し交流をすることにより、居住する地域とのつながりを維持及び継続を図るもの。
	ブックスタート事業	乳幼児健診の受診者に、赤ちゃん向け絵本と保護者向けの絵本リストなどをセットにして、図書館職員等の説明を添えてプレゼントするもの。
	不登校	何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること。ただし、病気や経済的な理由による者を除く。

行	用語	用語解説
は	不登校カルテ	不登校を理由とする欠席日数が年間30日以上の児童・生徒一人一人について、指導、面接、家庭訪問等の学校復帰支援の経過を記録することを通して、学校と教育委員会が情報を共有するとともに、継続的な支援等を実現させることを目的として、市内各小・中学校で作成し、教育委員会に提出する書類。
	放課後子ども教室	平成19年度から実施されている文部科学省及び厚生労働省による「放課後子どもプラン」に基づき、学校の余裕教室などを活用して、放課後の子供たちの適切な遊びや生活の場を確保する取組。本市では、平成19年度から市立小学校において実施している。